

第 4 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 6 月 5 日 開会

平成 24 年 6 月 8 日 閉会

南 部 町 議 会

第 4 4 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月5日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	4
○ 町長提出議案提案理由の説明	5
○ 陳情第 1 号及び陳情第 2 号の上程、委員会付託	9
○ 散会の宣告	9

第 2 号（6月6日）

○ 議事日程	1 1
○ 本日の会議に付した事件	1 1
○ 出席議員	1 1
○ 欠席議員	1 2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 2
○ 開議の宣告	1 3
○ 一般質問	1 3
工 藤 幸 子 君	1 3

夏 堀 文 孝 君	1 8
立 花 寛 子 君	2 4
中 館 文 雄 君	3 7
○散会の宣告	4 8

第 3 号 (6 月 7 日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	5 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○職務のため出席した者の職氏名	5 0
○開議の宣告	5 1
○一般質問	5 1
八木田 憲 司 君	5 1
川守田 稔 君	6 0
工 藤 久 夫 君	7 2
○散会の宣告	8 5

第 4 号 (6 月 8 日)

○議事日程	8 7
○本日の会議に付した事件	8 8
○出席議員	8 8
○欠席議員	8 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 8
○職務のため出席した者の職氏名	8 9
○開議の宣告	9 0
○報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0

○ 報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○ 報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○ 報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○ 報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
○ 報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○ 報告第 9 号の上程、説明、質疑	1 0 3
○ 報告第 1 0 号の上程、説明、質疑	1 0 5
○ 報告第 1 1 号の上程、説明、質疑	1 0 6
○ 報告第 1 2 号の上程、説明、質疑	1 0 7
○ 議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○ 議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○ 議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○ 議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○ 議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○ 議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○ 陳情第 4 号から陳情第 2 号の委員長報告	1 3 7
○ 陳情第 4 号の質疑、討論、採決	1 3 9
○ 陳情第 5 号の質疑、討論、採決	1 4 0
○ 陳情第 6 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○ 陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 4 2
○ 陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 4 3
○ 常任委員会報告	1 4 4
○ 閉会中の継続調査の件	1 4 4
○ 議員派遣の件	1 4 5
○ 日程の追加	1 4 5
○ 発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○ 発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○ 閉会の宣告	1 4 8
○ 署名議員	1 5 1

第44回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年6月5日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第1号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書
提出に関する陳情書
- 第 6 陳情第2号 国の地方出先機関の存続を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長		小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長		小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長		極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
農 林 課 長		中 村 一 雄 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長		福 田 修 君	建 設 課 長	工 藤 満 君
会 計 管 理 者		谷 内 恭 介 君	名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長		麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長		山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長		工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第44回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る5月29日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第44回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告10件、条例など4件、平成24年度補正予算2件でございます。そのほかの案件といたしましては、陳情2件、常任委員会報告などがございます。一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、陳情書につきましては所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月5日から8日までの4日間といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

- 議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番工藤幸子君、13番馬場又彦君を指名いたします。

会期の決定

- 議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月5日から6月8日までにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、6月5日から6月8日までの4日間に決定いたしました。

諸般の報告

- 議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案6件、報告10件、陳情2件、常任委員会報告などの件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第44回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提出案件の概要をご説明する前に、3月議会以降の状況につきましてご報告いたします。

まず、達者村についてであります。これまで町が中心となって事業の立案や事務局を務めておりましたが、昨年からは民間主導での運営に向け準備を進めてまいりました。先月18日には、「達者村を民間主導で推進するNPO法人の設立総会」が開かれ、法人名を「特定非営利活動法人青森なんぶの達者村」とすることなどが承認されております。

また30日には、県に法人設立の申請を済ませておりまして、今後、審査を経て、8月上旬に正式に法人へ移行する見込みとなっております。NPO法人化によって達者村は今後、町民主体での展開を進めることとなりますが、NPO法人青森なんぶの達者村が核となり、町民、関係団体がそれぞれの特色を活かし、連携を深め、相乗効果を発揮することで、より魅力あふれる達者村づくりが進められると期待するものであります。町としましても、NPO法人に対しての情報提供や観光情報の発信などを初め、可能な限り支援を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、農作物についてであります。今年3月の大雪により、雪どけが大幅に遅れた影響で、5月25日現在の田植えの進捗率は72%と、平年を8%下回っている状況であります。

また、果樹につきましては今月1日、サクランボの作柄調査を行ったところ、着果数が平年の5割から6割程度であることが分かりました。授粉の時期に雨が重なったことにより、うまく授粉ができなかったものではないかと思われておりまして、今月23日から始まる「名川さくらんぼ狩り」につきましては、期間を1週間短縮して開催する予定としております。被害を受けられた生産者に対しましては今後、関係機関との連携を密に情報提供や営農指導に当たってまいりたいと思っております。

次に、ぼたんまつりについてであります。農作物と同様、大雪の影響によりまして開花が1

週間ほどおくれれておりましたが、5月中旬以降の天候の回復によって開花が一気に進み、園地全体としておよそ五分咲きの状態で先月30日の開園を迎えることができました。見ごろを迎えた園内の様子をマスコミに報道していただいたことで、開園以来、県内外から毎日1,000人を超える方にご来園いただき、日曜日までの5日間の来園者数は約6,500人となっております。連日の好天続きによりまして、現在は晩生種が見ごろとなっております。ぼたん園は今月10日まで開園してございますので、議員各位におかれましても、どうぞ園地まで足をお運びいただき、町の花であるぼたんをご観賞いただければと思うものでございます。

次に、東日本大震災に伴う支援についてであります。被災市町村では本格的な復旧、復興に向け、多大な人的支援を必要としていることから、当町では全国町村会を通じて、ことし4月から岩手県山田町へ、土木技術職員1名を派遣しております。

派遣職員は、山田町建設課に所属し、主に浸水区域における道路、橋梁等の災害査定、県営住宅等の造成、災害廃棄物処理業務等に当たっております。

また、山田町から先月15日、災害時における相互応援に関する協定締結の依頼がございました。協定は、山田町と南部町のどちらかの町で災害が発生した際に、応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するために相互の応援体制について定めたもので、今月22日に当町において協定書を調印する予定であります。山田町との災害協定締結は大変心強く、長年の交流にわたるご縁をより深め、両町の発展につながればと感じているところでございます。

次に、馬淵川とともに生きる期成同盟会についてご報告いたします。馬淵川は、大雨によってはんらん被害が相次いでおり、昨年9月の台風15号に伴うはんらんを契機といたしまして、ことし3月29日、南部町、八戸市、三戸町の関係者による「馬淵川とともに生きる期成同盟会」を発足いたしました。設立総会におきまして小職は、会長という大役をおおせつかることとなりまして、4月11日には県庁に三村県知事を訪ね、河道堀削の推進や中流部の国直轄管理の実現を要望してまいりました。今後も、馬淵川沿岸に暮らす住民の生命、財産を守るため、関係機関への要望活動を続けてまいる所存でありますので、議員各位のさらなるご理解とご支援、ご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例改正及び補正予算の専決処分並びに繰越計算書など報告事項10件のほか、議案といたしまして、一部改正する条例の制定や財産の取得、平成24年度補正予算案など6件の、合わせて16件でございます。順にご説明申し上げ、ご審議の参考にと存じます。

まず始めに、専決処分の報告及び承認を求める事項としまして、報告第3号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第9号）についてであります。大雪による除雪経費の増額に伴い、土木費を補正したものであり、歳入歳出それぞれ1,936万6,000円を追加し、予算の総額を108億3,872万1,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第4号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）についてであります。受託販売収入の増加により、既定予算では販売代金に不足が生じたため、受託販売額を歳入歳出それぞれ8,560万円を追加し、予算の総額を31億6,325万6,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第5号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第10号）についてであります。特別交付税、地方消費税交付金及び地方譲与税などの収入金額が確定したことに伴い、歳出に減債基金積立金を計上したほか、農林水産業施設災害復旧費を減額するなどの補正を行ったもので、歳入歳出それぞれ1億4,481万9,000円を追加し、予算の総額を109億8,354万円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第6号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に変更はありませんが、平成23年度分の国庫補助金の金額が確定したことにより、財源を組み替え補正するため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため専決処分したものであります。

次に、報告第9号、損害賠償の額を定め和解することについてであります。昨年12月16日、青森市内の交差点において、町が所有する車両が直進中、右折してきた相手方車両に衝突され、車両の一部を損壊した事故に関し、和解を成立させたこと及び損害賠償の額を決定することについて、平成24年3月31日付けで専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第 10 号、平成 23 年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について、並びに、報告第 11 号、平成 23 年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第 12 号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。平成 23 年度の経営状況を説明する資料として、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第 47 号、南部町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。住民基本台帳法の一部を改正する法律、及び出入国及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、平成 24 年 7 月 9 日から外国人住民も住民基本台帳法の適用になることから、関連する条例を一部改正するものであります。

次に、議案第 48 号、財産の取得についてであります。デジタル移動系携帯型無線機の購入について契約締結をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 49 号、三戸郡町村会館管理組合規約の変更についてであります。三戸郡町村会館管理組合の事務所の位置を変更することなどについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 50 号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団に委託している桔梗野工業用地の取得及び造成事業の計画に未処分地に関する事項を追加するとともに、八戸北インター工業用地の取得及び造成事業に係る財政計画等を変更するため、事業計画の一部変更について協議するものであります。

次に、議案第 51 号、平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。既定の予算に歳入歳出それぞれ 1,648 万円を追加し、予算の総額を 101 億 6,648 万円とするものであります。

歳出の主な内容ですが、2 款総務費の企画費に、沢田町内会のコミュニティセンター建設助成費と、町内会イベント用備品購入費など、コミュニティ推進事業補助金として 720 万円を追加計上いたしました。

次に、3 款民生費であります。児童手当法改正に伴う児童手当システムの改修に係る委託料として、189 万円を追加。

7 款商工費に、岩手県山田町の小学生を当町へ招待し、収穫体験や伝統芸能の体験事業などに、271 万 6,000 円。

9 款消防費に、消防団員の救命胴衣及び消防ホースの購入に当たり、143 万 1,000 円。

11 款災害復旧費に、測量設計業務委託料など 240 万円をそれぞれ追加いたしました。

これらに充当する財源といたしましては、県支出金 583 万 7,000 円、繰入金 64 万 3,000 円、諸収入 1,000 万円を合わせた 1,648 万円を充てるものでございます。

次に、議案第 52 号、平成 24 年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。市場用地の一部購入に伴い、市場管理費に測量を行う委託料と用地買収費を追加し、積立金を減額し、予算の組み替えをするものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

陳情第 1 号及び陳情第 2 号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第 5、陳情第 1 号及び、日程第 6、陳情第 2 号を一括議題といたします。

本日まで受理した陳情 2 件は、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、教育民生常任委員会は本日、産業建設常任委員会は 6 月 6 日、本会議終了後に開催いたします。

.....

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時22分)

第44回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年6月6日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

- 1．保育料の値下げについて
- 2．馬淵川の改善について

5番 夏 堀 文 孝

- 1．児童福祉の方向性について

14番 立 花 寛 子

- 1．（仮称）医療・健康センター建設に関する諸問題について
- 2．武道必修化に伴う諸問題について
- 3．八戸圏域定住自立圏、広域路線バス上限運賃化実証実験について

3番 中 舘 文 雄

- 1．史跡「聖寿寺館跡」保存及び整備にかかわる課題について
- 2．町道維持管理の諸問題について
- 3．八戸圏域定住自立圏構想について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河原前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君

13番 馬 場 又 彦 君
15番 川守田 稔 君
17番 坂 本 正 紀 君

14番 立 花 寛 子 君
16番 工 藤 久 夫 君
18番 東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
農 林 課 長	中 村 一 雄 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長	福 田 修 君	建 設 課 長	工 藤 満 君
会 計 管 理 者	谷 内 恭 介 君	名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 掘 常 美 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第44回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、保育料の値下げについて。少子化と子供出生減少に伴う町の対応についてであります。

家庭は労働による収入で支えられ、維持されています。食事をつくって食べ、清潔な住居を維持し、十分な休養をとり、子供と会話し、あすの仕事や学校、子供たちの生活の準備をしなければなりません。そのためには、生活が成り立つだけの収入が保障されなければなりません。

そして、反面、成人しても親と同居し、生活基盤を親に依存する未婚者は、ひとり暮らしをす

れば貧困に陥ってしまうし、特に女性は安定した収入を稼ぐ男性と結婚できるまで親と同居して待つことが多く、不安定雇用の低収入の男性がふえる中では結婚できなくなってしまう。しかし、社会の情勢は、少子社会日本と言われるほど主因を若年男性の不安定化とパラサイトシングル現象、これは成人しても親と同居し、生活の基盤を親に依存する未婚者のことでありますが、ひとり暮らしをすれば貧困に陥ってしまう。この二つが格差の行方であると言われており、例えば結婚はできても、離婚ともなればシングルマザーの現象も否めません。

想像以上に多くの女性も働いていかなければならず、それがまた貧困に陥ることになる環境悪になり、方向を見失ってしまうのであります。これこそ少子化社会日本と言われるところなのであります。

このような現代社会にあって、独立した人格を持って誕生した世代の継承者である子供たちをいかに援助していかなければならないのか、論を待たないと思います。このような現代の状況下において、まずは保育所、児童館の利用料の低額及び援助は、町長、ぜひ必要であり、これからの町発展のためにも保育料の減額は必須であります。ぜひ実現してほしいと要望するものであります。

次に、2点目でございますが、馬淵川の改善について。早期の土手改良工事についてであります。

我が国の風水害による被害は、国土の約10%と想定、氾濫区域は人口の2分の1、資産の4分の3が集中するとともに、例えば、大都市の大部分は洪水時の河川水位より低い位置にあり、頻繁に台風や集中豪雨、高潮などに見舞われ、多くの人的・物的被害が生じております。それでも、かつて昭和50年代までは、毎年、多数の死者、行方不明者を出しておりましたが、それ以降は災害による犠牲者の数は著しく減少しておりました。しかし、平成16年には過去最大の10個を記録した台風の上陸により、近年になく人的・物的に多大な被害が発生しております。現在は、確かに少なくなってきたとはいえ、広い地域で大きな被害が発生している。

これらに対する対応であるが、がけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により多くの人的な被害が発生しております。その原因となる急傾斜、崩壊、危険区域、地すべり防止区域等の災害危険箇所が極めて膨大な数であり、全国的に21万カ所に上ると言われております。短期間に襲う集中豪雨被害の甚大化は、避難勧告、指示、伝達、そして、これに基づく実際の住民の避難が行われず、行政の側では状況の把握がおくれたり、命令の発動にちゅうちょがあったりして、また一方、住民の側では、まだ大したことはない、自分は大丈夫という勝手な思い込みなど、そして、一般的には危機意識の問題があり、必ずしも適切に行われていないのではないか。これら

日ごろの避難誘導体制の訓練も必要、また、そのほかもろもろの環境整備も重要であります。

そこで、私は、馬淵川氾濫に関する質問を幾度となくさせていただいておりますが、護岸工事も一向に進まず、これでは町民も不安のつぼと化するのであります。間もなく梅雨に入り、3号台風も近づいてきている中、連続の雨の日が続くかもしれなく、近くの高い山にはいまだ何十センチはおろか1メートル以上もの積雪もあり、どこか今時分、目の錯覚かもしれませんが、水位も上がっている状況ではないかとも思われ、護岸の工事内容は、何度も繰り返さなくてもよいもの、しっかり納得のいく護岸づくりを一日も早く実施していただきたい。特に、護岸の高さを再確認していただくようにと心から念願するものであります。町長のご所見をお伺いいたします。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、大きく分けて2点、保育料等の値下げについて及び馬淵川の改善についてというご質問でございますけれども、まず、1点目の件につきまして、少子化と子供出生減少に伴う町の対応についてでありますけれども、「平成23年度版子ども・子育て白書」によりますと、国ではこれまでの少子化対策から子ども・子育て支援へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに生活と仕事と子育ての調和を目指すこととしております。

当町におきましても、現在実施しているさまざまな子育て支援対策事業の効果を評価・分析しながら、子育て支援の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

保育園保育料につきましてでございますが、利用者の負担能力を勘案した応能負担をまず基本としておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

ちなみに、国の保育料徴収基準では、所得税額や町民税額、対象年齢に応じて8階層となっており、最高額としましては3歳未満児では月額10万4,000円、3歳以上児では月額10万1,000円となっております。

当町では、国の保育料徴収基準に準じて保育園保育料を定めておりますけれども、7階層とし、最高額を3歳未満児では月額4万4,500円、3歳以上児では月額3万5,000円に抑えております。

また、児童館使用料につきましては、平成22年度の児童館運営協議会の答申により、それまで

の児童館使用料の月額6,500円を平成23年度から月額8,500円に改正させていただきました。この改正は、児童館入所児童の1人当たりの年間経費が他の児童施設に比べて非常に高いということで、利用者の方々からご理解をいただいてまず行ったものでございます。

今、国では平成25年度以降から段階的に総合こども園の移行を予定しております。国の保育料徴収基準について見直しされると思われます。

当町におきまして、今後提示される国の徴収基準に基づきながら、町の財政状況を勘案し、現状に即した対応を進めてまいりたいと、こう思っております。

当然、子育て、大変重要な、支援も大変重要なということで、今年度から15歳までの医療費の無料化制度を立ち上げました。ここも数千万、さらに今までよりかかるという予算を計上して可決いただいたわけでございますけれども、まず、将来的な財政状況、起債を含めながら、歳入を100とした場合に、やはり歳出も100で抑えていく、そういう将来性の中でこれは取り組んでいかなければならない。理事者という立場からしてもそうなるわけございまして、それとあわせながら、今現在、子育て支援というのは町のほうも整理していこうと。単体で一つ一つだけとらえるのではなくて、総合的な子育て支援、これは保育料等々に限らず、そういうものを一体的にとらえながら、南部町の子育て支援策というのはトータルでこういうのがありますと、こういうことを整備していかなければならないということで、それぞれの関係部署のほうにも指示をしているところでございます。

今回のご質問につきましては、支援するとなればこれは恒久的にしていかなければならない。厳しくなって数年で取りやめるということになってはいけないと、こう思いますので、財政状況を勘案しながら、大変重要な部分というのは認識しております。そういう部分で、今年度からは新たな子育て支援の一環としての医療費、15歳まで無料化ということも始めておりますので、そういう点もご理解をいただきながら今後、検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、馬淵川の改善についてでございますけれども、去年の台風15号によって過去にない甚大な被害が当地域においても起こったわけございまして、3月議会におきましてもそれぞれの議員さんからやはり馬淵川の整備のご質問等をいただいております。

現在行っている河川工事でございますけれども、青森県が発注している馬淵川床上浸水対策特別緊急事業による工事で、平成24年3月から9月までの馬淵川右岸の古牧橋から鉄道橋の約200メートルの区間を行うものでございます。

事業は、昨年度まで河川整備計画を平成29年度までの計画期間としていた土地利用一体型水防災事業にかわるもので、今年度から事業費の増額により、これは国のほうから県のほうに増額が

決定してございまして、この増額により計画期間を2年短縮して平成27年度までの事業となるものでございます。

馬淵川の中流部に当たる福地橋から熊原川合流地点までの区間を、河道掘削及び川幅が狭い場所においては堤防を広げていく事業であり、南部地区におきましては、現在実施している区間を含め、赤石の鉄道橋付近から古牧橋までの区間を掘削し、堤防を広げる工事計画をしており、工事を実施するための用地測量を平成24年5月から8月までの期間で実施してございます。

事業計画目標は、20年に一度発生する洪水が発生しても河川からのはんらんによる宅地の浸水被害を防止することとしており、中流部の大規模な農地についても冠水頻度の軽減や浸水深の低減による洪水被害の軽減も図っていくものとしてございます。

このように、県では昨年の台風15号による洪水被害を踏まえて、事業費増額によって計画期間を短縮するなど中流部を重点的かつ早期の整備を目指す事業を進めているところでございます。

なお、中流部沿川自治体であります八戸市、三戸町、当町において、河川改修事業の促進のため「馬淵川とともに生きる期成同盟会」をことし3月29日に設立をしてございます。当会長を仰せつかっておりまして、早速、4月11日に青森県三村知事に対し、河川改修の推進及び国の中下流部の管理一体について従来と同じ要望をまたさらに強くしてきたところでございます。

住民の生活安全、河川整備の早期完成を願うというのは、工藤議員初め議員の皆様、そしてまた、私ども理事者側としても、町民としても皆さんが願っていることでございます。今までもさまざまな国・県、会合等で要望をしてきていたわけでございますけれども、そういう中において昨年は甚大な被害が起きたということで、先般も東京出張の際に地元国会議員の先生方のほうにも、別の要望もありました、それにあわせながらまた要望してきたところでございます。

まずは、今の河道掘削、そしてまた、川幅を広げると、この計画をしっかりとしてもらおうと。そしてまた、1年でも早く、また増額をしていただいて完成を早めてもらおうと同時に、今までも議員の皆様にも何度もお話をさせていただいております。我々はそれだけではやはり不十分なのではないかと。堤防の低いところもあると、その箇所箇所も、県ももう把握しております。ですから、我々は、それをまたさらにお願いをしながら、まず、低いところを同じ高さに持っていくと、そして、将来的にはやはり堤防をかさ上げしていただくということは、学識経験者の検討委員会、協議会、そういう組織でも訴えておりますし、今後もそういう思いで要望してまいりたいと。

何分、河川につきましては国と県の予算のもとででございますので、我々はしっかりと議員の皆様と一緒に強くお願いをしていくということになろうかと思いますが、できるだけ早く

安心できるような形にしていまいりたいという思いは私も同じ思いとして持っています。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今の町長の答弁を聞かせていただきまして、大分力強さが見えてきたといえますか、同盟会等も発足して、足元の意見を述べていただくということによかったなという、そういう思いもいたしております。

それから、保育所の値下げというか、余りにもあれなんですけれども、産むには産んでも育てる状況ではないと、育てられないという、離婚した方もたくさんいらっしゃいますし、そうなるとうちで生活していかなければならないという、そういう状況もいっぱい含んでいるわけですし、いまして、そうすると、両親が働いていればそれでもいいんですけれども、片親ということになると、アルバイトとかそういう生活がすぐ飛び込んでくるわけですので、そうした場合、子供の体調の変化によって仕事ができなくなるという、そういうことも加味して考えると、どうしても子供を産むという意識が薄れてしまうということで、地元の状況を見ておいても、小学校に入学する生徒さんが多いところで20人弱、あるいは20人をようやく超えたような人数しか入学式のときに参加できないという、そういう状況でございますので、このままずるずるいきますと南部町に子供がいなくなるという、そういう状況になるので、これも非常に大きな課題ではないかなと、そのように思っておりますので、どうぞその点もお考えいただいて、もう少しそういう状況から脱皮するようによろしくお願いしたいなと、このように思っておりますので、どうぞそのところをご理解いただいて町長さんの方針の中に入れさせていただければ幸いです。どうぞそのことをよくご判断いただいて、いい方向性になることを期待して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で、工藤幸子君の質問を終わります。

次に、5番、夏堀文孝君の質問を許します。

（5番 夏堀文孝君 登壇）

○5番（夏堀文孝君） おはようございます。

私は今回の議会から、議会運営をスムーズに進めるため、また、より一層深い議論ができれば

という思いから、自主的に質問を絞り込み、一つだけの質問とさせていただきたいと思います。
それでは、今回、通告をいたしておりました質問をさせていただきます。

表題として、児童福祉の方向性についてでございます。

南部町において少子高齢化の波は予想以上に大きく、早い速度で迫ってきております。各自治体では、子育て支援などさまざまな施策を行いながらも大きな成果はなかなか見られない。しかしながら、何か手だてを考えていかなければならない時期に来ていると思います。そこで、今回はこのテーマを取り上げてみました。

まず1点目として、保育所・幼稚園・児童館の入所児童数の推移はどう変化しているかでございます。減少の予想数と実際の現状の違いもわかればお願いしたいと思います。

2点目は、児童数の減少に伴い、児童福祉に対する方向性はどう進めていくべきと考えているかでございます。

この2点について町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

児童数の減少、推移等についてでございますけれども、まず、児童数の推移について、当町のゼロ歳から5歳までの人口の推移を学年別人口集計データで見ますと、平成21年3月末時点では823人でありましたが、平成24年、ことし4月末時点では708人となっており、3年間で115人の減少となっております。

また、保育園での保育形態は、町立の3保育園のほか、他市町村へ児童の保育を委託している施設が例年17施設程度となっております。町立の3保育園と他市町村へ委託している児童を含めた児童数は、平成21年3月末時点では371人でしたが、平成24年4月末時点では346人となっており、3年間で25人の減少となっております。

平成24年度の町立の3保育園の入所率は、福地保育園、チェリー保育園はおおむね100%でございますが、なんぶ保育園では60%となっております。

次に、幼稚園の児童数の推移でございますが、町内には私立幼稚園を含めて3幼稚園がございます。町立の2幼稚園の児童数は平成21年3月末時点では92人でしたが、平成24年4月末時点では58人となり、これも3年間で34人の減少となっております。

町立幼稚園の入所率は、名川幼稚園は36%、南部幼稚園は23%で大幅な定員割れとなっております。

次に、児童館でございますが、平成20年度には杉沢児童館、福田児童館、斗賀児童館、高橋児童館、鳥舌内児童館の5施設を運営しておりましたが、入所児童数の減少に伴い、3施設を休館とし、現在は高橋児童館と鳥舌内児童館の2館のみ運営しております。

児童館の児童数の推移でございますが、平成21年3月末時点では51人でしたが、平成24年4月末時点では37人となっており、3年間で14人の減少となっております。

なお、児童館の入所率は2児童館で約46%となっており、児童館においても定員割れが続いている状況であります。

南部町の保育園と幼稚園、児童館等の利用児童数は、平成21年3月末時点と平成24年4月末時点で比較しますと、およそ15%弱の減少となっておりますが、これまでの出生数から推移すると、今後は横ばいもしくは微減で利用児童数が推移していくものと思われます。

次に、児童数の減少に伴う児童福祉に対する町の方向性についてであります。ここ数年の出生数や保育園、幼稚園等の利用児童数の推移から見ましても、今後において児童数の増加という部分については大変厳しいものがございます。それぞれの施設の運営についても総合的に見直しを行っていかねばならないと考えているところでございます。

南部町総合振興計画においても利用者の利便性の向上や効率的な施設整備を目標として掲げており、総合的な児童福祉施設等の運営の実現に向け、職員によるプロジェクトチームや有識者の方々を委員とした検討委員会を設置し、検討を重ねているところでございます。

また、国の施策においても、子ども・子育て新システムの関連法案が平成24年3月に閣議決定され、総合こども園として平成25年度から段階的に移行することとされております。今後も、国の動向を確認しながら南部町の現状に即した対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今、職員のほうのプロジェクトチーム、そしてまた有識者の方々等とも検討させていただいておりまして、国のほうで総合こども園の開設が閣議決定されたということで、昨年から当町も独自の検討をしてきておりました。そこで、独自のこども園という部分も考えていかねばならないときにも来ているということで、先駆けて取り組んでいるところを視察を行いながら検討を今、しているところでございます。

ただいま国のほうでも総合こども園が閣議決定されたということで、恐らく国のほうが本格的にこの事業に入るとなると国費のほうの支援等も恐らく出てくるだろうと思っておりますので、

そうなれば、そちらの国費も活用しながらのほう町のほうも財政的にはいいわけでございますので、今年度、国のほうの内容がどういう内容になってくるのかを見きわめながら町のほうも検討していかなければならないと。

全体的に減少している中において、また、今、南部地区の幼稚園等々においては非常に少ない人数で、保育園のほうもまだ余裕があるということもございますので、そちらの地区のこども園的な部分というのも、プロジェクトチームのほうにおいてはそういう部分も既に検討に入っております。恐らく、幼稚園と保育園となると、時間帯、今までは幼稚園は勉強もすると、保育園は保育に欠ける部分ということでなかなか一つの施設でという部分に難しい課題もあったわけでございますが、今、そういう課題等もどういうふうクリアされていくのか。先般もテレビでちょっとやっておりましたが、賛成論もあれば反対論もいろいろ、当然あるわけですが、校長は2人制になるのかとか、いろいろな、細部になればいっぱい出てくると思いますけれども、子供たちにとってどういう環境で、やはり多くの友達ができる、そういう環境も必要だと思っておりますし、いろいろな角度から検討しながら進めてまいりたいと、こう思っております。

そして、先ほど工藤幸子議員さんにも子育て支援等々の話をさせていただきましたが、同時に、減少しているわけでございますので、いろいろな施策を考えていかなければならない。例えば、町営住宅等々、若い世帯、子供がいる世帯、そういう方々の料金を少し下げて、そういう部分というものもできるものかどうか、今まで、従来入っていた方々はじゃあどうすればいいのかと、取り組もうと思えば課題も当然、いっぱい難題もあるわけでございますけれども、そういう部分も、一つの部署だけではなくいろいろな部署を関係しながら、総合的な子育て支援につながる部分ということを総合的に考えてまいりたいなと思っておりますので、またいろいろな角度からご指導もいただきながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ありがとうございました。

数的に重複するかもしれませんが、保育所に関しては3施設で85%の充足率であります。児童館では46%、定員の半分ということになるかと思えます。また、児童館に関しては、予算的なものはほとんど町の持ち出しということであるかと思えますけれども、幼稚園に至っては定員の32%という形であります。

先日、幼稚園に入っている親御さんから、やはり児童数が少なくなってきたので職員の数も減

ったということで、何かにいろいろと問題があるという話をお聞きしまして、保育所、児童館、幼稚園、これをやっぱり一体化していかなければならないのではないかなという思いがあって今回、質問をいたしました。

町長が先ほど答弁をしていただきましたけれども、まさしく私が今回話したいのは、認定こども園という部分でございます。

幼保一体化に取り組む中で、こういった幼稚園、保育所、児童館の定員の格差をやはり均一にすることがまずは必要かなと。安心して親御さんたちがどこにでも入れられるようなスタイルを、町が築いていく必要があるのではないかなというような感じがしております。

そういった中で、再質問として、この認定こども園、幼保一体化を進める場合に、先ほど町長もこういった問題点、幾つか話されましたけれども、もっとほかに、事務的なこと、さまざまな、縦割りになっている公共の仕組みでございますので、そういった弊害が、こういった問題があるのか。

そしてもう一つは、昨年度、保育園・幼稚園の民営化を考える推進委員会というものが立ち上がっております。会議ではこの民営化についてどのような議論をされ、どのような方向で進んでいるのか、途中経過、わかりましたらその点もちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、児童数が減少しているという中で、私どもも昨年度からプロジェクトチームを立ち上げながらいろいろなパターンを現在も考案中でございます。まだ議員の皆さんに発表できるようなところまで詰めが行っておりませんので、今回まだ提示できませんけれども。

今年度、どうしても、先ほど申し上げました国のほうの総合こども園がどういうふうに出てくるかという部分もございますので、それとあわせながら、南部町全体が同じパターンでいいのか、例えば地区によっては幼稚園100%、保育園100%というところもあります。そういう部分を地区的に、モデル的に考えていくほうがいいのかと。いろいろな今、案もプロジェクトのほうから出ておりまして、これを少し今年度、詰めてまいりたいと。いずれにしても、現状のままではなかなか厳しい部分もあるのかなと思っておりますので、最終的にどういう形で取り組んでいくかというのは今後に決定をしていかなければならないわけでございますけれども、いろいろなパターンを今、詰めているということはお話をさせていただきたいと思います。

それから、推進委員会につきましては、担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 民営化推進委員会のほうの議論になりますけれども、今現在、町長が言いましたとおり総合こども園ということで、これまでの認定こども園の弊害、省庁間での問題になるかと思うんですけれども、ある施設では、認定こども園と言いながら、中に入ると保育所、幼稚園、そのままの運営だったり、あと、教育であるか保育であるかというのがうまく融合できない施設が多いということで、国内で認定こども園に移行できていない例がかなりあるということで、現在、総合こども園という方向性が示されております。

当町の児童数の減少の傾向からいって、これまで議会でも民営化の方向性が示されておりましたので、この総合こども園の方向性を見きわめた上で、総合こども園に移行した上で民営化を考えたほうがいいのではないかという議論が出ております。そういった中で慌てて民営化ということになると、次は総合こども園に移行するということがなかなかできにくいということがありますので、今、国の方向性が示されるのを待っている状況にあります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） まさしく、答弁いただいたことであります。昨年、新聞を見ておりまして、この民営化を考える推進委員会が立ち上がったということで、ああこれは民営化にどんどん進むのかなというような感覚を持ちました。そういった中で、幼稚園、保育所、児童館のこういった定員割れしている状況を考えたときに、このままの状態で民営化していいのかなというような疑問を感じて今回の質問をしたわけでございます。今、課長から答弁をいただきました。やはりさまざまな問題があるかと思います。やはり幼稚園は教育という部分でございますし、保育所は保育でございますので、それをどう一体化して児童福祉をやっていくか。料金のこともあるだろうと思いますし、そういった部分でそれをやはり一本化して、しっかり方向性を見出してから次のステップで民営化というのが、やはり私も町長と行政側と同じ考えでありますので、その辺を再確認しながら質問をいたしました。

ありがとうございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で、夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時46分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。6月定例議会に当たり一般質問を行います。

（仮称）医療・健康センター建設に関する諸問題について質問いたします。

昨年12月定例議会に質問した当センターの建設地について、見直しする考えはないと答えている町長の答弁内容をもとに、再度質問するものであります。

会議録には、今回の台風を受けまして、安全対策ということでかさ上げ30、基礎20ということで、さらにまた、50センチほどの高さは確保される計画、同時に、土地造成設計、また、排水路の変更もと。なお、工期のほうについては、今のところは延期にならない予定でと言っています。

町長等の答弁には、かさ上げとか盛り土材とかの言葉は出てくるのでありますが、では、どのようにして土地の強度といたしますか、耐震、どのような地震に耐えられる土地をどういう方法で確保するのでしょうか。

次に、周辺道路の整備について。会議録には、ただ、正面の道路は冠水、おいおい道路もこれは整備をしていかなければならないだろうと言っています。今回一番水位は高かったわけですがと、昨年9月の台風15号の水位について町長が指摘しているわけですが、この水位に対応できる対策は考えておられるのでしょうか。

私は、現在、土地の整備を進めている土地に建設するというのであれば、だれが見ても聞いても大丈夫、安心だと考えてもらえることが必要だと考え、質問してきました。安全対策のためには、予算の増額も考えられます。専門家の知恵を結集してよいものを建設してほしいと考え、質問を重ねてきました。今回は、町民が納得できる答弁を求めるものであります。

川守田稔君 着席

工藤久夫君 着席

次の質問です。これまでの当センター建設に対する諸問題についての答弁が納得できなかったため、参考にしたいと考え、取り上げた質問です。

根市勲君 着席

南部町立名川中学校建設に当たっての土地の強度は、どのような方法で確立されたのでしょうか。当学校の土地整備にかかった費用はどの程度で、同センターに対して整地にかかる費用はどの程度なのでしょうか、答弁願います。

武道必修化に伴う諸問題について質問します。

2008年の学習指導要領改訂により、中学校ではこの4月から、体育の授業で武道、柔道、剣道、相撲がダンスとともに必修化されました。これから中学校に入学される子供さんを抱える家族から、不安や心配、着衣など費用についてどうなるのでしょうかと声をかけられます。そこで質問です。

どのような考えから必修化となったのでしょうか。武道必修化に伴う環境整備の状況は。必修化に当たっての父母負担はどうなりますか。軽減策は考えているのでしょうか。けが、事故等に対応した緊急時の受け入れ、その他、対策について質問するものであります。

また、現在、体育の授業時間数と武道の時間数、部活動として柔道を行っている学校の数、安全指導のガイドライン、指導者について、どのようになっているのか質問します。

次の質問です。八戸圏域定住自立圏、広域路線バス上限運賃化実証実験についての質問です。

三戸町、八戸市内までの間、上限片道500円で乗り入れできるバスについて、どういう方々の利用が多いのでしょうか。実証実験期間は昨年10月1日から来年9月までとなっていますが、できるだけ長く実施する考えはないのでしょうか。

日常の通学、通院、買い物など、八戸の中心商店街へのよい交通手段となっています。利用したい人はどなたでも利用できるように周知広報を徹底して、1年数カ月で終了とならないようにしていただきたい。いかがでしょうか。

現在、国会で消費税の引き上げが計画されています。国土交通省の資料によりますと、増税分

を料金に上乗せすれば、バスやタクシーなどの乗客が減少し、経営に重大な影響があるとの調査結果が出ています。公共交通機関が廃止に追い込まれるなら、地域社会が存続の危機に直面します。消費税増税となった場合、上限500円で実施できるものでしょうか。

私は、公共交通機関の拡充は、一地域だけの問題ではないと考えます。国の仕事としても位置づけられると考えます。住民の足確保という観点から、国への助成増額を訴える考えはおありでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、大きく分けて3点でございますけれども、（仮称）医療・健康センターについてと圏域定住自立圏については私のほうから答弁をさせていただき、武道必修化に伴う諸問題については教育委員会のほうから答弁をしたいと思います。

まず、医療・健康センター建設に当たっての土地整備、強度をどの程度まで考えているかということでございますけれども、土地の整備、強度でございますが、計画数量の土砂搬入を終えて、青森県土木工事品質管理基準に基づき、盛り土の強度を保つこととしてございます。

また、建物につきましては、5カ所のボーリング調査結果を踏まえ、基礎のくい打ちを行い、建物における耐震性能を官庁施設の総合耐震計画基準に基づいて、震度6強から7程度の大規模地震後、構造体の大きな補修をすることのない構造としてございます。

次に、名川中学校の建設に当たって土地の強度をどのような方法で確立されたかについてであります。土地の造成計画で地盤の高さを決定するに当たり、馬淵川が氾濫した場合にも冠水しないよう、当時の名川町災害危険区域に関する条例で定めてあった災害危険基準高を参考に計画しております。

それによりますと、計画された学校用地の災害危険基準高は標高16.7メートルであることから、造成計画の高さも標高16.7メートルとして造成工事を実施し、建築物の基準高を標高17.4メートルとして建設しております。

また、校舎等の建築物基礎には、高さ11メートルのコンクリートぐい基礎を施工しており、地震時に建築物が沈下しないような対策を講じてございます。

次に、名川中学校の土地整備費用及び（仮称）医療・健康センターの整地費用についてであり

ますが、名川中学校の土地整備に要した費用は約2,800万円でございます。

また、（仮称）医療・健康センターにつきましては、国・県及び町の事業による工事から約7万5,000立方メートルの土砂を無償で運搬提供を受け、一部の土砂運搬に約900万円、敷きならし工事に約2,200万円、合わせて約3,000万円の整備費を要してございます。なお、その整備費には、きめ細やかな臨時交付金約2,700万円程度、活用してございます。仮に国・県等の土砂の提供を受けずに購入土で対応した場合にはおよそ1億4,700万円の費用がかかったものと思われ、整備費用の抑制に努めたものでございます。

次に、いざというときの安全対策についてであります。安全対策としまして、水害による避難が必要とされる場合には、名川中学校校舎前を通る高台への避難経路を考えてございます。

道路整備等々のご質問もございました。また、以前にも答弁をしてございます。当時は、農道整備でございました。町道に格上げたわけでございますが、恐らくその当時においても、若干の冠水があっても道路まではというふうな部分が、恐らく道路整備のときにあったと思われます。今、昨年の水害、過去にない水量もあったわけございまして、道路整備という部分については安全策も考えながらこれらも考えなければならないと。ただ、工事費自体が、ただ上げればいいというわけにはいかない。上名久井地区からの1工区からの水が、あそこを馬淵川に抜けて流出されるということがありますので、あそこを寸断してしまうと、今度、1工区の水が抜けていなくなるという問題もありますので、恐らく、整備していく上においては、足げたと言いますか、高くして下を水が抜けられるような構造にしなければならないだろうと。ですから、工事費も相当額の工事費になってくると、こう思ってございます。ですから、今、一、二年ですぐという部分はいかないと思いますけれども、やはり整備はしていかなければならない道路であるというふうには考えてございます。

ただ、現在の名川中学校、先般の水害においても校舎部分等については冠水していないわけでございます。ですから、今の医療センターの盛り土は、さらに名川中学校の校舎の盛り土より高くするというので今、盛り土しておりますので、そこから名川中学校のいわゆる職員玄関、テニスコート、その通路から十分、避難することが、万が一の場合にもできます。ですから、孤立することがないということでまずは対応していくという考えでございます。

次に、八戸圏域定住自立圏広域路線バス上限運賃化実証実験のご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、路線バスの上限運賃化実証実験の実施状況についてご説明いたします。

この実証実験は、八戸市を中心市とした圏域8市町村で形成する定住自立圏の主要施策として

策定した八戸圏域公共交通計画に基づいて昨年10月から開始された事業であります。路線バスの運賃を1乗車当たり初乗り150円、以降、50円刻みの上限500円にわかりやすく、利用しやすい体系に改正して圏域住民の広域的な活動を促進・支援しているものでございます。

対象となっている路線は、市町村をまたぐ広域16路線と広域路線と重複する7路線の合計23路線で、当町では三八線、ラピアから三戸営業所、苫米地駅通り線、ラピアから苫米地駅通りなどの9路線が該当しております。

また、実証実験と並行して圏域内の公共交通の乗り継ぎ環境を改善して利便性の向上を図っており、鉄道駅とバス停留所相互の乗り継ぎポイントに乗り継ぎ案内サイン等の整備も行いました。

利用実績につきましてでございますが、実験開始前の昨年8月から9月及び開始後の昨年11月から12月にかけて実施した乗降実態調査によりますと、圏域全体での平日ダイヤ1日当たりの利用者は、実験開始前の約2万9,000人から開始後に約3万900人となり、1,900人、6.7%の増となっております。

次に、延長の考えはないかというご質問でございますけれども、昨年10月1日に開始されたこの実証実験は、前にも担当課長のほうからも説明していると思いますので少しだけ頭に入れておられればわかると思いますが、平成25年の9月30日までの2年間でございます。先ほど立花議員、1年と言いましたが、2年間の実施をまずするというところでございますので、またさらに1年以上でございます。

実証実験に並行して効果を検証することとなっており、経費負担も考慮しながら継続するか判断していくことになるわけでございますが、本年1月に実施したバス利用者へのヒアリング調査においても、バスが便利になった、今後も続けてほしいとの回答が高い割合を占めており、一定の評価が得られているところでございます。

より一層充実した定住自立圏の形成を図るためには、圏域住民の生活の質を高める手段として地域交通サービスを強化することが必要でございます。

また、持続可能な公共交通システムを構築するためにも、継続することが望ましいと考えておりますけれども、実証実験においてはバス事業者の運送収入が減収になるため、圏域市町村相互の適切な財政負担が生じております。減収見込額を沿線自治体が支援する枠組みとなっているものでございます。圏域市町村も厳しい財政状況にあることも踏まえ、状況に応じて事業の見直しを行うことも視野に入れておく必要があると認識しております。延長するためには圏域市町村が合意が必要なわけでございまして、町としては、実験期間が終了した後も継続できるよう

に実証実験のPRに努め、引き続き圏域市町村と連携をしながら路線バスの利用を促進してまいりたいと考えてございます。

次に、消費税が増税された場合の料金についてであります。現行のバス運賃には消費税が含まれており、バス事業者によりますと、過去においては余儀なく値上げせざるを得ないケースもあったということでございます。

先ほどご説明申し上げたとおり、当事業は圏域市町村が連携して事業を実施しているところであります。現時点においては、消費税が増税された場合の運賃の取り扱いについては協議されてございません。

バスの利便性を考慮した上で、交流人口をふやすため現行運賃を維持していく場合には、先ほども申し上げましたが、圏域市町村の新たな財政負担が強いられることとなります。圏域内における通勤や通学、通院、買い物等に不可欠な公共交通の維持・確保を図るため、現状維持を含め、効率的な事業運営が図られるよう、今後も圏域市町村やバス事業者と協議の上に決定していくことになるというふうに考えております。

次に、国への助成増額についてであります。住民の移動手段となるバス交通の維持のため、国・県・圏域市町村が協調して路線バス運行の補助金を交付してございます。

当町において、平成23年度は国庫補助路線の4系統、国・県補助が約390万円、町が約260万円、及び町単独路線の5系統、これは町が補助約75万円、合計約340万円を町の補助として交付してございます。

現状では、バス利用者の減少により事業者の経営も一段と厳しさを増しており、事業者においては毎年度、路線バスの改廃、ダイヤ改正、運行回数を見直すなど経営改善に取り組んでいるところでございます。

国・県への助成増額についてであります。国・県の助成は一定のルールにおいてバス事業者への直接補助となっております。路線バスが維持、活性化されることは、マイカー利用の抑制による環境への負荷の低減や交通事故の減少などの効果が期待されるものでございます。国・県への助成増額については、バス事業者、直接バス事業者が受けておりますので、バス事業者と、また、圏域の市町村が協力して要望していく必要があると、こういうふうに考えてございます。

以上、私のほうから答弁をいたしました。

あとは、教育委員会のほうから答弁をしてみたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

(教育長 山田義雄君 登壇)

○教育長(山田義雄君) では、教育委員会のほうから、武道必修化に伴う諸問題についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、武道がどのような考えから中学校で必修化となったのかというふうなご質問でございますけれども、教育基本法の中に「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」が上げられております。こういうふうなことから、これを受けて学習指導要領が改訂されました。

主な教科をご紹介しますと、国語科では古典重視をしようと、さらには、社会科では歴史学習の充実を図っていこうと、さらには、音楽科では、今まではほとんど唱歌というふうなものが教科書から姿を消しております。そういうふうな唱歌を見直そうと。さらには、日本古来の和太鼓とかそういうふうな和楽器をもっともっと子供たちに教えておこうと。そして、保健体育科では、武道の充実を図っていこうと。この武道は、先ほど立花議員からありましたように柔道、剣道、相撲、この3種目でございます。こういうふうなことの改善を図っていくというふうなことと、さらには、生涯スポーツライフの実現に向け、小学校から高校までの12年間を見通した指導内容、こういうふうなことの体系化を図る中で必修化していこうというふうな考えからなされたものでございます。

次に、武道必修化に伴う環境の整備状況でございますけれども、南部町の4中学校の状況をお知らせしますと、武道場、これを持っている学校は名川中学校のみでございます。この武道場は剣道とかまたは柔道とか、そういうふうな武道を行える施設でございます。他の3校は武道場はありません。それにかわって、柔道を行う場合は体育館に畳を敷いて授業を行う、そういうふうな環境になってございます。南部町4中学校では、この3種目の中の柔道を4校とも選択することになっております。

参考までに青森県の状況を話しますと、県内には165校中学校があります。その中で柔道を選択する学校は135校、その中で三八管内では38校、割合からいきますと81.2%が青森県では柔道を選択すると答えております。剣道につきましては38校、三八管内では13校、割合からいって23.0%の学校が剣道を選択する。最後の相撲でございます。6校でございます。三八管内では3校、そして割合からいって4.4%でございます。ですから、県全体を見ますと柔道を選択する学校が8割強というふうなことで、こういうふうな中でやはり柔道の安全確保というふうなことで大変マスコミ等で騒がれておりますけれども、南部町の各中学校の柔道を指導する教師は、体育の教師でございます。南部町の体育教師、男性教師は3名、女子教師は1名おります。ほとんど

ベテランの先生方で、今までも柔道の授業の経験者ばかりでございます。これに油断することなく、さらにいろいろな研修を深めながら柔道の授業のほうに当たっていききたいと、そう思っております。

次に、必修化に当たり父母の負担及び軽減策についてでございますけれども、柔道着は学校で貸し出してあります。また、学校貸し出し分については、古くなった柔道着は親負担ではなく、学校予算で柔道着をそろえていくというふうなことになりますので、保護者への負担というふうなことは考えておりません。

次に、けが、事故等への対応でございます。緊急時の受け入れ等の対策でございますが、万が一、事故が発生した場合、これを想定して校内にA E D、これは自動体外除細動器と申しまして、心臓が停止した場合、ショックを与えて心臓を動かす、そういうふうな器械でございます。これは南部町内の各学校には全部設置してありますので、その使い方または置き場所、これを職員に周知徹底していくと。

さらには、救急車対応の場合に備えて、保護者の緊急連絡先、こういうふうなこともきちんと把握しておく。

さらには、指導者、体育教師でございます。柔道講習会の参加とか柔道安全指導研修会、こういうふうなことにも積極的に参加してもらおうというふうなことの対策を講じてこれからも対応に当たっていききたいと、そう思います。

また、柔道の対象でございますけれども、1年生、2年生、これが実施することになっております。大体どの学校も、南部町内の場合は実施時期は9月、10月、11月、これが計画されております。

先ほど質問ありましたけれども、保健体育の時間数ですけれども、年間105時間、武道の場合は上限がありまして、大体15時間、そして、南部町内には4中学校に柔道部はありません。ただ、郡内、柔道部がある学校は三戸中と五戸中、2校のみでございます。

さらに、授業で本当に注意していかなければならないこと、4点あります。

その1点は、必ず健康観察を行う。体調不良の場合は無理させないというふうなことが一番大切なことでございます。

二つ目は、生徒によっては技能の差が非常にありますので、その技能に応じた指導をしていくと。そういうふうなことを常に指導者のほうで心がけて指導してやらせたいと。

さらには、施設用具等の安全点検。これはもう必ずやっていかなければならないというふうなことで、特に4校とも、南部町の場合は体育館で畳を敷きますので、畳がずれないようにストッ

パーをきちっとやって、ずれないようにして、そういうふうな畳、安全、防止をきちんとやっていくと。そういうふうな対策も必要であります。

そして最後、先ほども言いましたけれども、事故が発生した場合の応急処置、さらには緊急連絡体制など、これをきちっと周知徹底していかなければならないというふうなこと等を踏まえ、以上のことを踏まえて、生徒がけが、事故等のないように、教育委員会、学校が連携を密にして、万全を期して安全確保に努め、授業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 再質問の順序が少し前後すると思いますが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今、答弁いただきました武道の必修化の件についてであります。現役の体育の先生方が柔道を教えるということではありますが、重複するとは思いますが、その方々の質の向上とか、また、外部から専任者を呼ぶなど、そのようなことは考えられているのでしょうか。

また、よく聞く話であります。柔道には大変けがが付きもので、一生、大変なことになるといことも聞いておりますが、授業以外に生徒の間で悪ふざけをしてわざをかけるなどというようなことがあるものなのかどうか、こういう行為に対しての指導とか生徒への働きかけはどのようになっておられるのでしょうか。絶対にしてほしくないということで、ここは武道の精神をきちんと指導していただきたいという立場から発言しておりますが、現場ではどのようになっておられるのでしょうか。この2点です。

次は、広域バスのことについてであります。大変効果があらわれており、継続することが望ましいという声が上げられていることは本当にうれしいことであります。私がこの時期に取り上げたのは、残り1年数カ月できちっとその実証が終わるものなのかどうか。1年少しとはすぐにたっしてしまいますので、2年の実証期間のうち、残り1年数カ月という現在に質問をしたわけがあります。

そこで、残りの期間も少なくなってきましたが、宣伝についてはどのように力を入れているのでしょうか。口コミで広がってほしいわけではありますが、その他、利用したい人には利用してもらうための宣伝活動はどのようになっておられるのでしょうか。

また、財政問題であります。国からは路線バス会社においてのルールにのっとっての助成ということがあるという答弁でしたが、今はそういう会社が大変な状況になっているため

に、自治体でさまざまな、足確保ということでこのようなことが行われていると思いますが、国の予算を自治体にも出していただくような働きかけというものは考えられないものなのでしょうか、どのように考えておられるでしょうか。

次は、（仮称）医療・健康センターについてであります。今回の答弁で大体の、整地に対するさまざまな仕掛けが考えられているということが答弁にあり、住民の皆さんもやむを得ないだろうとは、そういうとられ方があるかもしれませんが、ぜひきちんとしたところに立派なものを建てていただきたいということで今までこの質問を重ねてまいりました。

そこで、先ほど町長の答弁で、水害になった場合の避難の経路や方法についてであります。町長が答弁したやり方の準備といたしますが、どのように確保されるものなのか。いざというときに間に合わなければ大変なことになりますので、その点の対策はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、まず私のほうから答弁をして、また、必要に応じて関係する課長のほうからも答弁させたいと思います。

まず、医療センターについては、安全の部分について議員の皆さんも当然心配されているわけでございます。私どもも当然、その安全な部分、また、災害が起こった場合の誘導、こういうことについては引き続きしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますし、造成されて、名川中学校と、今、段差がありますけれども、あそこがまずつながるわけでございますので、そこから構造的に、避難する場合、医療センターのどこから出していくのが一番いいとか、そういう部分は、建設までの期間もありますので、現在も設計においてそういう形は考えておりますけれども、今後もさらに安全確保のためにしっかりとした部分を、取り組みを当然これはしていかなければならないと思っております。

それから、公共バスのほうでございますけれども、それぞれの自治体等々を通じながら広報紙等々を含めてPRしているところでございますけれども、定期的にこういう部分は、利用されている方はもう知っているわけで利用しているわけですが、利用されていない方というのは恐らく知らない方もあるだろうと思います。ですから、定期的なPRということは努めていかなければならないだろうと、こう思っております。また、担当からも答弁をしていきたいと思っております。

財政的な部分ですが、事業者への国からの補助、また、町のほうにも国のほうから一部たしか

来ているはずでございます。そしてまた、それだけでは足りませんので、町も単独でそこにプラスをしているということでございますので、今、試験運行して、残り期間のほうは1年数カ月ありますので、まずは1年間でどのぐらいのまた利用者があったのか、一つは1年の利用者が基準になるのかなと。それを1年だけでなく、2年まずやってみるということは、1年1年の2年間でどういうふうに移っていくのかということを見きわめながらになるかと思ってございます。そういう部分で、利用者側からすると当然、利便性が高いわけでございますので、仮に継続していく場合に自治体の負担がどんなふうになっていくかというのは、今後、定住自立圏のチームのほうでも恐らく数字等も出てくると思っておりますので、その辺を見据えながら検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 3点についてお答え申し上げます。

まず、体育教師の指導者の件でございますが、文科省、それから県教委のほうでは、今年度からの必修化に伴って平成21年度から去年まで3年間、指導者のための講習会を実施してまいりました。そういうふうなことでことに備えてきたと。さらには、ことし、県教委のほうでは柔道安全指導者研修会というふうなことで、安全面での研修会もこれから行うことになっております。

それにしても、まず、柔道を専門にしてきたというふうな体育教師はほとんど三戸郡にはいません。そういうふうな状態なものですから、文科省でも県教委でも積極的に専門にしてきた柔道協会の協力を仰ぐとか、さらには、警察を退職した警官の方々にご指導いただくとか、そういうふうな活用も、どんどん来ておりますので、必要な学校についてはそういうふうな活用方法もどんどん伝えていきたいなと、そう思っております。

あと一つは、けが防止の件でございます。おわかりのとおり、柔道、格技は「礼に始まって礼に終わる」と、さらには、相手を思いやる精神というのが一番大切な武道の場合は部分でございます。体育教師ばかりではなく全職員挙げて、校内でのそういうふうな悪ふざけとか、そういうふうなことは絶対しないように、体育教師ばかりではなく全教師、全校体制で当たっていかねばならないと思いますので、校長会等でもこの部分をしっかり指導のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 武道についてであります、どこら辺まで生徒の皆さんにお知らせするのか、試合までのそういうものをさせるものなのか、実際、どういうふうなところまで指導されるのか、この点、具体的なところをちょっとお聞きしていなかったと思いますのでお聞きいたします。

それから、路線バスの件についてであります、何とか、関係自治体の皆さんも協議するとは思いますが、ぜひ長くこの上限500円バスを続けていただけるように話し合っていたきたいと思います。

あと、病院の関係であります、今まで関係機関の皆さん方には（仮称）医療・健康センターということの大枠をお話しされていたかと思いますが、改めてその全容をお知らせするとか、そういう行為はこれから考えられているのでしょうか。

ところで、建設費用は約20億円とかという数字を思い出しておりますが、この中には、先ほど町長が答弁した土地の整地などの費用も含まれているのかどうか、その具体的な予算の面についての質問をして終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 柔道の指導内容でございますけれども、まず最初に行うのは、柔道は礼に始まって礼に終わるということで、礼節、礼の仕方から入りまして、そして、次は柔道着のたたみ方、そして次、いよいよ実技のほうに入りますが、一番最初にやるのは受け身でございます。柔道の場合は、絶対、この受け身が大切なものでございますので、徹底的に受け身をやりま。その後、固めわざと言いまして寝わざをやりま。そういうふうな基本的な技能ができてから立ちわざ、初歩的ないろいろな立ってやるわざを学習していきます。それができてから、今度は乱取りと言いまして1対1の練習形式のを、そういうふうな学習を行います。そして、最後に試合と。それが一連の学習内容で、本当に、安全を一番大切に考えた、こういうふうな指導内容で進めていっております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 路線バスの上限運賃化を長く続けてもらいたいということですが、これについては先ほど町長も答えましたけれども、今年度、効果の実証をすることとしております。それで、本格的にそれを運行するかどうか検討していく手はずになってございます。

それから、25年度においてももちろん、効果の検証をいたします。これは八戸圏域公共交通計画という計画がございまして、その中での今の実証実験でございますので、定住自立圏も含めてなんですけれども、これはずっと続いていく事業でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 医療・健康センターについては、内容等を周知していかなければならないと思ってございます。当初、太陽光等も追加で導入するという部分で若干予算が膨らんだ部分もあります。

そして、盛り土においても、当初もまず安全な高さであるというふうに考えておりましたが、さらに安全度を高めるということでさらに盛り土を足した部分がございます。そういう経費の部分が膨らんだ部分もありまして、設計のほうでどこか削れる部分、そういう部分がないかと再度、検討しました。若干コストを下げながらという部分も取り組みしましたので、最終的な部分が大体でき上がりましたので、一応、どういう平面・立面図、そういう部分等も町民の皆様には当然お知らせをしていかなければならないと、こう思ってございますので、できるだけ整い次第、そういう部分は周知してまいりたいと思っております。

予算につきましては、担当課長のほうから追加部分で説明いたしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 予算的なものなんですけれども、今年度は3月に議員全員協議会のほうでお示ししましたとおり、設計委託が終わりまして、およそ、太陽光全部を含めて28億前後ということが出ております。この金額について、太陽光については補助金全額になりますけれども、研修医住宅とかさまざまありますし、当初予定していた虎渡地区から現名川中学校隣地

に来ております。利用土についてもできるだけ購入しないということで、ほぼ全量を国・県・町の事業から流用しておりますので、できるだけこの金額については下げていきたい予定で行っております。

○議長（坂本正紀君） 以上で、立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後１時00分）

○議長（坂本正紀君） ３番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（３番 中舘文雄君 登壇）

○３番（中舘文雄君） 私は、本定例会に当たり、通告しておりました次の３点について質問いたします。

第１に、史跡聖寿寺館跡保存及び整備にかかわる課題についてであります。

町民の長年の努力が実を結び、国指定史跡となり、保存管理計画に基づいて事業を進めていることは、担当者の説明を受け、また、資料等により確認をしているところであります。貴重な文化遺産であり、保存管理、整備等の重要性は理解しつつも、平成５年から着手し、進められている発掘調査、また、調査終了後、復旧、管理、維持等、今後、事業を進める中で基本的な方向性を示す必要性があると思います。

また、今日までの発掘調査の中で数多くの貴重な出土物があるとお聞きいたしましたが、出土遺物の管理についてであります。私は、保存管理だけでなく、広く町民または来町者に公開、展示等により知らしめることが事業の推進のためにも大事なことだと思います。例えば、南部分庁舎の一角に展示コーナー等を設けて公開する等の対策を講ずることなどを検討すべきだと思います。

それでは、具体的な点について質問いたします。

まず、第１に、17年度に作成した保存管理計画の進捗状況であります。

計画書では、目的、性格、計画策定の基本等が示されておりますが、対象となる土地面積も広

く、また、民地を買収しての事業ということでもあります。そこで、23年度までに事業の進捗状況が何%ぐらいと考えられるか質問いたします。

2点目は、当計画の目的達成に想定される期間を何年ぐらいと思われるのか、質問いたします。

また、計画の中では「復元」という言葉は使われておりませんが、調査から保存管理、または整備等、町財政への負担も予想されます。一連の事業を推し進めるとすれば、予想される経費の概算額をどれぐらいと見込んでいるのかお尋ねいたします。

3点目は、現在進めている事業ですが、例えば国指定史跡の場合、調査等を進めなくても必要とする経費が発生するものなのかどうか。また、その場合の金額はどの程度になるのかお尋ねいたします。

4点目として、当事業を進めるに当たり最終的には町としてどのような位置づけにしていくなか、基本的な考えをお尋ねします。

保存計画の中にあるように、史跡公園として整備をし、町民の憩いの場として開放、または、復元し、観光産業、観光地等として活用する方法、または、文化財として跡地保存にして学校等の体験学習や歴史の学習の場として長く利用することなども考えられるわけですが、この聖寿寺館跡の保存、整備についての基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。冒頭で述べましたが、出土物の管理の方法もあわせてお尋ねいたしておきます。

次に、町道維持管理の諸問題について質問いたします。

町道維持管理については、適時、必要に応じ対応し、進めているわけですが、主に路面、特に舗装道の維持修繕等が中心であります。新聞等の報道によりますと、ことしも青森県等が凍上災の対象となり、災害復旧事業が実施されるということでもあります。当町でも積極的に活用されることを望むものであります。

今回、私が取り上げるのは、町道ののり面管理についてであります。せっかく多額の費用をかけて改良整備された町道、また、町の管理道路ののり面管理が不十分だということです。

工藤正孝君 退席

官地部分ののり面に立ち木が大きくなり、枝が道路にはみ出して道路の幅員を狭くする原因になっています。特に冬場、除雪にも障害となり、時には倒木により通行どめとなることもあります。すべての町道等が同じとは言いませんが、山間部は特に目立ちます。

そこで、のり面の管理について、すべて業者契約ですと費用もかかりますが、例えば町内会等

の協力を得ながら計画的に進めることが必要だと思います。費用の面では半分以下になると私は思います。町道等ののり面管理について、対応をどのように考えているか質問いたします。

次に、町道の中でも除雪にかかわる問題です。

毎年、町民の生活を第一に除雪対策が進められていることは喜ばしいことでありますが、町内でも降雪量が違います。私も再三、除雪要請をし、地区民からの苦情に対応しましたが、除雪計画ですと町からの出動要請によって出動が決められるとのことでした。

私の経験から言いますと、除雪は初期除雪が大事であります。おくれることにより圧雪状態の除雪となり、圧雪が解けた道路は危険な状態になることがあります。そこで、除雪計画の中で出動について条件等の整備を的確にした上で業者の自主出動の検討をすべきだと思いますが、対策の必要性について質問いたします。

次に、災害発生時における被害等の把握及び調査の窓口統一の必要性について質問いたします。

役場庁内の担当部署の明確化は当然のことであり、復旧については担当課が対応していくことは当たり前のことです。昨年9月の災害発生に関し、我が地域で、発生原因が町道にかかわるのか農地にかかわるのか地主が判断しないまま放置し、対応期限が過ぎてから相談を受ける事案がありました。地主は役場で見えただけから安心していましたが、届け出を必要とする災害等もあり、高齢化が進み、ひとり暮らしの町民が多くなり、今後の対策として、行政の側で工夫し、町の窓口を統一し、内部で整理し、必要な手続を進める方法が可能かどうか質問いたします。

次に、八戸圏域定住自立圏構想について質問いたします。

去る5月18日に田子町において第9回の定住自立圏にかかわる会合があり、参加してまいりましたが、議員の参加率は各市町村により相当ばらつきがあり、事業の取り組みにも温度差があるやに感じてきたところであります。

定住自立圏が形成されてから、いろいろな事業の取り組みにより、町の活性化にも結びつき、また、町民の利便性にも生かされていると思います。当町でも町独自で取り組んできた事業を連携・協力することにより事業の拡大につながっていれば幸いなことです。さらに、町民の所得向上に結びつくとか定住人口の増加に結びつくような事業を南部町を基盤として立ち上げる構想をぜひ検討すべきだと思います。

さきに提携したみちのく銀行さんとの協定の利点を利用しながら、新たな産業の掘り起こしをスタートさせるべきだと思いますが、定住自立圏構想の中で組み入れることの可能性について質

問いたします。

以上、大きく3項目にわたって質問させていただきました。答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

大きく分けて3点でございますが、史跡聖寿寺館跡の件に関しましては教育委員会のほうから答弁をいたしたいと思います。

まず、町道に関する件でございますけれども、町道ののり面管理でございます。

町道管理は週に2回、建設課で道路パトロールを行っており、幹線道路を重点的に路面、路肩及びのり面の状況を点検しているところでございます。また、道路パトロール以外でも、町職員が道路に異状を発見したときには建設課に連絡をしておりますし、町民からの通報があった場合にも早急に現地を確認しているところでございます。

道路点検調査の結果を踏まえ、簡易な修繕工事でできるものは早急に対応すること、そして、路肩の決壊及びのり面の崩壊など多額の費用が伴う工事については、復旧に緊急が伴う場合は補正予算による工事を行い、計画的に進めることができる場合、年次計画により工事を実施しているところでございます。

今、議員のほうから業者だけでは予算も膨らむということで、町内会等々も活用してはどうかというご指摘もいただきました。町内会によって、対応できる町内会さん、また、対応できない町内会さん等々もあると思いますので、対応できる町内会さん等があればそういう活用も私は有効な活用だと思っておりますので、これはまた、行政会議等々を含めながら、どれだけ対応できる町内会さんがあるのかということの確認をしながら取り組んでいく必要があるのかなと、このように思っております。

次に、除雪計画の一部見直しの必要性でございますけれども、現在の除雪計画は、冬期間の町道の適正な交通確保を図ることを目的に、南部地区では60キロメートル、名川地区140キロメートル、福地地区110キロメートルの総延長310キロメートルの道路を、町の除雪機械、委託業者に貸し付けするなど含めて10台でございます。29業者の機械、これは委託業者から借り受けるということで35台を借り上げて除雪を行う体制をとっております。

除雪の出動につきましては、雪の積雪がおおむね10センチを目安としております。路線によっ

ては10センチ以下であっても、場所によって地吹雪等により交通に支障がある場合にも出動することとさせていただきます。

なお、積雪は、平地より山間部の集落が多いことから、山間部の集落の住民から情報を得て、その地域だけの除雪を行うこともございます。町民からの情報があつた場合には、その場所を確認をして除雪を行ってございます。

なお、昨年の冬のような豪雪に対してでございますけれども、出動の時間を通年除雪のとおりに対応した部分がございまして、除雪がおくれた住民の方々には大変ご迷惑をおかけしたと思っております。今後、気象情報を適切に収集し、また、道路状況のパトロールの強化など積雪に対する情報収集を充実させること、また、除雪機械の除雪作業対応などの除雪計画の見直しをしなければならないと考えてございます。

除雪作業対応については、町の除雪機械だけでは地域全体の除雪を行うことができませんので、町内業者の建設機械を除雪作業車としてお願いしておりますが、業者の中には機械を少なくし、リースした建設機械で工事を行っている業者が見受けられます。また、会社を整理する業者もあり、このことから、委託業者の除雪機械の減少を想定した除雪体制を検討していかなければならないと考えてございます。昨年からことしにかけての豪雪の経験を踏まえまして、適正な交通確保を図るためにあらゆる状況に即応した除雪計画を立てなければならないと、こう思っております。

ちなみに、ことしの春の大雪につきましては、早朝出動して3回、同じところを除雪しなければならないと。最低2回と、そういう状況で、先ほども310キロメートルという距離を申し上げましたが、大変、限られた台数でもって除雪しても、もう数時間でまたしなければならないと。大変な大雪だったわけでございますけれども、そういう部分も含めながら対応していかなければならないと考えてございます。

また、一応目安10センチというふうに委託業者等々には周知徹底を図っているわけでございますけれども、自主的にその地域の業者の方々が出動をするという部分について、除雪会議がございまして、そういう会議でもって業者の方々と、どういう対応の仕方がいいか、こういう部分は担当課のほうでまた検討させていきたいなと、こう思っております。

次に、災害発生時における災害等の把握及び調査の窓口統一の必要性についてであります、災害発生時における災害状況の把握は、被害の拡大を防ぐことに加えて、災害からの復旧を急ぐためにも大変重要であると考えてございます。

町では、災害情報の収集に万全を期すため、平成19年3月に策定した地域防災計画や職員防災

初動マニュアルに基づき、職員や消防署、消防団員が巡回するほか、行政員を各地区情報調査連絡員としてきめ細かい情報の収集をお願いしてございます。

災害による被害は、人的被害から家屋、農地、道路、文教施設など多岐にわたるため、調査に関してはそれぞれの担当課ごとに役割を決めて情報の収集を行っております。担当課が収集した情報は、逐一総務課に報告することとしており、消防団や行政員からの情報提供とあわせて、さまざまな情報を一元化することにより、迅速な災害に対応するための重要な判断材料として活用してございます。

工藤正孝君 着席

しかし、担当外であるということで、道路は確認するが農地については説明がないなど、同じ被災現場において見落とす箇所があったり被災申請などの説明が不足することがないように、いま一度、災害調査のあり方の再考が必要であると考えてございます。

町では、災害に対して現在の体制で万全という考えを持つことなく、より現実かつスピード感を持って対応できる体制にするため、ことしの4月に職員防災初動マニュアルを見直したところでございます。

また、平成23年度に導入した携帯型無線機の配備により、災害時の情報の収集と共有を図る体制を構築いたしました。

今後も災害に強い南部町をつくるため、さまざまなご意見を参考にしながら、常に町民、被災者の立場に立って災害に向き合う体制を見直していきたいと考えてございます。

次に、所管的には農林課の所管になりますが、一応答弁させていただきます。

農地並びに農業用水路等の農業用施設や農作物の農林関係被害の把握ですが、農林課における被害調査は、あらかじめ町内を福地地区、名川北側地区、北部のほうという意味の北側地区、名川南側地区、南部地区の4区域に分け、現地確認班として各地区調査担当を定めた4班体制で行ってございます。

調査に当たっては、過去に被災したことのある場所や被害が予想される場所、農家や地域住民からの被害情報をもとに現地確認をし、農林課内情報収集班に報告されます。この報告を取りまとめた被害状況は、総務課の災害対策本部並びに県農林部に逐一、報告を行ってございます。

なお、現地確認調査においては、他課が関係する被害を確認したときはその概要を関係各所に情報提供しておりますが、今後もより一層の連携が必要であると考えてございます。

次に、建設課の所管からの答弁でございますけれども、被害発生時の被害把握は、道路・河川及び町営住宅並びに上下水道施設の被害状況の把握は建設課で行い、災害対策本部に状況を報告しております。管理している道路・河川、住宅、上下水道、それぞれの施設で被害があった場合には、それぞれの施設の事業に関連する災害復旧事業により、まず復旧を行う。

なお、住民から災害の発生箇所の通報があった場合には、速やかに現地を確認することとしてございます。

それぞれの担当部署で災害が起これば、役割分担がございます。役所の中においては職員も多数いるわけでございますが、それぞれの役割というのがありますので、どうしてもそれぞれの担当課の通常の職員の中で災害の確認をするということになりますので、ある程度、町だけで情報収集するということも限度もあると思ってございます。その中で、地域住民の方々からも情報を教えていただいてまず対応していくということで、内部だけの情報というのは非常に無理があり、また、時間がかかるという部分というのが逆にあるのかもしれませんが、そういうことで、当然それぞれの担当部署が行いながら、先ほど申し上げました、現場に行った場合の確認は、自分の部分だけではなく、見てきたものを担当する部署もしくは総務課のほうに報告をすると、そういう形で、総務課からまた部署に報告をすると、こういう流れのときもあれば、直接、課のほうにということも出てくると思ってございます。

避難所開設となればまたそれぞれの課の重要な役割も出てまいりますので、緊急を要する部分を第一としながら対策をしていくということになりますので、のり面等々も含めながら、若干おくれる部分というのがどうしてもあるのかなと、こう思っておりますが、いずれにしても、連携をしっかり強化していくということが大事だと思ってございますので、今までどおりでいいという考えは持つことなく対応してまいりたいと、こう思っております。

次に、定住自立圏構想についてでございますけれども、南部町を中心に事業を構築し、連携事業に組み入れる必要性についてのご質問でございますが、現在、八戸圏域定住自立圏構想におきましては30事業が実施されているところでございます。このうち、当町に係するものとしては26事業が実施されているところでございます。

これらの八戸圏域定住自立圏構想による事業を実施する際には、まず、中心市である八戸市とその事業を実施する圏域内の他のそれぞれの町村との間で、おのこの形成協定を締結することとされてございます。したがって、定住自立圏構想による事業は、あくまでも八戸市が中心となって事業を展開していくものでございます。議員の皆様も勉強会等を通してご存じのことと思いますけれども、南部町を中心にして事業を構築し、定住自立圏の連携事業に組み入れるとい

うことに関しては、制度上、できないということになってございます。

しかしながら、定住自立圏構想につきましては、施策ごとに八戸市を初めとした圏域内の各市町村の担当課で構成されたワーキング会議というものがございまして、このワーキング会議の中で、特に地域内外の住民との交流・移住促進対策では、グリーン・ツーリズムの推進、農家民泊などでは当町が先導して事業について検討を重ねてまいりました。

今後、新規に考えられる事業につきましても、議員各位及び住民の皆様からのご意見等をお聞きいたしまして南部町から発信できる事業も展開してまいりたいと、このように思っております。当町といたしましても、定住自立圏構想による事業につきましては、機会あるごとに南部町としての意見・主張・提言を引き続き述べてまいりたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げました、制度的には中心市が中心となってといいますか、必ず関係をして展開をしていくという制度になってございますので、まずは他の町村との関係として、事業に取り組む場合においても八戸市さんが入って協議していくということになりますので。ただ、そういう中においてもしっかりと広域的に取り組んだほうがいい、そういう部分というものは提言してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、中舘文雄議員にお答え申し上げます。

まず、平成17年度に作成しました保存管理計画の進捗状況についての質問でありますが、史跡聖寿寺館跡を適切に保存管理するために、国・県・町の三者による聖寿寺館跡保存管理計画書を策定しております。

それに基づきまして、平成17年度から国庫補助事業を活用しながら館跡本体の土地公有化事業に着手し、平成23年度末までに5名の方々からご協力をいただき、12筆で2万1,657平方メートルを買い上げしております。公有化予定面積7万1,814平方メートルの進捗状況は、約30%になっております。

そのうち、発掘調査につきましては、南部氏関連城館整備検討委員会の指導による遺構部分の発掘を平成19年度から23年度まで、約3,300平方メートル実施しております。

次に、計画の目的達成に想定される期間及び経費の概算についてお答え申し上げます。

土地公有化につきましては、平成17年度から平成31年度までの15年間の買い上げ計画とし
なり、経費につきましては、用地買い上げ等に約6億1,700万円を見込んでいるところでござ
います。なお、23年度末までに買い上げに要した経費は約1億6,400万円となっております。

また、発掘調査につきましては、平成19年度から28年度までの計画で、経費については約
6,548万円を見込んでいるところでございます。なお、23年度末までに発掘調査に要した経費は、
3,500万円となっております。

次に、保存管理に必要な年間の最小経費の見込額についてお答え申し上げます。

保存管理につきましては、現在のところ担当職員で対応しておりますので、経費としては草刈
りのための燃料代ぐらいで済んでおります。今後の保存管理につきましては今年度、史跡聖寿寺
館跡整備基本計画策定委員会を組織し、整備に関する基本計画を策定する予定としておりますの
で、策定される整備基本計画によりまして保存管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、保存管理に必要な経費につきましては、必要最小経費で進めてまいりたいと思ってお
ります。

次に、町として最終的に当事業の完成と位置づけをどのように考えているのかというふうなこ
とについてお答え申し上げます。

奥州南部氏発祥の地として歴史を後世に伝えるため、南部氏関連城館整備検討委員会を組織
し、最重要課題として取り組んでおります。このため、聖寿寺館跡本体の公有化を図り、発掘調
査によって奥州南部氏の歴史を解明し、史跡公園として整備し、有効かつ有意義に活用するこ
とが当町の活性化につながるものと思っております。さらには、この歴史的な文化遺産を守り、未
来に正しく伝えることが責務だと思っております。

昨年、大震災により山梨県の小学校、南部町との交流が中止になりましたけれども、今年度は
山梨県の子供たち30名が本町に7月24日から26日まで来町します。この南部町、同じ南部町、史
跡発掘調査、さらには南部町とのつながり、そういうふうな学習を通して、山梨県の南部町の子
供たちと本町の子供たち、さらにそういうふうな交流を深める機会にしたいと、これを一つ参考
としてつけ加えておきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） まず最初に、今、教育長から答弁あった史跡についてでありますけれど

も、先ほど教育長の答弁で、金額的にも相当な金額が見込まれるということで、ここには城跡というか、そういう遺跡の跡であれば復元ということまで考えた史跡公園を考えるのか、跡地としての最小限の形での復元といたしますか、公園として考えるのかというのをまず、大きな費用負担といたしますか、これは国・県、いろいろな補助事業その他を考えて事業をしたいと思いますけれども、その辺について基本的にどこまで考えた史跡公園というものを考えているのか。もしあれば、これから検討委員会で検討するということですから、委員会にすべて任せて委員会の答申によってすべてそのとおりにやるということであればそれも一つの方法だと思いますけれども、実際に担当として、一自治体でやれるといたしますか、相当な大きな問題であるわけですが、その辺のところ、もしあればお聞きしたいところであります。

それから、もう一つは、通告していませんでしたけれども、遺跡物の管理というか展示について、聞きましたら何か旧相内小学校に保存しているというような話は聞きました。ただ、展示物として広く町民に展示する必要があるような気が、貴重なものだという話だけは聞くんですが、例えば、インターネットその他では出ているのは私は見ていました。見ていましたけれども、実際に目にしてみる、そういう場所をもし確保できるのであれば必要かと思います。その辺について考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

あと、町道の管理とかそれについては、町長から今、例えば定住圏のほうも町独自のことは、中心市がまず主になってということですから、その辺は理解しました。

それから、町道維持管理についても、さっき町長の答弁では、パトロール等をして十分にやっているやにお聞きしましたけれども、もう少しその辺のところは徹底する必要があると思いますので、具体的にこういう方法でさらにというのがもしあればお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 道路関係につきましては、さらに徹底してまいりたいと思いますし、また、この後、担当課長のほうからも一つの考えを答弁してまいりたいと思います。

それから、聖寿寺館跡でございますが、この後また教育長のほうから答弁があると思いますが、基本的に復元となると教育委員会だけで決定できるという事項でもない大工事になると思ってございます。私自身、基本的には復元、建設、建物等を建ててというのは非常に財政的には厳しいものがあるというふうに考えておりまして、それぞれ南部地区の住民の方々ともいろいろな話

をしたことがございます。また、町内会の総会等々へ行ってもいろいろ意見が出たりして、維持管理の部分というのが非常にさらに大変になっていくということで、公園的な部分での活用というのはどうなんですかねと、そういう話もさせていただいております。

地域の方々も、すべての方々がそういう考えだとは考えておりませんが、公園があれば、いろいろ今、グラウンドゴルフ、パークゴルフ等々を行っている方が多いわけですし、面積的にはどのぐらいの、どういうコースができるかというのは別ですが、そこまで具体的な話をしたわけでもありませんけれども、そういう公園活動でのというのはいいなと。そういう意見の地域の方々もおります。ですから、歴史、そういう部分はしっかりと検証しながら、残しながら取り組んでいかなければならないと思っておりますが、例えば箱物等そういうものは非常に難しい、そういうふうに考えてございます。

あと、展示につきましては、私の知っている限りでは、りんご市のイベント、そういうときに遺物を展示したりとか、移動式展示といいますか、そういう部分もたしか取り組んでいるはずでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 今、町長からあったように、策定委員会、学識経験者、これからおいでいただいて、組織して、どのように保存管理していけばいいのか、ご意見を聞きながらその基本方針をこれから決めていくところでございますので、ひとつその策定委員会のほうの意向を後でご報告申し上げたいなと、そう思います。

あとは、発掘されたいろいろなもの、貴重なものがたくさんあります。ひとつここは、社教課長、担当とも、どういうふうな部分で展示すれば一番町民の目に触れるのかと、そういうふうな部分も前向きに考えていきたいと思っております。また、これにかかわることでは、担当課長のほうから何かあれば説明させます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 道路パトロールですけれども、これは道路の維持管理上、重要な位置にあります。よって、もっと徹底した道路パトロールをいたします。

議員が言われますのりが崩れたと、私たちに報告がありまして現場へ行ったときもあります。そのあたりを災害で調査をしましたけれども、その点、見逃しておりました。後で起こったすべりなのか、それもちょっとはっきりしませんけれども。その後、現場へ行きました。即、田んぼの土砂をとるように業者に指定しましたが、農林課のほうでそれを調査しておりまして、農林課のほうで作業を終わらせました。そういう事例があります。今後は、徹底してやりますのでよろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。（「ありません」の声あり）

以上で中舘文雄君の質問を終わります。

.....

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時42分）

第44回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年6月7日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 八木田 憲 司

- 1．幼児の通園、児童・生徒の通学時の交通安全対策について
- 2．南部町の子育て支援について

15番 川守田 稔

- 1．「達者村」事業について

16番 工 藤 久 夫

- 1．集落衰退に歯どめをかける施策のあり方について
- 2．5月18日に田子町で開催された定住自立圏形成に向けた講演会を聞いて、この地域が元気に存続するための施策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河原前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
農 林 課 長	中 村 一 雄 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長	福 田 修 君	建 設 課 長	工 藤 満 君
会 計 管 理 者	谷 内 恭 介 君	名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 掘 常 美 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第44回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

2番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（2番 八木田憲司君 登壇）

○2番（八木田憲司君） おはようございます。

それでは、通告しておりました2点の項目に対しまして質問させていただきます。

まず初めに、幼児の通園、児童・生徒の通学の交通安全対策についてであります。

通園・通学の方法には地区により違いがありますが、スクールバス、里バス及びタクシーを利用しての送迎、保護者による送迎、そして、徒歩及び自転車での通学があると思います。その中で最も危険が伴い交通事故に遭う確率が高いものが、徒歩及び自転車による通学ではないかと思っています。

最近、通学の列に車が突っ込むという事故が至るところで起きております。原因は、暴走運転、居眠り、そして、今話題になっている脱法ハーブを吸引して運転する事故など、どのような状況で交通事故が起きるかわかりません。

幸い、今まで通園・通学での大きな事故はなかったかと思いますが、事故が起きてからの対策では遅いと思います。南部町の将来を担う地域の宝とも言うべき子供たちの安全を、どのような

形で守っていくか、行政、学校、地域住民一体となって知恵を出して考えていかなければならないと思います。

まず、質問の一つ目として、通学路として利用している道路の中で歩道がないところがたくさんあります。危険解消のためにも歩道の整備は必要だと思いますが、これからの対策としてどのようにお考えなのか伺いたします。

そのほかの交通安全対策として行われているものとしては、通学路での街頭指導、朝のパトロール、交通安全教室、低学年の集団登下校等の指導を実施しております。ただ、街頭指導及び朝のパトロールにつきましては、4月の入学時期と交通安全週間の期間しか実施できていないと思われます。安全対策のためには、年間を通じて街頭指導が必要ではないかと思います。

それと、通園・通学の安全対策の中で一番危険を感じたのは、冬場、積雪の多いときの除雪対策です。

町の除雪計画で車道の除雪に対してはいろいろな対策が講じられておりますが、歩道及び通学路の除雪につきましては、福地地区に1台ある歩道用の除雪機で対応しておりますが、朝の通学の時間には間に合わないと伺っております。一部地域では住民のボランティアにより歩道の除雪に対応しているところもありますが、まだまだ多くの地域で対策がとられていないと思います。

つきましては、先ほどお話しいたしました街頭指導を、一時的ではなく、年間を通じて実施してもらえる見守り隊のような組織づくり、及び積雪の多いときに通学路を確保するために、地域住民の協力による除雪対策が必要ではないかと思います。

私が今、感じていることを述べさせていただきましたが、私が話したことを含めまして、現在の通園・通学における交通安全対策の現状と課題をお伺いたします。そして、これからどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

2点目の質問といたしまして、子育て支援についてであります。まず初めに、学童保育クラブについてお尋ねいたします。

学童保育クラブの目的を簡単にご説明申し上げますと、保護者が就労のため、学校から帰宅しても家にだれもいない小学校低学年を対象に、児童が安全に放課後を過ごすことによって児童の健全育成を図るとあり、月額2,300円で利用できるありがたい制度だと思います。

つきましては、現在、この制度を利用している人数と、対象となる低学年児童全体における利用率を示していただきたいと思います。

あと、この制度の開設時間に関しまして、若干見直しできないか検討いただきたい部分があります。

平常時、平日のときは下校時から午後 6 時30分までで問題はないかと思いますが、土曜日、学校の休校日、長期休業、これは夏休みとか冬休みのときだと思えます。開設時間が午前 8 時15分から午後 6 時となっており、一日中利用できるようになっております。ただ、保護者が就労前に子どもを児童クラブに送り届けるためには、8 時15分からの開設だと仕事に間に合わないことが考えられます。朝の開設時間を30分早めることができないものでしょうか。保護者の利便性を考えると多少の制度変更も必要ではないかと思いますが、このことにつきましてお考えをお聞かせ願います。

一概に、子育て支援と言いましても漠然としており、どの事業が子育て支援につながっていくのか判断が難しい部分もあると思いますが、今取り組まれている子育て支援及びこれから予定している取り組みがあればお答えいただきたいと思います。

今回の質問の趣旨といたしまして、各課ごとにさまざまな取り組みがなされている支援策をわかりやすくまとめて南部町の特色ある子育て支援策をつくり、町内外に魅力ある支援策を発信していかなければならないとの思いから今回の質問をさせていただきました。

答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、私のほうから総体的な部分を答弁させていただき、それぞれ、通告のほうにも担当課長からというご指示もありましたので、一つは職員の育成という部分もあろうかと思しますので、私の答弁の後に担当する課長からも答弁をしていきたいと思います。

通告をいただいております準備していた部分とそろっていない部分もございますので、少しまとまり的に「検討」という文言が入ってくるかもしれませんが、そこはお許しをいただきながら、精いっぱい答弁してまいりたいと思います。

まず、1 点目の児童・生徒等の交通安全対策等に関する件でございます。

さまざまな取り組みを行っているわけでございますけれども、今まで行ってきております交通安全対策のほか、学校関係者、道路管理者並びに警察等関係機関との連携をしっかりと図りながら、運転者の交通安全意識を喚起しながら、ハード的な部分においては通学路のガードレールの設置等々というのを考えていかなければならないと思っております。

ガードレール、先般、23年度中にあかね地区の町内会さん初め学校関係者の方々からガードレールの要望がございました。メーター数もそんなに、100メートル、200メートルという距離でもございませんでしたので、そういう部分については早急に整備をするという指示をしながら取り組んでいるところでございまして、随時、私どもも、当然予算が関係してくるわけでございますけれども、安全対策には万全を期していかなければならないと、こう思っております。

ただ、議員の皆さんもご存じのとおり、昨日、除雪の距離数においても310キロという、そういう距離なわけでございます。そういう中で、まず緊急度、そういう部分、高いところから順次まず取り組んでいくことになろうかと思っておりますけれども、町内会、また、関係者の方々からもそういうご要望も出ておりますので、一つ一つやってまいりたいと、こう思っております。

そしてまた、増設関係でございますけれども、当然、国道、県道、町道というふうに分かれるわけでございまして、国道は国、県道については県、町道については町と、そういうふうに分かれているわけでございますが、国道等につきましては地域の方々からのご協力をいただいて、歩道の除雪機は無償貸与という形で地域で取り組んでいただいているところもございます。何分、行政だけでこれを行うというのは、正直、物理的にも大変難しい部分がございまして、町内会長さん等と除雪機の貸し出し、たしかこれは町のほうでも独自で補助事業等を活用しながら導入しているところもございます。そういう部分をしっかりと予算を確保しながら、地域の方々からも何とかご協力をいただいて子供たちの安全確保というのも図ってまいりたいと、こう思っておりますので、地域のご協力も、ひとつ呼びかけを議員の皆さんからお願いをしながら、町のほうと一緒にって対策を講じてまいりたいと、このように考えてございます。

見守り隊等通年の活動ができないかというご要望でございました。この後また、担当課長のほうからも取り組み等について答弁いたしますけれども、隊員の方々も仕事をお持ちになりながらの方々もおられますし、現在、仕事から離れている方々にご協力をいただいている方々もあるわけでございますけれども、通年となると、やはり同じ人だけとなりますとかなり無理が生じて負担が大きくなってくると思いますので、どういう方々を確保できるかという部分も課題として出てくると思っております。そういう部分もしっかりと取り組みながら検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、子育て支援に関する件でございますけれども、まず、現在実施している支援策等につきましては、これは健康福祉課の所管部分になりますが、母子保健事業関係では、乳幼児健康診査や若年健康診査などの健康に関する事業や、好ましい母子関係の中で育児が行えるように妊産婦訪問、新生児訪問などを行っております。また、専用のメールアドレスを開設し、子育てに関

する悩みや相談、不安の解消に努めているところでございます。

また、予防接種事業等につきましては、予防接種法により各種の定期予防接種を実施しておりますが、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンなどの高額な任意予防接種については全額を公費で助成しているところでございます。

医療費給付事業においては、小学校就学前までの児童を対象とした乳幼児医療費給付事業を実施しておりますが、今年度から南部町独自の新規事業として、中学校修了前までの児童・生徒に対象を拡大し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図っているところでございます。

保育事業におきましては、保育延長や一時預かり保育の実施、保育料軽減事業の実施、学童保育の開設など、利用者の時間的・経済的負担の軽減を図っているところでございますけれども、先ほど八木田議員さんからも学童保育の時間、30分ほど早めることができないかというご質問でございました。当時、開設するときも、利用者の方々のご意見を聞きながら、そういう時間帯でまずやっていきましょうということでご了承をいただきながら進めてきているところでございますが、当然、生活環境、そういう部分も変化は当然これは毎年あるわけでございます。そういう部分からすると、担当課のほうにまた検討をさせたいなと、こう思っております。

ただ、また30分延長ということになれば、1時間単位でのまた職員の時間外等々というのも発生するわけでございまして、そういう中において、最終的にはどういう形で決定していくかということはこの先の話としても、そういうサービスをふやしていく場合に、利用者の方々の負担というの少し検討もしていただいて、そういう中で延長ができないのかと。当然、かかる部分、丸々負担という考えは持ってございません。その分の追加される部分、町も考えますが、利用される方々も若干考えて、そういう中で、延長が多数であるということになれば、やはりそういう取り組みをするのも町の一つの仕事でもあるだろうと思っておりますので、それぞれの自治体においても、創意工夫しながら、サービスが低下しないように、ただ、サービスを向上していく上でその分丸々町負担になっていくということになれば、別なところに必ずそのしわ寄せというのが行くわけでございますので、歳入100となった場合に100を超える分というのは、さらなる町の、起債をするとか、また、今まで提供していた部分をどこかで、そっちの部分は下げなければならないとか、そういう部分も出てきます。そういう中で、利用する方々、また、執行する町側とも意見が一致するような形になって進めることができれば一番望ましいのかなというふうに考えてございます。

それから、昨日も若干ご質問で触れた部分がございますが、子育て支援等々をそれぞれの課で単発に行うのではなくて、やはりこれを一つの一体的な部分で整理をして、そして、当町におい

てはこういう支援がある、そこにおいては住民生活課が関係する部分があるでしょうし、健康福祉課が関係する部分、または学務課、建設課、いろいろな課が関係するわけでございますので、そういうのを一つにまとめてやはりPRしていかないと、単発だけでは、そこだけを見てもらうと、他のほうはもっといいサービスがあるよとかこうなりますので、一体化して整理していくということは、私も議員さんと全く同じ考えでありますので、これも昨年度に若い職員たちでもってプロジェクトを立ち上げて一応整理をしております。そういう部分を今後、どういうふうに生かしていくかということが大事になってくると思ってございますので、今ご指摘、ご要望等をいただいた分につましましてもまた私どももさらに再考してまいりたいと思ってございます。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 町長答弁と一部重複いたしますけれども、お答え申し上げます。

まず、幼児・児童の通園・通学時の交通安全対策の現状と課題、これからの取り組みについてのご質問でございますが、現状につきましては、入園式や入学式の時期に合わせまして春の全国交通安全運動が実施され、南部町でも警察署並びに交通安全協会等の関係機関・団体との連携のもと、朝の通学時間帯における横断歩道での街頭指導やのぼり旗の設置など交通安全啓発活動を実施してございます。

また、小学校の入学式には、交通安全協会各支部から黄色い帽子や、それから、交通安全母の会からはランドセルカバーを新入生に対してそれぞれ贈呈してございます。

このほか、交通安全週間以外でも交通指導隊員による朝夕の街頭指導、また、小学校からの依頼により、警察署員が児童に対する交通安全教室を開催し、通学時の安全確保に努めてございます。

次に、課題についてであります。通学道路における児童の安全確保と運転者の交通ルールの遵守は、常に課題としてとらえておく必要があると思ってございます。

先ほど町長からも答弁ございましたが、歩道整備、それから年間を通しての街頭指導、見守り隊の話がございましたが、学校、警察、交通安全協会等々と協議いたしながら総合的に検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 通学路で歩道の整備というお話でございます。

先ほど町長、住民生活課長のほうからもございましたんですが、順次対応していくというふうなことになるかと思いますが、ちなみに小学校での通学の方法というものが、ちょっと調べたものがございます。徒歩での通学が約8割でございます。バスでの通学が1割ちょっとで、あとは自家用車での通学が約1割というふうな格好になってございます。そういうことで、朝の登校時に街頭指導というふうなことで行っているものは、小学校では3校、朝夕やっているところが小学校では3校でございます、やっていないところが2校と。中学校では朝の登校時にやっているところが2校で、やっていないところが2校というふうな状況になってございます。

それで、年間を通じての見守り隊というふうな提案でございます。各学校によって対応が現在は違ってございます。南部小学校さんでは、年間を通じて交通指導隊員の方をお願いいたしまして、横断歩道等で1年じゅう指導していただいております。あと、それ以外に福地小学校さんの方では民間、保護者ではないんですが、地域の方をサポーターといたしまして通学のときに巡回してもらっているというふうな活動を行ってございます。議員おっしゃるとおり、年間を通してやれるように今後、PTAあるいは地域の方々、そしてまた警察、交通指導隊等々と協議、検討してまいりたいと思っております。

もう一つ、冬の除雪、通学路、歩道等の関係でございますが、町内の小学校さんのほうに除雪機、小さいやつでございますが持っているところもございます。あるいは、町長がお話ししましたが、国道のほうから貸与されている部分、あるいは県のほうから貸与されている部分がございます。合わせて学校関係では5台ほどが整備されてございます。

だれが除雪しているかといいますと、教頭先生だったり用務員がやったりしている状況でございます、学校の敷地内を基本的にやっていると、時間があると近くの歩道を少しやるというふうな状況でございます。通学路の除雪といいますとなかなか、朝早い時間にやっていただくというふうなこともございますので、その除雪機自体の整備を初め扱っていただける方を探すというふうなこともございますので、今後、検討してまいりたいと思います。

あと、街頭指導、見守り隊の方々をお願いする場合には、どうしても危険といいますか、事故等があった場合の補償というふうなことも考えなければならないので、その部分ではPTA安全互助会というふうな制度がございます。それにつきましては、保護者の方々は全員子供と一緒に入っているわけでございますけれども、地域の方々につきましては賛助会員というふうな制度がございます、年間100円の掛金で入っていただけるというふうな部分がございます。

もう一つ、学校支援ボランティアというふうな制度もございまして、そちらのほうでも年間800円という保険料で対応することができるというふうなこともございますので、それらについても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 学童保育についての質問ですけれども、まず一番初めが利用人数と利用率ということでしたけれども、現在、当町では7カ所を開設しております。5月末現在で168名の利用となっております。児童数が422名ですので、40%の利用となっております。福地地区、剣吉地区が38%、南部地区が46%。全国的に見ると15%ということなので、当町ではかなり利用率は高いものと思われま。

2番目の受け入れ時間を30分早くできないかという質問でしたけれども、現在、土曜日、学校休校日、長期休業日については、朝8時15分から6時までの受け入れとなっております。議員ご指摘のとおり、共稼ぎ家庭で8時15分というのは当然遅刻する時間になるかと思しますので、父兄の方々からのご要望を全部確認した上で、果たして議員がご指摘した30分がいいのか、それより短くてもいいのか長いほうがいいのかという要望を確認した上で、当然、町長が言いましたとおり費用が発生する場合がありますので、財政と協議しながら検討をさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 町長を初めいろいろな課の方からのご答弁、ありがとうございました。

まず、再質問といたしまして、除雪機に関しましては今の説明の中では5台ほど学校のほうに導入されておるということを伺いました。ただ、すべての学校ではないわけで、私が学校等にお話を伺ったところ、やはりないところでは除雪機があれば大変助かると。特に、小学校の今の先生方の体制の中で、女性の方がどうしても多数を占めてきている状況の中で、力不足のところがあり、除雪機みたいなものがあればすごく助かるという意見がたくさんございました。それで、歩道の整備、除雪だけではなくて、日中、給食の車が校内に乗り入れるためにも、先に、午前中に校内の除雪をしなければならないという事情もございます。そういうことも踏まえまして、できるのであればこれから学校に1台は、簡易なもので結構だと思いますが、除雪機の配備をお願い

いしていければと思っておりますので、ご検討願いたいと思います。

あとは、見守り隊と、先ほどのボランティアの除雪を、地域に協力を願っていくということですが、学校と地域との結びつきが、地区によっては大変強いところもありますが、どうしても、先生方が赴任して間もないときですと、地域とのつながりが薄いものがあります。そういう状態の中で、地域とのボランティアを募って一緒にあってそういう行動をしていきたいなと思ったときでも、どうしてもつながりが薄い部分、働きかけができないところもあるのではないかと考えております。そのために、できるのであれば、ある程度の制度を確立を、防災会みたいな組織づくりみたいなものをちょっと考えた中で、行政のほうから地域と学校の結びつきの働きかけを進めていくような体制がこれからとっていかねばと思いますので、その辺もご検討願いたいと思います。

もし何かつけ加えるご答弁があれば伺いますけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 学校除雪機のほう、配備されているところとないところがあるということで、学校関係の場合は議員ご指摘のように給食センター等も入っていくわけでありまして、それと、今後、教育委員会のほうで学校側とも話し合いをさせていただいて、あくまでも学校の教職員の皆さんにまずやってもらえるかどうかということを確認しながら、教育委員会のほうで今、教育長も聞いておりますので、一応、まず検討はするようにしたいと思います。

また、自主防災会と学校の関係、現在においても地域の方々と、特に父兄の方々が主になると思いますけれども、学校さんとは常に連携を図りながら取り組みをしていると思ってございます。自主防災組織を立ち上げている会が、今やっと五十二、三%ぐらいになりましたでしょうか。半分をやっと超えました。まだ半分近くが自主防災組織の立ち上げになっていない町内会さんもあるわけございまして、まず一つは、我々は自主防災組織を立ち上げてもらうように一生懸命お願いをしているところでございます。そういう中において、それぞれの自主防災会という、町内会さんという形態になるのかもしれませんが、いずれにしても、やはり地域の方々と学校、また、そこに行政が入ってという、そういう取り組みでなければ、なかなか一つの団体だけをお願いしてもやはり負担が大きくなると、実際やってもらえる方々が同じ人になるとかということもあると思いますが、そういう形でできるだけ体制を敷いていったらいかかと。議員さんのお考

えだと思いますので、そういうことも踏まえまして、それぞれの部署のほうでも検討してまいりたいと思っています。

○議長（坂本正紀君） 以上で、八木田憲司君の質問を終わります。

15番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

○15番（川守田稔君） おはようございます。

私は、今議会の一般質問で「達者村」について詳しく質問したいと思います。

よく、達者村って何だもんだっけと町民から聞かれます。町民以外からも聞かれることがあります。大多数は、町民が聞いてきます。議員だと思って聞いてくるんだと思うんでしょうけれど、そのたびに、何かこうだよというふうな明確な説明をしてあげられません。あの事業は達者村だし、この事業は達者村だし、そんなとこかいなというような、そういう説明しか私はできません。いまだにそうです。そこで、伺いたいことは、明確に申します。

町として達者村、どのように定義し、その主体は何であるのか、だれであるのか。

逆に、達者村事業、それはどのように定義されて、何が主体であって、だれが主体なのか。この2点、表裏としてお聞きしたいと思います。

また、達者村がNPOの法人化が進められているとのことですが、その進捗状況をご報告ください。

よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、達者村並びに達者村事業等に関してのご質問でございますけれども、現在、南部町全域においていろいろな活動を行っているわけでございますけれども、一つの定義的な部分ということになれば、当町のすぐれた自然や食、芸能などの特色あふれる郷土地域資源を生かしつつ、来訪者と地域住民との交流を深めながら、将来的には中長期的滞在などへつなげていくということを基本としながら取り組んでいる。これが一つ達者村、総体的な部分で言えば、そういうこと

を行っていくというのが達者村というふうな考えでとらえてございます。

その中にそれぞれの事業があるわけございまして、そのさまざまな事業を達者村事業というふうに通常、言っているわけでございます。事業等につきましても、主体的にそれぞれの関係している団体の方々が地域づくりの活動をしていただくということで、いろんな団体の方々がここにかかわってございます。主体的な部分になれば、それぞれ取り組んでいる団体の方々が、その事業については主体になってまいります。ただ、そのトータル的な部分においては、町が推進をしながら取り組みを行っているところでございます。

達者村に関する各種事業でございますけれども、各種団体の代表者で構成されております達者村づくり委員会と、町長、私を本部長とする達者村推進本部が主体になってございます。先ほど申し上げましたそれぞれの事業の団体の方々が主体となるその会が達者村づくり委員会という形をとっておりまして、町のほうとして推進している場合は達者村推進本部という組織が主体になってございます。

事業の中には、さまざまな事業があるわけございまして、いろいろな町のパンフレット等にもついてございますので、必要があれば担当課のほうからまた配付をしてごらんいただければいろいろな取り組みがわかると思いますので、各種事業については私のほうからは今回は割愛させていただきますが。

まず、事業は点なわけでございます。一つ一つの事業は点として私はとらえております。やはりこの点から点、今度は線にしていかなければならない。連携をしていかなければならない。そして、また、今度は点から線に変え、線の枠を今度は面にしていかなければならない。この面の部分が達者村というふうに考えていただいてよろしいかと、こう思っております。

それぞれ連携を図りながら取り組んでいる事業でございますので、何とかご理解をいただきながら、またご支援をいただきたいなと、こう思っております。比較的町外の皆さんからは評価もいただくわけですが、町内の方々がよくわからないという部分は、まだまだ私どもも説明不足の部分があるんだろうと思っておりますが、関係している方々は当然理解をしながら取り組んでいるわけでございますが、何とか議員の皆様方も、わからないというのではなくて、できるだけ、我々、担当課のほうも必要があれば説明もしっかりとしていきますし、ご理解をいただいて、ご支援いただければ大変ありがたいと、こう思っております。

次に、達者村のNPOの法人化についてでございますけれども、昨年度に実施いたしました達者村役場設置及び運営に係る調査業務報告書から、事業を推進する民間が担い手の新組織と行政との有効な協働関係を構築するための方策をつくり出すことが必要であるとの調査結果をいた

だきました。これまでのグリーン・ツーリズム事業の成果を踏まえつつ、さらなる農商工連携、6次産業化といった町内全域を視野に入れた新たな地域の発展を目指すNPO法人としての活動が望ましいとの積極的な意見が地域の方々から提案されたことから、本年度においてNPO法人設立に向けて事務事業を進めてきたところでございます。

本年度における進捗状況であります。本年度当初から関係機関、関係者間において逐次協議を進めた結果、5月18日、これは新聞でご存じだと思いますけれども、開催されました設立総会において「NPO法人青森なんぶの達者村」として承認されたところでございます。

その後の活動といたしましては、5月30日に青森県へNPO法人の設立申請書の提出、ECサイト運營業務に係る打ち合わせ、達者村動画プロジェクト業務に係る打ち合わせ、また、岩手県観光協会総会に参加しての達者村の観光セールス、八戸市内の飲食店への達者村野菜の納入商談会、八戸市内小学校地域連絡協議会会議においての達者村の観光セールス等の活動を行っているとお聞きをしております。

さらに、今後の活動予定としましては、米軍三沢基地内のイベントの参加、また、達者村のPR、各種イベントに参加してのPR等々を行い、また、販売等も行う計画というふうにお伺いしております。

以上の状況を踏まえながら、当法人は将来的にグリーン・ツーリズムの総合コーディネート、農商工連携を軸にした地域産業全体の活性化、まちづくりを担う中間支援機関としての役割を発揮する組織になるものと考えてございます。

町といたしましては、今後ともNPO法人青森なんぶの達者村との関係を緊密にとりながら指導・協力体制を構築するとともに、南部町のグリーン・ツーリズム事業を推進していく両輪となって活性化につなげてまいりたいと、こう思っております。

あくまでも今後は、法人という組織での活動になるわけでございます。設立総会に私もお案内をいただいて祝辞を述べさせていただく機会をいただいたわけですが、祝辞というよりは、生半可な気持ちではとても無理ですと、ちょっと辛口の祝辞をさせていただきました。取りかかるとなるといういろいろな課題がいっぱいあると思っております。ただ、メンバーの方々是非常にやる気満々でいる方々でございまして、担当課長のほうからもその意気込みというのは聞いておりましたが、我々はまず、やる気がある、そういう前向きな方々に対しては当然これはしっかりと支援をしながら、応援をしながらいかなければならないと、こう思っているわけでございまして、ただ本当に、生半可な気持ちではなかなか厳しいだろうと思っております。

そのことも、会員の方々も設立総会の場において改めてまた決意も持ったと思いますし、何と

か、私どもとすれば、成功する、そしてまた、我々の地域を引っ張っていってもらえるような法人となっていたきたいと思っております。

必要に応じまして担当課長からもまた答弁をいたしながらいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ご答弁、ありがとうございます。

冒頭、町長の達者村とは何ぞやの説明、聞いていまして、それっていわゆるグリーン・ツーリズムそのものですねという気がしました。NPOの設立の趣旨に当たっても総合的なグリーン・ツーリズム云々ということがうたわれておったかと思うんですけれども、そのところなんですよね。卓越した究極のグリーン・ツーリズムというものが、達者村という名前の衣を着て、さらにはそれがバーチャルであるという表現をする。このところがわからないんですよ、私。わからなかったんですよ。わからなかったというのは、先ほど町長の説明で、事業は点である、点と点をつなげば線になると。線を三本つなげれば面になると、その面になったのが達者村であると。私はよくわかるんですよ、それはね。果たして、じゃあ、私に達者村って何だっけと聞かれたときにこの説明をして納得するかなと。ぐっとのみ込めるのかなと。ちょっと違うような気がするんですよ。

それで、この質問をするに当たって、私もとりあえずネットぐらいは拾ってみました。そうしたら、こういう一文が載っているんですね。どういうことかということ、これは平成16年の開村当初に当たっての記事だったかと思うんですけれども、達者村の抱える課題として、町の担当職員は次のように話すとあります。つまり、「達者村プロジェクトは、疑似農村、バーチャルビレッジという表現であらわされるように、初めて見聞きする者にとっては一見わかりにくいこともあり、そのイメージや必然性、あるいは将来像をより一層明確かつ具体的に示しつつ、地域住民、事業者等の積極的な参画がなされなければならない」と、ある職員の方が申しておるわけですよ。何だ、やっている本人もイメージとしてつかみ切れていないんだなというふうに私は考えました。その平成16年から現在に至って、当事者があいまいだった部分というのが、それではどのように克服されたのかなと。では、今はどういう意識でもって事業に当たられておるのかなというところをひとつ説明いただきたいと思っております。

それから、これまでの達者村事業というものを遂行するに当たって、いろいろな問題点という

のが見えてきた部分があったんだろうと思うんです。ここにどういったものがありますかという
ような聞き方はいたしません、問題点の洗い直しという作業が一つ必要になるんだと思うんで
すよ。それはどういう方法でもって集約して、どういうふうな解決方法をとってきたのかという
ようなプロセスを説明いただきたいと思います。

それで、本来であれば、第三者の視点から見たような評価システムというのが何事においても
私は必要だと思うんですけれども、このいわゆる達者村事業においては、そういったシステムが
あったのか否か。振興計画に関しての自己評価ですが、自画自賛しているようなそういう印象で
しか聞いたことが、説明を受けたことはありません。こういったシステムが、達者村事業の中で
どういうふうに事業運営の中でなされてきたのかご説明ください。

こういった評価システムということにおいては、やはり具体的に判定可能な目標設定といいま
すか、判断基準をつくるということが大事だと思うんですよね。その目標設定というのが、どう
いったところに置かれて、どういう考え方でなされてきたか、そういったことを含めてご説明い
ただければと思います。

それから、先ほど申しました担当職員が持っておられた、あいまいだしな、人にはわからない
しなと、そういうふうな自覚をして始まった事業でありますけれども、こういった新しい事業を
立ち上げようというときには、やはりこの仕事はだれがやるべき業務なのか、だれができるのか
とか、さらには、一般の法人に対して委託をしましょうという、それでもって資金の提供もしま
しょうという場合には、その責任の明確化というのが必要になってくるんだと思うんです。また、
責任を伴った役割分担、町とその委託先に対しての役割分担をどのように定めるかということが
非常に大事だと思うんですよ。

何でこういうことを申すかというと、健康増進公社の運営で私たちはもう勉強しているわけ
ですよね。町がどういう対応の仕方をしなくてはならなかったのか、その結果、どういう状態に今
あるのかとか、そういったことはもう既にいろんな面で勉強しているはずなんですけれども、そ
ういったところを今回のNPOの法人化に対してどのようにお考えなのか、ひとつ答弁いただ
きたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、達者村とは何なのかと言いますと、まず、旧名川町時代からいわゆるグリーン・ツーリ

ズム事業、収穫体験とか農家の民泊等々のいわゆるグリーン・ツーリズム事業を行ってまいりました。その経緯、流れがありまして、平成15年に青森県から、あおもりツーリズム創造プロジェクトというふうな事業と一緒にやりませんかというお声がかかったのが、この達者村事業の始まりでございます。したがって、グリーン・ツーリズム事業の発展型というふうな考え方によろしいのかなと思っています。

では、グリーン・ツーリズムとは一体何なのかといいますと、農林水産省でうたっている文言は、「都市住民が自然豊かな地方の地域に訪れて、農業、自然とのふれあいを感じながら長期滞在をしていただく事業」というふうなことで明言されておりますが、簡単に言いますと、いわゆる都市住民とこういった自然豊かな田舎との交流事業というふうな形がグリーン・ツーリズムであろうと考えてございます。

この達者村事業といいますのは、青森県が始めた事業でございますが、ちなみに、参考的に、青森県内では達者村を含めまして四つの地域で現在、この創造プロジェクト事業が行われてございます。一つは西海岸の深浦町の地域で行われております海彦山彦という事業でございます。いわゆる海産物、自然等を活用した事業。それから、五所川原地域において行われておりますかなぎ元気村、これも「村」がつきます。これはどういったことかと言いますと、奥津軽のほうでのいわゆる食文化等々を利用したグリーン・ツーリズム事業であろうかなと考えてございます。太宰治とか、あるいは五所川原の立佞武多とか、そういった観光資源を活用した事業でございます。それから、もう一つは……（「ほかの地域はいいですから達者村をお願いします」の声あり）はい。そういった関係で、達者村というのは青森県と南部町との関連で行っているというふうな事業でございます。

そして、まずもって達者村が都市と農村の交流事業ですよというふうなことをご理解いただいた上で、バーチャルというのはどういったことかと言いますと、先ほど説明しましたとおり、簡単に言いますと地図にない村とご理解いただければわかりやすいのかなと思っています。つまり、その地域が存在するのかといいますとそうではなくて、南部町全域を指すというふうなことでご理解いただきたいと思います。（「それはもうわかったんですよ」の声あり）はい。

それから、これから行うNPO関連についてでございますが、先ほど川守田議員のご質問にありましたとおり、こういった形で行っていくのかというふうなことでございますが、まずもってNPO活動には大きな目標、3点ほど掲げてございます。一つはグリーン・ツーリズム総合事業、もう一つは達者村地域消費者事業、もう一つはまちづくり中間支援事業の三つを柱として活動し

ていただくというふうな考え方を持っています。

グリーン・ツーリズム総合事業といったものは何かと言いますと、既存のグリーン・ツーリズムを受け入れしている団体へのサポート、それから地域資源の発掘、それからデータベース化等々の事業を含めて、グリーン・ツーリズム観光資源のいわゆるコンシェルジュ業務、総合案内、コーディネート役割を果たしていただくというふうな組織でございます。

それから、地域消費者事業とは、いわゆるこの地域の農産物、それから加工品等々を活用して新商品の開発をしていただく、それを販売していただくというふうなことでございます。

それから、中間支援事業というのは、今現在行われている花壇コンクールとか町内の美化運動、そういったものをさらに行っていただいて、地域住民と来訪して下さるお客様との交流事業も支援していくというふうなものでございます。それから、当然、今後とも情報発信を一生懸命やっていたくというふうなことでございます。これが、NPOの今後の活動をしていただく大きな柱になるかと思っております。

それから、プロセスでございますが、プロセスあるいはこれからどうなっていくのか、それから、今まで調査をしてきた経緯があったのかということでございますが、それにつきましては、今まではどうしても行政がこういったグリーン・ツーリズムの中心・中核を成してきたというのは否めません。それに対して、やはり行政が深く中心にかかわってきたことによって、どうしても末端の農家の方々、生産者の方々の収益性がどうしても頭打ちになるといったことが考えられるということ、そして、一定の年月が経過したことによってこの事業のマンネリ化も考えられるというふうなこと、それから、それに関係して、各種商品等の販売価格等も今の環境変化に対応していないのではないかというふうなことが指摘されてございます。

そういったことを勘案したことによりまして、こういったNPO法人が活動することによって、さらに情報発信、そして収益性の高い事業の実施、それから、既存組織の支援活動が行われるのではないかなというふうなことで、今回、昨年度、NPOに特化するのではなくて、現状のグリーン・ツーリズムを、どういったものなのかというふうなことで昨年度、調査をしてきたというふうなことでございます。その結果、NPO法人がこの地域は妥当であろうというふうな結果になったものですから、今回、ことし、このNPO法人を立ち上げて、ぜひとも南部町のグリーン・ツーリズムの活動に大いに貢献していただきたいというふうな意味合いでこの法人を立ち上げて、現在、青森県のほうに申請中というふうな経過でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。（「成果の評価については、どのように評価

するつもりですか」の声あり）農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 成果につきましては、昨年度調査したことによりまして、達者村ブランドの再構築が必要である、あるいは、官民の役割分担がどうも不透明だと、それを明確化すべきだと、それから、各種のグリーン・ツーリズム活動によっての地域の連携がなされていたのか、どうしてもあいまいな部分が多いというふうな結果、それから、もっともっと住民が主体的にこのグリーン・ツーリズム活動にかかわっていくべきではないかというふうな評価もいただいているところございまして、それにかんがみまして今回、こういった活動、NPO法人化を目指していくというふうなことでございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 今まで8年間になるんですか、7年間ですか、8年間ですか、足かけ8年、9年ぐらいになるんですか、やってきてですね、PRのネットの画面というのは非常にすばらしく書いてあるんですよ。確かにすばらしいなと思うんですけども、ふっと気がついてみますと、何だこれ、破綻している事業、いっぱいあるんじゃないかというのが一つあるんですね。どういうことかと言うと、達者村長期滞在モニター、農業インターンプロジェクト、暮らしと仕事大学、何かそういうのあったよなという感じですよね。それがさも今でも続けられているみたいな書き方で、一たん書いた情報を整理もしないで、訂正もしないで、そのまま載っけっ放しみたいな感じですよね。ああいうのって、素朴な感想とすれば、読む人にとってはうそつかれていることですよ。どういう自己評価をして、どういう改善のプロセスを持っておられますかと聞いたのは、そういうのが気になったからだったんですよ。

それで、もう一つあるんですよ。地域通貨というのがあるんですね、私の目についたもので。これらを、声高々にうたっておいて実はもう実態はないですよと。私はないと思っていますけれども、そういったものをじゃあ、もうそれっきりにしてなかったことにするのか、また取り上げて再構築するのか。例えば、空き家バンクなんていうのも進みませんでしたよね、結局。そういった事業とかを、じゃあこれからだれの分担でどのように進めていくのか、その考え方を聞きたいんですね。

それと、しからは、委託先としてのNPO法人というのは、一体何ができますかと。できるという保障は何ですか。町がお金を出すその担保は、何を担保しますか。確かに当事者はやる気満

々とおっしゃっていました。やる気ばかりで私は何とかなるものだとも思っていません。本来であれば、こういった法人を設立しようという場合は、そういう志があって、どういう志かまでは問いません。志があって、そういった人たちが自分で資金を調達して、自分の財産を担保にするかどうかはわかりませんが、保証人になって、そうやってスタートするべきものですよ。

さらには、本当かどうかわかりませんが、既に臨時職員をNPOが採用していると。やる気満々の人たちが、何で職員を採用しなければならないのかなと思うんですよ。裏返せば、自分たちじゃ何もできませんから職員にやってもらいましょうと、そしたらことも勘ぐりたくなるような、何かそういうことなんですよ。

ですから、何か建前を答弁なさるのはいいんですけども、実態と実質が伴っていないのかなと。あくまで、こうあってこういうふうになりたいですというのを答弁するのはよろしいのかと思うんですけども、だったら、そのプロセスが、途中がちゃんとつじつまが合っていないければだめなんじゃないのかなと思うんですね。さらには、全部、そこに丸抱え、全部委託みたいなことというのも、おれは嫌なんです。先ほども言いましたけれども、何ができるのかと。できる保障は何なのか。例えば、一つ一つの項目に特化して事業計画書、事業計画案、そういったところから審査してそれぞれの予算というのは決まるはずなんです。そもそも達者村の事業の一環としてNPO法人設立と、まずNPO設立ありきという先走りの印象があって、実態を伴っていくほどの指導の体制が町側にあるのかどうかということを問いたいと思ったんです、最初はね。

さらに、もう一つ言わせてもらえば、達者村ブランドと先ほどおっしゃいました。達者村ブランドとは何ものぞと。達者村特産品認定事業とありますね。それなのかなと思ったりもしますが、でも、ですけども、認定の基準はじゃあ何ですかと。安全・安心で達者に見合うどうのこうのというあれがあるみたいですけども、じゃあ、そういうのを基準にしているのかということなんですよ。安心・安全だったら、やっぱり衛生面ですとか異物混入だとか、そういったことをちゃんとクリアしなくちゃだめですよ。しかるに、全部が全部そうじゃないんでしょうけれども、私、見たことあるんですよ、あの中の一つをつくっている現場を。いや、ひどいもんだっただですよ。今もそうかどうかはわかりませんが、随分前のことになりますから。ただ、あの時点では認証をもらって、並んでおりました。ところが、やっぱりああいうものは、直売所で並べておく分にはいいのかもしれませんが、ブランドとか何とかという話をし始めますと、まるっきり問題外のところにあるんですよ。そういったのはやはり、それなりの、だれもが納得いく基準を持って認定していくような作業が必要なんじゃないのかなと思うんですよ。

そんなことを考えていましたら、ゆうべある席で、以前、そちら側に座っておられた方と会っ

たんですよ。後ろから肩たたかれて、後ろ向いたらそっちに座っていられたんですよ。「今何やっているんですか」という話、「久しぶりですね、何やっているんですか、何でここで来ているの」という話から始まりまして、「今何やっているんですか」と言ったら、「とある会社でISOのお手伝いをしていますよ」と。「ISOですか」という話になって、その方が申し出ておりました。「町でもこういうことをやればよかったんでしょうけれどもね」なんて言って、そんなこと今言っているんですよ、退職なさってからね。私も随分長いことそったらこと言ってきましたけれども、現役のうちにそういう答弁が聞きたかったですなんて言っておきましたんですけども。

やっぱりそういった細々とした雑多なことを積み重ねないと、華々しいPRというのは無責任以外の何ものでもないなと思うんですね。とかくこういった事業にかかわりますと、上っ面だけをすばらしく見せるような、その気持ちもわからんでもないんですけども、やはりネットであれPR云々というのであれば、一個人ならいいんですよ、匿名で、どこのだれかわからない、はんかくさいコメント書けば何人かにいじめられてそれで終わるんですけども、青森県南部町達者村と書いてありますからね。まずいいです、やっぱりね。匿名制ではないですからね。

さらに、きのう申したユーチューブのアップですね。ユーチューブの中にどれだけの動画がアップされているのか私知りませんが、何千万件か何億件かわかりませんが、あそこにアップしたからといってみんなに届くわけじゃないんです、すぐ。検索しなければならいんですよ。まず、検索するんですよ。偶然その動画を目にしましたなんていうのは非常にまれですね。検索してもらうというプロセスが必要なんですよ。どういった人がじゃあ検索するのか。町出身の人は、心がけてそういうのをたまにやるかもしれません。それ以外の人はどうなんでしょう。高校生に対して一生懸命頑張っているのはわかるんですけども、ある程度の動画をアップしたと言って舞い上がっているぐらいじゃ、どうもいかなんですよ。

何も恨みもあればいいですよ、当の本人たちは一生懸命やったんでしょうけれども。それがやっぱり、評価されるに値する内容の、一つの、15分の番組であれば番組としてやはり成立させなければならいでしょう。

○議長（坂本正紀君） 川守田君、質問をまとめてやってください。課長が答弁するの困りますので。

○15番（川守田稔君） 時間内に終わりますのでよろしくお願いします。

そういったことを考えますと、その委託のあり方、だれかがこれやりました、ああ一生懸命やっています。それじゃあちょっと用が足りないだろうと思うんですね。そういう意味で、議長、私が何が言いたいかといいますと、こういったのはそれぞれの各事業を得意な人たちがほかにもいるわけですね。そういった人たちに広く開放すべきじゃないのかと。先ほども言いましたように、事業計画書、事業計画案、それでプレゼンをするのか、綿密な打ち合わせをするのか、その上で予算が決まってですよ、繰り返し言いますけれども。そういった肝入りのNPOであっても、同じ土俵に同じ立場で乗せるぐらいのそういうことをしないと、課長、さっき申しましたでしょう、マンネリ化したのかなと。そういうのが必ず起こるんですね。起こるんだと思うんですよ。ですから、いっぱい、ぼしかった事業がそのまま放置されているじゃないですか。そういうことですね。そういったことをやはり、「将来を見据えて」という文言を使うのであればそういうことが必要じゃないのかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 川守田さん、大変貴重なご意見、ありがとうございました。

まず、忘れないうちに最後のほうの部分から回答させていただきたいと思います。

まず、ユーチューブにつきましては、きのう議員の方々にもごらんいただきましたが、きのう現在で159名の方がユーチューブをごらんになっていただいております。それから、検索が非常にを見つけるのに難しいというふうなご意見もありましたが、南部町のホームページ、それから達者村のホームページに入り込むとそれも入ってございますので、どうかその辺もご理解いただきたいと思います。

それから、認証産品についてでございますが、認証産品につきましては、南部町の観光協会長、それから青森県の普及所、それから、青森県のそういう保健所関係の食品を扱う場所等々の方々に年1回か2回、そういった認証の申請が上がった時点で、その方々に一堂に集まっていいただいて、すべての商品になるべきものを審査いたします。その審査の結果、これは確かに商品として安全・安心な商品であるとなれば初めて認証されると。過去におきましては、その審査において認証されなかったものもございました。それくらい、我々といたしましては厳しく審査していただいているものとして考えてございます。ご理解いただきたいと思います。

それから、川守田さんのほうから最初ありましたとおり、確かに事業としてまだ実施されていない事業もございます。その中でも、インターンプロジェクトとか暮らしと仕事大学、こういっ

たものは、あくまでも単発な事業で行われたというふうなことをご理解いただきたいと思います。これは町というよりも県のほうが主体となって行った事業でございまして、それに対して町のほうで受けて事業を展開したというふうなことでございまして、これを連続してやっているというものではございません。

それから、空き家バンクにつきましても、これはうちのほうは宅建法の許可がないと取引きの中に反映できませんので、あくまでも空き家バンクという制度は、貸したい借りたいという方が登録をしていただいて、お互いに連絡をするだけの空き家バンク制度でございまして。それは当然、そういった売買等々が発生する場合は専門の不動産屋さん、あるいは宅建法の免許を持った方を中に入れて行うというふうなシステムでございまして、今のところ、申し込みされた方はないというふうな状況でございまして。活動は行っているというふうな現状をご理解いただきたいと思います。

それから、うちのほうでことし、臨時職員を採用してございしますが、この職員にはことし1年間をかけてこのグリーン・ツーリズム活動のノウハウを熟知、勉強していただいて、今後、NPOの活動に生かしていただくというふうな意味で頑張っている次第でございまして。今、彼もいろんな形で頑張っているというふうなことで、今後、新聞等々、マスコミ等々ではこの事業展開を大きく取り上げていただくことを我々も後押ししていきますし、皆さんからのご指導・ご協力を賜りたいと思っております。

それから、これからNPO法人は新規の参加者も、当然これから募集をかけて募っていきいたいというふうに考えてございまして。やる気のある方々がこの事業に参加していただくというふうなことでございまして、町がやっているのではないかとというふうなご意見、お考え等もあろうかと思いますが、実はそうではなくて、あくまでも法人として一生懸命、今現在、今までなかったグリーン・ツーリズムに特化した法人活動をしていくと。それを町で、町でやれる部分、そういったNPO法人でやれるというふうなことをきっちと、ことし1年をかけて精査して事業展開をしていくというふうな考え方でっております。

以上です。（「町とのかかわりはどういうふうになるんですか。どういう分担の仕方ですか」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 町とのかかわりでございしますが、町というのは、要は今現

在考えているものは、先ほど私が説明しましたが、経済活動でもって収益が上がるものは当然法人がやるべきもの、そうではなくて、いわゆる既存の情報発信とかそれから研修会等々のソフト事業の部分につきましては町のほうでやるべきものと我々は考えてございまして、また、それにつきましては、詳細な部分については現在、きちっと今、仕分け段階でございまして、それがはっきりと判明でき次第、皆様のほうにお示ししていきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） よろしいですか。（「はい、いいです。どうもありがとうございました」の声あり）

以上で、川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前11時26分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後１時00分）

○議長（坂本正紀君） 16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今定例会において通告どおり２点について質問をさせていただきます。

今週月曜日の６月４日に、東京株式市場はバブル崩壊後の最安値を更新しました。ことしに入ってから、南部町内のみならず、どこへ行っても景気が悪いとか仕事がないとか、子供や孫の世代は高校や大学を卒業してもよい就職先が見つからないといった話を耳にします。

どうも私たち日本に暮らしている多くの人は、同じ日本国内のテレビ、新聞等の報道を見たり聞いたりしているものですから、同じ情報で同じような判断を下して、同じような悲観的な結論を出して、必要以上に将来に見通しを持てない、そういう傾向に陥っているように思います。

みんなが必要以上に節約した生活になっているものですから、経済はますます萎縮して、いわゆるデフレスパイラルが進んでいるように思います。

しかし、私たちの世代より昔の時代を考えてみますと、現在よりも物質的にははるかに恵まれていなかったと思いますし、医療や介護などの福祉の制度も整備されていませんでした。わずか

半世紀前までの時代を振り返って考えてみれば、現代の私たちは天国にいるような暮らしをしている。今の生活に感謝しながら先代の世代の苦労を思い起こさなければならない、そういうことも必要だと私は考えております。

どこかの宗教のコマーシャルに、「暗いと不平を言うよりも、進んで明かりをつけましょう」という言葉がありました。まさに今は、みんなが現在の置かれている状況に不平や不満を言うよりも、個人個人ができることを努力して、きょうよりもあしたは頑張ればよくなるという気持ちを持って精進しなさいと神様が試練を私たちに与えてくれているのではないだろうかと思っております。であれば、私たちは無駄なことはやめて、前向きによりよい社会、地域をつくるために、もっとできることから始めていくことが大事ではないかと最近、思っております。

そのような観点から、通告に基づいての質問の本題に入らせていただきます。

1点目として、集落の衰退に歯どめをかける施策のあり方について伺います。

最近、南部町内のみならず、私は仕事で東北の北3県のかなりの地域を車で走っております。そして感じることは、利便性のよくない地域へ行けば行くほど、耕作放棄地や、ここ数年、空き家になって朽ち果てつつある住宅が目立ってきているように思います。見るに忍びない状況がふえてきております。

どこの自治体でもこのような状態をいかに解消するか知恵を絞っているとは思いますが、我が南部町では、町内の集落の中でいわゆる限界集落と言われる状況はどうなっているのか。また、10年、20年後の予測される見通しはどのようなものか、町長の見解を示していただきたいと思えます。

これを踏まえて、担い手不足や高齢化による耕作放棄地の現状と今後の推移については、町ではどのような予測と対応を考えておられるのでしょうか。県の統計によりますと、県内の農業就業人口は1990年の12万9,000人から2010年、20年後ですけれども、8万1,000人と約40%減少しており、耕作放棄地も2010年には1万5,000ヘクタールと1990年の2.6倍に増加しており、農業産出額もこの20年で3,270億円から2,648億円と約20%近く減少しております。

南部町のここ20年の推移はどう変化してきたのか。達者村事業や農地の基盤整備事業、担い手の育成、農業の6次産業化と、国・県の助成を受けながら町でも積極的に施策を講じてきたとは思いますが、結果としての成果は、当初の計画と比較してどのようになっているのでしょうか。今後の予測も含め、答弁をお願いしたいと思います。

また、今後の町の政策の方向として、新規の移住者、就農者の増加策として、現在の政策、制度で見直すべき点や新たに取り組むべき点はどのようなことが考えられるかお尋ねいたします。

また、少子化や集落の人口減少等により、これからも活用されない公共財産とありますが、土地や建物がふえていくものと考えられますが、このような資産を生かした町内での起業や雇用創出策はどのようにあるべきだとお考えでしょうか。

先日、衛星放送で四国地方の田舎の町の取り組みを放送していましたが、気になる報道がありましたので紹介したいと思います。皆さんも多分、見たり聞いたりしたことがあると思いますが、徳島県の上勝町の葉っぱビジネスに携わっている多くの高齢者の収入や元気の源は、だれも価値を感じていなかった自然の中に幾らでもある山野草の葉っぱを商品化して、都会のサラリーマン以上の年収を上げる70代や80代のお年寄りの生き方でした。

多くの高齢の方が携帯用のパソコンの端末を持って、注文が入ったら即座に対応して出荷に精を出す様子が放送されていました。驚いたのは、このビジネスが軌道に乗ってからは、この上勝町の前期及び後期高齢者の医療費は全国平均よりも二、三十%下がってきたという事実と、元気で働いていたお年寄りの方たちがあの世に旅立つときに、寝込まないでコロッと亡くなるようになったということでした。まさにピンピン働いてコロッと亡くなるということはだれもが理想とする生き方ではないでしょうか。

また、高知県の馬路村では、村の中にいっぱいあるユズの加工販売で全国に名前が広がるほどに成功した事例を紹介する報道もありました。いずれも多くの住民が余り価値を見出せなかった身近な宝物を見出して、お金とそれ以上の価値のある高齢者の生きがいを生み出したことによって、予想していなかった高齢者の医療費の大幅な減少につながったという事実は、我が南部町でも十分可能性のあることだと思います。

加えて、この成功事例は、国内だけではなくて海外からも多くの視察者が訪れるという副次的な成果を上げているということでした。

町の活性化とは、簡単に言えば町民一人一人に今までよりお金がいっぱい入ってくること、そして、そのお金が今まで以上に地域に出回ることだと思いますが、そのためには、町民全体の向上心をいかに高めるか、他から学んだことをいかに生かすかということが大事なことだと思います。

次に、大きな2点目として、5月18日に田子町で行われた定住自立圏の形成に関する講演会を聞いて、この地域が元気に存続していくための施策について質問したいと思います。

5月18日の講師は、総務省地域創造力グループ地域自立応援課長を務めておられます牧慎太郎氏でした。牧さんは八戸出身で昭和39年生まれ、東京大学法学部を卒業して自治省に入省して全国の自治体の実情に精通した方であり、講演の内容は大変すばらしいものでした。

町民の皆さんや役場の職員の皆さん、議員全員に聞いてほしい中身の濃いお話だったと思いますから、資料として配付させていただきましたので参考にさせていただきたいと思います。

ちなみに、圏域 8 市町村の議員の参加者は、八戸市は36名中20名、三戸町14名中12名、五戸町18名中12名、田子町は10名全員、階上町は14名中11名、新郷村は 8 名中 7 名、おいらせ町は16名中 4 名、そして我が南部町は18名中 4 名の参加でしたから、参加率は南部町が最低で大変残念に思っております。私は、定住自立圏促進議員連盟が発足以来、毎回参加しておりますが、毎回、大変貴重な講演の内容で大変勉強になったと思っていますから、次回からはぜひ多くの議員の皆さんが参加することをお薦めしたいと思います。

さて、講演では、地域力を創造するキーワードは「人材と交流」と言われておりましたが、創造的人材を惹きつける地域の要素に係るチェック項目について、町の現状をどのように認識しておられるでしょうか。以下の 5 点について伺います。

一つは地域独自の資源、二つ目として人的な資源、三つ目はコミュニケーションの場、四つ目として創造的活動の支援環境、5 点目として利便性、安心感。

次に、資料の23ページにある外部人材を活用するための四つのツールのうち震災復興に関する部分を除いた三つについて、一つは地域おこし協力隊、二つ目として外部の専門家（アドバイザー）、三つ目として集落支援員、以上三つの制度を活用した新しい取り組みを町で行う場合の効果と課題はどのようなものか伺いたいと思います。

私は今回、質問のテーマとして定住自立圏を取り上げたのは、資料を見れば非常に範囲が広くて、活用することによって今までにない可能性があるということ、そして、我が南部町はこの圏域の地理的にはほぼ中心部に位置しているため、よく調査検討して事業化することによってかなりの波及効果が期待できると思います。

南部町も合併して 6 年が過ぎ、7 年目に入りました。残念ながら、農業や商工業も統計の数字を見る限り、よい方向に向かっているとは言えないのが現在の状態だと思います。もう少し定住自立圏域だからできる事業に取り組んで、全国の先進的な事例だと誇れるような企画が必要だと思いますが、これについてどのようなお考えでしょうか。

以上、質問して終わります。

答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

大きく分けて2項目でございますけれども、まず初めに、限界集落の状況と予測される見通しについてお答え申し上げたいと思いますが、議員ご承知のとおり、限界集落という概念をまずご説明申し上げたいと思います。過疎化などにより、集落の人口の50%以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になる集落と理解してございます。

平成22年の国勢調査によりますと、当町の大字ごとの地域の集計となりますが、南部町には27の大字がございます。この中で、限界集落と言われる大字の地域は一つもございません。割合が一番高い大字の地域で39.3%となっておりまして、現況においては全地域で社会的共同生活がまず維持されているものと思っております。

また、先ほど65歳以上の割合が50%以上と申し上げましたが、限界集落の予備軍で55歳以上の割合が50%以上ある集落を準限界集落と言いますが、55歳以上の割合が50%以上ある大字は15地域ございます。27地域のうちおよそ半分が準限界集落という状況になってございます。

10年後、20年後の見通しについてでございますが、当町の平成17年の国勢調査と平成22年の国勢調査の65歳以上の比率を比較しますと、5年間でおよそ3ポイント上昇しております。今後5年間で3ポイントずつ上昇して推移していくわけではないと思いますが、単純に10年間で6ポイント、20年間では12ポイント上昇としたとして、10年後に限界集落に達する地域は、10年後はございません。しかしながら、20年後になれば、限界集落に達する地域が数地区発生することが予想されます。

次に、耕作放棄地の現状と今後の予測についてでございますけれども、国全体における耕作放棄地面積は、昭和60年までは横ばい状態が続き、約13万ヘクタールでございました。平成2年以降、増加に転じ、平成22年には39万6,000ヘクタールと公表されております。

また、当町の耕作放棄地面積は、農林業センサスによりますと平成17年248.7ヘクタール、5年後の平成22年は254.8ヘクタールと公表されておりまして、5年間で6.1ヘクタール増加し、耕作放棄地面積率では9.3%から10.0%となり、増加傾向を示しております。

今後の予測につきましてですが、国の平成12年度から実施しております中山間地域等直接支払制度、さらに、平成19年度からは農地・水・環境保全向上対策など、集落と農地を保全、いわゆる農地を放棄させないなどの協定書を5年間交わし、その対価として面積に対し交付金が支払われている状況にございますので、耕作放棄地が過剰にはふえてこないというふうに考えてございます。この制度を有効に活用してまいりたいと思っております。

次に、新規の移住者、就農者についてでございますが、当町といたしましても、特に農業就労者の高齢化問題に対しては苦慮している現状でございます。そのことから、平成19年度から町単独事業として新規就農者支援事業を実施してまいりました。毎年、数名の方々に利用していただいておりますし、また、最近、若い方々も都心のほうに就職なり勤めて、地元に戻られている方々も、私知っている限りでも数名おられまして、その方々は農業を継いでいると。先週も、お会いしましたら若い青年でしたが、地元に戻ってきて、農業をやって、1年間今、経営者の方について勉強していると。有効にそういう支援を活用して頑張ってくださいというふうに申し上げてきましたけれども、そういう方々が少しでも新規就農者としても活用していただければなと、こう思っております。

国では平成23年10月、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を発表し、地域農業の課題を解決するため、平成23年度から本格実施されております農業者戸別所得補償制度の拡充枠などを設けるとともに本年度から新たな事業を実施することになってございます。

主な概要でございますけれども、基幹的農業従事者の高齢者対策としての青年新規就農者確保対策事業、これは新規就農者45歳未満の方、年間150万円を5年間支援するという事業でございます。担い手への農地集積を促す仕組みなどにより農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る対策としてございます。

規模拡大加算でございますけれども、農業者戸別所得補償加入者につきましては、10アール当たり2万円というふうになってございます。今後、急速に進むであろう人口減少と高齢化に対応すべく、農地の問題、流通の問題、生産の問題など、国・県・町・農家ともに意識改革を含め、改善を図っていかねばならないと、このように思っております。

今申し上げた制度等ができるだけ有効に活用されるように、とかく新しい事業が出てきても、制約がかなり厳しかったり、活用できないという部分が多々ありますので、そういう部分が、本当に就農していきたい方々をしっかりと支えてもらえるように、また国のほうにもお願いをしながら取りまとめてしてまいりたいと、こう思っております。

次に、町内の土地・建物等の資産を生かした町内での起業、雇用創出策であります。近年の少子化によりまして、児童館の休館、小学校や中学校の統廃合、給食センターの統合新設などによって、現在、使用されていない公共施設用地や建物等がございます。さらには、町営住宅や福祉センターの建てかえによる公共用地・建物、工業団地用地、宅地用分譲地など、町で造成分譲している土地も今現在、販売完了に至っていない資産もございます。

議員ご案内のとおり、この資産を活用し、新たに起業して地域の雇用の場を確保していただい

るのであれば、有効な活用が図られると思うところでございます。

それぞれの公共資産については、合併以前の旧町村が目的を持って所有していた資産であり、目的別に制約があるものもございます。まずは、その制約がどの程度のものか、制約がないかどうか、仮に制約があるとしたなら簡単に解除できるものかどうか、また、補助金や起債等に関して返還額が発生しないかなど調査をすることが大事だと思っております。

また、起業を考えている方々から具体的なお話をお伺い、どこの土地を、いずれの土地や建物を活用したいのか相談を受けてみたいと、こう思っております。

また、地域に対して与える影響や、公害等の問題がなく、雇用の創出につながり、ひいては町内の若者の流出に歯どめがかかり、町の活性化になるような起業については、できる限りの支援をしていければというふうに考えてございます。

町としても、現在、利用度の低い資産をどのように活用して、新町として活用する予定のない資産についてはできる限り制約を取り払い、有効に活用いただいて、地元雇用創出につながれば大変ありがたいと、こう思っておりますので、起業家の方々とも相談してまいりたいと、このように思っております。

先ほど工藤議員さんからは、徳島県、そしてまた、馬路村等々、2件の大変すばらしい事例のお話がありました。本当に、考えてみますと、葉っぱの販売についても、どこでどういうものがビジネスになっていくのか、そういうチャンスといいますか考え、新しい発想、そういうのが非常に重要になるんだなというふうに考えてございます。我々の地域においても、恐らくまだまだ気がつかない中で、そういうことにつながっていくものも、探していけばあるのではないかなと、こう思っておりますし、そういう部分を新しい考えといいますか、頭を一回空っぽにしてみ、いろいろな部分を見つめ直してみるというのも新しい発見につながっていくのかなというふうに感じておりますので、またいろいろな角度から考えてまいりたいと、このように思っております。

当町においても、それぞれの、合併前においても地域資源を生かして取り組みをしてきているわけでございます。一つは、サクランボ等においても、20年前は今みたいな知名度のない中で、農家の方々も行政側も一生懸命取り組んで、今ではサクランボ狩りという一つの南部町としてのネームバリューもいただいたと思っておりますし、南部地区においてもレクラークという農産物、また、福地地区においても果樹を含めながら米、またバーデハウスという施設を持って健康増進につなげていこうと、そういうまた独自の取り組みもしているわけございまして、そういう部分をしっかりと生かしていかなければならないなと。

やっぱり一つのインパクトを与えるには、いっぱい出してもなかなかインパクトが少ない。ある程度限定したものに集中して取り組み、PRしていくということもまたインパクトが高くなる部分もあると思っておりますので、私どもの地域の資源、さらに生かすような取り組みは非常に大事だと、こう思っております。

次に、定住自立圏構想に関する先般の講演会のお話でございますけれども、議員ご案内のとおり、先般、田子町において第9回定住自立圏の形成に関する講演会が開催され、議員も紹介しておりました、講師は八戸出身の牧慎太郎氏が務められております。この講演会の資料によるところでございますが、順に答弁申し上げたいと思います。

まず、一つ目のご質問で、地域力を創造するキーワードは「人材と交流」と言われておりましたが、創造的人材を惹きつける地域の要素に係るチェック項目について、町の状況をどのように認識しているかについてお答え申し上げます。

資料の中に、創造的人材を惹きつける地域の要素に係るチェック項目というものがございしますが、チェック項目が、議員ご案内のとおり5項目ございます。また、それぞれの項目にさらに数項目の細分化されたチェック項目がございます。

まず、「地域独自の資源」についてでございますが、「自然環境」及び「文化資源」の二つのチェック項目がございますけれども、当町には、先ほども若干触れましたまさしく豊かな自然、農産物等があり、地域固有の文化、豊かな食文化もあり、この項目は当町において該当するものと考えてございます。

次に、「人的資源」についてでございますが、三つのチェック項目がございます。まず、「キーパーソンが存在」について、「新しい取り組みにチャレンジしてプロジェクトを進めるプロデューサー的人材はいるか」「外部の文化人等と地元メンバーをつなぐホスピタリティーにあふれたコーディネーター的な地元人材がいるか」という設問でございますが、この点から申し上げますと、「内外に幅広い人的ネットワークを持ったキーパーソンが当町にいるか」というチェックにつきましては、住民を初め当町出身者の中にも優秀な人材は複数おられると思います。ただ、そういう人材を我々もしっかりと把握できているかどうかという部分につきましては、まだまだ周知できていない部分もあるのかなと、そういう方々をできるだけ調べながら活用できるようになれば、もっともっと地域のためにもまた貢献してもらえるものではないかなというふうに考えてございます。

次に、「文化芸術を支える住民層」について、「人々が集う雰囲気がよく長居ができるカフェはあるか」「生演奏を聴かせる店や夜遅くまでやっているバーがあるか」「ダンス等の発表会や

ギャラリーでの個展はよく開かれるか」という設問がございますが、これらの店や催事は当町には正直、ほとんどない現状でございます。この点から申し上げますと、「よいモノの価値を理解する活動的で寛容な地域住民の層は厚いか」というチェックにつきましては、町内においてはまだまだ文化芸術に触れる機会が少ないのかなと考えてございます。

ただ、地元の伝統的な芸術系のという部分は、私どもにはすばらしい芸能もあるわけですが、もっと広い範囲の中で考えたときには、そういう機会は多くはない地域だろうというふうに思われます。

次に、「地域への愛着心・誇り」についてでございますが、これはもう、住民だれもが愛着心と誇りを大いに持っているものと考えてございます。

次に、「コミュニケーションの場」についてでございますが、これも三つのチェック項目がございます。まず「コミュニティ・交流の場」について、「地域に内外の創造的人材が集うサロンのような場があるか」「自治会・町内会以外のNPO等の多様なコミュニティがあるか」「市民ワークショップ等の学びやディスカッションの場が多いか」などの設問でございまして、設問のような場やNPOは、当町には余りございません。午前中、一つのNPO法人が立ち上がった部分がございますが、全体的には多くはないと。当町は、地域コミュニティは非常に活動的で積極的で私はあると思ってございます。また、修学旅行生等による農業体験や農家民泊など、多様な人々の交流もできているというふうには考えてございます。

「町のにぎわい」「宿泊施設・レストラン」についてというこれらの2項目については、設問が当町より人口規模が大きい市部等への内容であると考えてございますが、当町においては、以前のようなにぎわいはなくなって正直、来ております。それでも商店の皆さん、関係者の方々が努力しながら営業を行っているところでございまして、当時の非常ににぎやかだったということを私の年齢でも先輩方から聞くわけでございますけれども、そのときに比べれば少しにぎわいはやはりなくなってきているなというふうに感じてございます。

次に、「創造的活動の支援環境」についてでございますが、ここについては四つのチェック項目がございまして、まず「行政の取り組み」について、「地元自治体が文化芸術の振興に新規予算をつけているか」「クリエイティブな活動に提供されるさまざまな補助金があるか」「自治体が地域外からの人材の移住促進策を講じているか」という設問でございますが、当町におきましては、平成19年度からポートピア交付金を財源としながら、笑顔あふれるまちづくり支援事業で地域づくりのための支援を行っているほか、小中学校の特色ある学校経営、またはクラブ活動等に対する支援等を行ってございます。

次に、「企業の取り組み」「大学等の取り組み」について、大学等にクリエイティブな学科がありますが、本日、大学ではございませんけれども、新聞記事に、南部工業高等学校さんが平成26年に閉校することに伴いまして、25年度から、来年度から名久井農業高等学校に環境システム科が設置されることが県教育委員会です承されたという記事が掲載されてございました。この環境システム科では、生産システム、生産を学んでいくコース、そして園芸ビジネス、販売等も含めての勉強を行うと。園芸ビジネスコース、このいずれかを選択するというふうに載ってございました。新たにこの科が設置されていくことになれば、私ども地域にとってもその人材育成がまた図られてくるというふうに期待しているところでございます。

川守田稔君 着席

次に、「活動の場」についてでございますが、「交流・創作・発信の場となる施設等が存在するか」「創造的人材が働く場、クリエイティブ産業の萌芽があるか」、始まりがあるかということでございますが、「地域がテーマを設定した継続的なイベントが数多くあるか」「地域の文化芸術を支援するNPO等が活発に活動しているか」という設問でございますが、当町では、先ほども申しあげました5月18日にNPO法人が設立されたわけでございますが、この法人がまた一つのクリエイティブな人材が活動できる場になることを期待してございます。また、NPO法人に限らず、各種団体がその役割も果たしていると思いますので、それぞれの団体の方々も活躍していただけるものと思っております。

最後に、「利便性・安心感」についてでございますが、その中で「交通・通信の利便性」について、当町は交通の利便性については比較的、国道・高速道路、また鉄道、新幹線、飛行場、利便性的には悪くないというふうに思っておりますが、ただ、今、高速情報の通信網、ここについてはまだ光、入ってございません。その部分については地域からちょっとおくられているなと思ってございまして、今、関係の方々と相談をさせていただいているところでございます。

次に、「安心・安全について」でございますけれども、安全・安心といってもいろいろな角度からのそれぞれの安心・安全があると思われまますので、どこを具体的にどうという答弁はできませんが、全体的には、安心して暮らせる、そういう地域であるというふうには考えてございます。いろいろな部分で、自立圏構想の中で、それぞれの関係加入市町村が意見を出し合いながら、その場でまた新しい項目も入れていく、これは毎年、会議を行って、ワーキングを行ってございますので、現在はたしか30項目を取り組んでいると。その中で、当町は26項目ときのう申し上げ

たと思いますが、これはどんどんまた新しいことは追加をできるようになってございますので、いろいろとまたご指導をいただきながら取り組みをしまいたいと、こう思っています。

次に、外部人材を活用するための新しい風を取り入れた場合の効果についてでございますが、現在、国においては、地方自治体が外部の人材を活用するための支援対策として、議員がおっしゃってありました「地域おこし協力隊」「外部専門家」「集落支援員」、そして、もう一点は「復興支援員」という四つの制度が設けられているわけでございます。講演会においては、これらの制度が「外部の人材を活用するための四つのツール」と題して資料の中で説明されているところでございます。

これらの四つある国の制度のうち、復興支援員につきましては当町は該当しませんので、該当する三つの制度についてお答え申し上げます。

まず、地域おこし協力隊でございますが、この制度は、地方自治体が三大都市圏を初めとする都市圏からの住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱いたします。委嘱された隊員、つまり都市住民の方は、住民票を異動させ、おおむね1年以上3年程度その自治体で生活し、地域おこし活動の支援や農林業等の応援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらうこととなるものでございます。

国からの財政措置といたしましては、隊員1人につき年間報償費等200万円を上限、及び活動費150万円を上限とし、合わせて350万円を上限として特別交付税に算入されることとなっております。

この制度の効果についてであります。隊員を通じた都市圏との交流がより一層深められていくものと考えております。また、これはあくまで隊員本人の考え方でございますが、最終的には当町に永住してもらい、さらには農家になってもらえれば、人口が増加するとともに耕作放棄地や空き家等の解消にもつながり、活性化にもつながるものと考えてございます。

ただ、一つは、先ほど申し上げました住民票を異動して1年から3年という部分において、どのような形でご理解をさせていただいて来てもらえるかという部分がネックになるのかなと思っています。ただ、そういう方々に来ていただいて当町にまたかかわってもらえれば、新たなまた活性化にもなっていくだろうし、町としても大変また元気が出る一つの事業になると、こう思っています。

次に、「外部専門家」でございますが、これは総務省の地域人材ネットに登録されている民間の専門家や全国の先進市町村で活躍している職員を、市町村が地域力創造のためのアドバイザーとして、年度内に延べ10日以上活用できる制度でございます。

国からの財政措置といたしましては、財政力指数に応じた一定額を上限とし、特別交付税に算入されることとなっております。

この制度の効果についてであります、外部の専門家を活用することにより、地域ではわからなかった地域独自の魅力や価値観等を向上させ、地域の課題解決を図ることができるものと期待されます。

最後に、「集落支援員」でございますが、この制度は、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人材を集落支援員として委嘱するものでございます。集落支援員は、集落への目配りとして集落の状況の把握や点検の実施、住民と住民、あるいは住民と役場との話し合いの促進等を実施してもらうものでございます。

国からの財政措置といたしましては、集落支援員 1 人につき350万円を上限、他の業務との兼務の場合は 1 人につき40万円を上限とし、特別交付税に算入されることとなっております。

この制度の効果についてでございますが、集落支援員によりまして住民を初めとする地域の状況をより詳細に把握することが期待できるほか、住民と行政とのパイプ役として地域のいろいろな課題解決を図ることができると期待されるものでございます。

しかし、ここの点につきましては、当町においては行政員という方々がおりまして、その方々が現在においても住民の声、また町内会の声を届けていただいて、行政側とのパイプ役を果たしていただいているわけでございますので、できれば予算のほうはこの制度を活用して現在取り組んでいるものをしっかりと行っていくことができれば、当町の財政的な部分から考えると非常にありがたい事業だなというふうに考えてございます。

いずれにしても、定住自立圏のほうにおきましては、それぞれの加入市町村の特色を出しながら、そしてまた、中心市、八戸市を中心としながら、それぞれの地域が協力して一緒になってまたできるもの、こういうものが何があるのかというのを考えていかなければならないと、こう思っております。

どうぞこれからもまた、議員の皆様方からいろいろな部分でご助言等をいただきながら、この地域発展、また、当町の発展につなげてまいりたいと、このように思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 時間も残り10分ぐらいになりましたから、いろいろ丁寧な説明をありが

とうございました。

私も定住自立圏の講演を聞いていて、ああ、こういう財政的な措置がいただける制度があるんだなというのを初めてわかった部分もありまして、やっぱり人の話は聞くものだと、聞く耳を持って向上心を持たなければならないものだなというのを感じた次第です。

私、答弁はいいんですけれども、実は東京に三男坊が就職しているんですけれども、1カ月ぐらい前かな、電話がありまして、グーグルが何かを検索していたら、ブータンというのが貧しいけれども幸福度が世界で一番高いとか、そういうのの関連でしょうか、日本で一番幸福度が低い町というのを検索したら、南部町の旧名川地区の名久井地区と、こう出はったという話があったんですよ。非常に残念で、息子も、おやじこれ見たほうがいいと言うから私もパソコンを開いて見たんですけれども。いいので名前が売れるのは非常にいいんですけれども、そういうので余り売れば困るなということで、きのう、おおといかな、委員会で聞いたら、名久井地区が、残念なことですけれども、自殺で亡くなる方の比率がちょっと高いんですということを聞きまして、やはりそれは何かということ、いろいろ原因があって結果があるわけでしょうけれども、やっぱり個人の問題もあるでしょうけれども、地域とか行政の問題もあるだろうし、やはり常に幸福度が高い地域を目指す必要があるだろうし、それに向かって行政も私ら議員も頑張らなければならぬと、そう思っておりますので、何とか、いいので名前が売れるのなら何ぼ売れてもいいと思うんですけれども、悪いことで名前が余り広まるのは残念ですから、そういうのに気をつけながら頑張らなければならないなということと、あと、これは要望ですけれども、私らも、議員というのは覚えたふりしてこういうところでしゃべるんですけれども、じゃあ役場の各担当課、そのまた若い人方がどういう仕事をしているか。だれのために働いているかということ、やっぱり町民全体がここで暮らしてよかったなという安心感と満足を与えるための一番のサービス業だと思いますので、町長、副町長が幾ら頑張ったって、末端の職員と言え言い方悪いんですけれども、新しい若手の職員が、やっぱり自分が、一人一人が町長だったらどういう、こういう場合仕事をするんだろうと、どう進めるだろうと、そういう意識も大事だと思うし、もちろん、それを束ねていくきょう集まっている課長さん方も、若い人材をうまく生かして、何とか、今よりはあしたはよくなるという町をつくるために頑張ってもらいたい。その辺を要望して私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で工藤久夫君の質問を終わり、一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時54分）

第44回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年6月8日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 報告第3号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第2号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第9号） |
| 第 2 | 報告第4号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号） |
| 第 3 | 報告第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第10号） |
| 第 4 | 報告第6号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 5 | 報告第7号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 南部町町税条例等の一部改正を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 報告第8号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 報告第9号 | 専決処分した事項の報告について
専決第8号 損害賠償の額を定め和解することについて |
| 第 8 | 報告第10号 | 平成23年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 9 | 報告第11号 | 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 10 | 報告第12号 | 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について |
| 第 11 | 議案第47号 | 南部町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第48号 | 財産の取得について（デジタル移動系携帯型無線機） |
| 第 13 | 議案第49号 | 三戸郡町村会館管理組合規約の変更について |
| 第 14 | 議案第50号 | 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について |
| 第 15 | 議案第51号 | 平成24年度南部町一般会計補正予算（第1号） |
| 第 16 | 議案第52号 | 平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号） |

- 第 17 陳情第 4 号 国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書
- 第 18 陳情第 5 号 介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 19 陳情第 6 号 高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 20 陳情第 1 号 「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する陳情書
- 第 21 陳情第 2 号 国の地方出先機関の存続を求める陳情
- 第 22 常任委員会報告
- 第 23 閉会中の継続調査の件
- 第 24 議員派遣の件
- 追加第 1 発議第 2 号 こころの健康基本法の制定を求める意見書案
- 追加第 2 発議第 3 号 地方出先機関・青森河川国道事務所の存続を求める意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君

総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原 覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極 檀 義昭君	健康福祉課長	高 森 正義君
農林課長	中 村 一雄君	農村交流推進課長	西 村 幸作君
商工観光課長	福 田 修君	建設課長	工 藤 満君
会計管理者	谷 内 恭介君	名川病院事務長	佐 藤 正彦君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正実君	市場長	工 藤 敏彦君
教 育 長	山 田 義雄君	学務課長	夏 堀 常美君
社会教育課長	工 藤 重行君	農業委員会事務局長	北 山 哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根 市 良 典	主	幹	留 目 日出子
主 査	秋 葉 真 悟			

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第44回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時06分）

報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第2号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明を申し上げます。

処分理由でございますが、3月の大雪による除雪経費の増額に伴い、平成23年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第2号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第9号）。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,936万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,872万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明をいたします。5ページをお願いいたします。5ページの下段でございます。8款土木費、2項1目道路橋りょう維持費でございますが、1,936万6,000円を追加し、1億6,145万1,000円とするものでございます。13節は、除雪業務委託料1,936万6,000円でございます。

次に、歳入のご説明をいたします。上段でございます。9款1項1目地方交付税に1,936万6,000円

を追加し、58億821万9,000円とするものでございます。除雪業務委託料の財源として、特別交付税を充てたものでございます。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第3号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤敏彦君） 報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専

決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分理由でございますが、受託販売収入の増額に伴い、受託販売代金の支払いに不足が生じる恐れがありましたので、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

7ページをお開き願います。専決処分第3号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,325万6,000円とするものでございます。

平成24年3月22日付で専決してございます。

10ページをお開き願います。歳入でございますが、市場の取引売買に関する事業勘定の1款1項受託金、1目受託販売収入に8,000万円を増額して、補正後の額は29億1,000万1,000円としております。

販売収入の状況ですが、4月から3月末までの総計は数量でおよそ1万4,476トン。金額ではおよそ28億4,963万円となっております。リンゴは3月31日現在、対前年でおよそ1,371トンの減となっておりますが、金額ではおよそ3億4,275万円、約35.3%増加のおよそ13億1,384万円となっております。

市場の業務運営に関する業務勘定の1款2項手数料、1目受託販売手数料に560万円を追加し、2億318万円としてございます。出荷者の方々からいただいております7%の手数料収入でございます。

11ページの歳出でございます。事業勘定、1款1項受託費、1目受託販売収入でございますが、3月22日に補正前の受託販売代金予算額28億3,000万円に達し、出荷された方々に支払う販売代金として8,000万円を追加計上してございます。

業務勘定、1款1項市場管理費、2目一般管理費に560万円を追加し、2億2,588万円としてございます。今回の補正による増収分として25節積立金に560万円を追加し、補正後の積立金予算額は4,541万円となり、財政収支を見た結果、全額を市場財政調整基金に積み立てをしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(坂本正紀君) 日程第3、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、平成23年度南部町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。
本案について説明を求めます。財政課長。

- 財政課長(小笠原覚君) 12ページでございます。報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明をいたします。

処分理由でございますが、特別交付税、地方消費税交付金、地方譲与税などの収入金額確定及び農業施設等災害復旧事業費の精査等に伴い、平成23年度南部町一般会計予算を補正する必要性が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第4号、平成23年度南部町一般会計補正予算(第10号)。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,481万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億8,354万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正。

第3条は、地方債の補正でございます。

平成24年3月29日に専決処分してございます。

歳出の主なものを説明いたします。24ページをお願いいたします。まず、2款総務費、1項15目減債基金費でございますが1億5,962万5,000円を追加し、6億2,185万5,000円とするものでございます。25節積立金でございますが、減債基金の積立金でございます。特別交付税などの確定によりまして将来の公債費償還に備え積み立てるものでございます。

次、4款衛生費、1項7目環境衛生費でございますが35万7,000円を追加し、4,650万円とするものでございます。28節でございますが、簡易水道事業特別会計繰出金でございます。この繰出は国庫補助対象事業費の減額に伴い、一般会計負担分を増額するものでございます。

一番下、11款災害復旧費、1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが1,516万3,000円を減額し、1億2,355万3,000円とするものでございます。15節の災害復旧工事費を減額するものでございます。台風15号による災害復旧事業費が確定いたしましたので、工事費を減額するものでございます。これに合わせ、補助率の増嵩による県補助金の増額、それに伴う地方債分担金等の減額調整を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。補正額はございませんが、町道等災害復旧事業に係る財源内訳の補正をするものでございます。

続いて、歳入を説明いたします。21ページをお願いいたします。2款1項1目地方揮発油譲与税から、次のページの7款、中段の自動車取得税交付金までそれぞれ収入額確定に伴い、予算の増額増減調整を行ったものでございます。

9款地方交付税、1項1目地方交付税でございますが、1億4,269万2,000円を追加し、59億5,091万1,000円とするものでございます。これは特別交付税の決定に伴い、1億4,269万2,000円を増額したものでございます。

次に、その下、11款分担金及び負担金、1項1目災害復旧事業分担金でございますが934万5,000円を減額し、419万1,000円とするものでございます。災害復旧事業の分担金でございますが、台風15号による農地災害等の分担金でございます。事業費の減額に加えまして、補助率が引き上げられたことによりまして分担金を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金、2項8目の農地等災害復旧事業費補助金でございますが、3,408万5,000円を追加し、9,319万9,000円とするものでございます。これは、農地等災害復旧事業費の補助金でございます。ご承知のとおり、台風15号災害が激甚災害に指定され

まして、補助率増嵩が認められたことによる増額でございます。

20款の町債につきましては、第3表でご説明を申し上げます。18ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。表の左側が補正前の地方債の発行限度額でございます。まず、町道整備事業でございますが、これは過疎債でございます。補正前7,250万円から20万円減額して7,230万円にするものでございます。農林水産業施設災害復旧事業でございますが、2,900万円から2,850万円減額し、50万円に変更するものでございます。公共土木施設災害復旧事業でございますが、1,360万円から110万円を減額し、1,250万円とするものでございます。合計1億1,510万円から2,980万円減額し、8,530万円とするものでございます。それぞれ、事業費の確定及び補助金増額などにより財源となる地方債を減額するものでございます。

続いて、第2表の説明をいたします。17ページでございます。第2表、繰越明許費補正の追加でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生施設改修事業でございますが、222万円を追加するものでございます。これは、総合保健福祉センターゆとりあの灯油漏れにより生じた油を含んだ土砂の焼却処分経費でございます。

続いて、変更でございますが、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧事業でございますが、補正後の繰越明許費6,504万5,000円とするものでございます。これは、農地等合計12件の農林水産業施設の災害復旧事業を進めるものでございます。続いて、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業でございますが、補正後4,098万1,000円とするものでございます。町道等合わせて13件の災害復旧事業を進めるものでございます。それぞれ、事業費精査による増減調整を行ったものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

.....

報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第4、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題いたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(工藤満君) 26ページをお開きください。報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

処分理由は、国庫補助対象事業費の減額に伴い、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。専決処分第5号、平成23年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてです。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

30ページをお開きください。歳入、歳出を説明いたします。歳出から説明したいと思います。2款1項1目施設建設費の財源補正を行うものです。補正額はありません。補正額の財源内訳といたしまして、国庫支出金が35万7,000円の減額となり、一般財源が35万7,000円の増となるものです。

歳入についてご説明いたします。2款1目一般会計繰入金を35万7,000円増額し、328万2,000円とし、4款1目簡易水道事業国庫補助金を35万7,000円減額し、1,681万6,000円とするものです。

歳入歳出とも第1表のとおり補正前、補正後の6,204万9,000円となります。
以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第5、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 31ページをお開き願います。報告第7号のご説明を申し上げます。専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

処分理由でございますけれども、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）

及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）が平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分第6号でございますけれども、専決処分書、平成24年3月31日付で専決処分しております。

次のページ、33ページをお開き願います。南部町町税条例等の一部を改正する条例。条例第12号でございますけれども、まず、第28条第1項ただし書きの改正。これについては、寡婦（寡夫）控除を受ける場合に申告することになってましたけれども、公的年金に係る所得以外の所得がない場合には、申告書提出を不要とするというふうに改正になっております。南部町では、大体300人ぐらい該当者がいるのかなと思っております。

次に、18条の2の追加でございますけれども、附則の18条の2の追加でございます。これは、地域決定型地方税制特例措置の導入ということで、いわゆる「わがまち特例」ということで、市町村で軽減率を定めることができるというふうに税法が改正になりました。それに伴って、まず第1項でございますけれども、公共下水道の除害施設については固定資産税の特例割合を条例で、うちのほうは4分の3。これは大臣配分の率が4分の3で、それと同じく規定しております。

次に、2項については、特定都市河川浸水被害対策法の雨水貯留浸透施設、これについては3分の2の率で規定しております。これも、大臣配分の率と同じ割合で規定しております。当町にはまだ該当がないんですけども、将来、公共下水道はそういうふうに除害施設を設置した場合には、減価償却資産等が割合、率で軽減になるという形でございます。

次に、附則第22条の改正でございますけれども、これは、地価下落、固定資産が3年に一遍評価がえをしますけれども、地価下落があった場合には3年ではなくて翌年度でも下がった額で課税する。それを、26年まで延長するという形でございます。南部町では、これまで地価下落で5%ぐらい下落した場合には、大体700万円ぐらいの税額が落ちるという形になっております。

次に、附則第23条の改正でございますけれども、これは税法の改正によりまして宅地等においては、負担調整措置を講じます。一挙に税額が上がらないようにということで、そういった、いろいろな措置があります。それで、負担調整措置を26年まで3年間延長することと、あと、商業地の負担調整措置、負担調整をして10分の6を超えた場合、そのときにはそこにとどめるというそういった規定。これも、3年間延長。それから、宅地等の負担調整措置で最低2割で課税しますと。それ以下になっている場合には、2割に引上げしますよと。これも3年間延長になっております。あとは、住宅用地については、最高8割で課税しています。それは廃止になってお

ります。あと、商業地等の負担水準。これについては、7割を限度としますよというふうになっておりました。それも3年間延長すると、そういう形になっております。

次のページをお開きください。34ページ、附則第25条でございますけども、これは、農地に対する固定資産税負担調整措置ということでありますけども、南部町の場合は全部本則になっていて、負担調整の該当がないです。

次に、附則31条の改正でございますけども、これは特別土地保有税の課税の特例ということで、特別土地保有税は、税額から固定資産税相当分または、不動産取得税相当分を引くことになっております。それで、固定資産税の特例ができていますので、それ以後でやりますよという形になって、3年間延長するという形でございます。

次、附則第46条の2の改正、これは追加でございますけども、特定移行一般社団法人等が平成21年12月1日から設置している幼稚園の直接保育の施設、図書館、博物館の非課税が創設されました。これに伴って、該当する場合の町に提出書類の規定を設けております。まず、提出する書類でございますけども、特定移行一般社団法人等に該当することを証する書類。あとは、適用を受ける土地の所在地、地番、地目、地積、用途、家屋の所在、家屋種類、構造、床面積、用途、償却資産の所在、種類、数量、用途。これは、該当する場合にはそれを提出するという形であります。あとは、幼稚園の直接保育、図書館、博物館を設置した年月日。直接保育、図書館、博物館の用に供し始めた時期。それで、あの無償で借りている場合は、無償で借りていることを証する書類と。これらを提出した場合には、非課税とするという規定でございます。

次、附則47条の2でございますけども、これは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、居住用財産については、災害があってから3年以内に譲渡した場合には、特別控除が3,000万円までできるという規定があります。これは、震災については3年以内に譲渡が7年に延長になっております。その7年延長した特別控除を設けております。その部分についても住民税では控除該当させますよという形でございます。南部町ではありませんけれども、そういった該当者が転入してきた場合はあり得るということで、規定を設けております。

次のページをお開きください。35ページ。まず、下のほうの2項ですけども、2項については延長特例を受けるためには、申告にその旨を記載して届けるという形の2項が規定になっております。

次のページをお開き願います。36ページですね。それについては、まず附則で施行期日、第1条が定められております。平成24年4月1日から施行するということで、ただし、寡婦（寡夫）

の住民税申告不要規定については、平成26年1月1日から施行するということになっております。

第2条では、町民税の経過措置ということで、寡婦（寡夫）の住民税申告不要規定は平成26年度から適用しますよと。それ以外の規定については、平成24年度以後の年度分から適用しますよという形です。

第3条においては、固定資産税の経過措置がありまして、別段の定めがないものについては平成24年度以後の年度分から適用すると。別段の定めとして、まず、公共下水道の除害施設については平成25年度以後の年度分から適用しますよと。3項においては、雨水貯留浸透施設の課税特例は平成25年度以後の年度分から適用します。それ以前のものについては従前の例によりますよという形でございます。

次に、37ページをお願いします。4項の規定でございます。これは、住宅用地の課税限度8割というのを廃止しておりますけども、経過措置として平成24年度、25年度については9割を限度とするという、ここがそういった規定でございます。

次に、5項については、さっきの規定が適用になった場合に、これについては特別土地保有税等は、それを適用しますよという形で、固定資産税の特例を経過措置を適用して読みかえ規定でやりますよと。免税店の適用に当たっては、そういうふうにしますと。土地の場合には、30万円未満は税金かからないと。家屋の場合は20万円未満はかからないと。それで、償却資産150万円未満はかからないと。その判定するには評価額ではなくて、課税標準は特例後で判定しますよというのが、5項の規定でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○14番（立花寛子君） 先ほどの34ページ、第46条の2、追加ということで説明がありました。さまざまな理由を述べられましたけれども、その一つに幼稚園、図書館または博物館とかというところの説明なのですが、非課税になるというところだけが耳に入ったのですが、その保育所と民営化にかかわる措置の一つとしての措置なのか。このところをもう少し詳しくお知らせしていただきたいと思います。

それとともに、今説明がなかったのですが、固定資産税の評価がえの年になっているのではありませんか。それで、その法律の中には、経過措置としての据え置きを廃止するとかいうような

内容は含まれていないのかどうか。この点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） まず、幼稚園の直接保育、図書館、博物館の非課税につきまして、前に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律というのが、平成16年6月に公布され、その関係で経過措置がありまして、それらの規定によって一般社団法人財団法人になったのが、なった場合の非課税規定をこれは設けたという形です。実際、規定に幼稚園等で学校法人でやっていればそれで非課税規定がありますので、あかね幼稚園なんかは非課税です。だから、それ以外に、こういうふうになって法が変わったことによってなった場合でも、該当すれば非課税にしますよという新たに設けられたという形でございます。

それから、固定資産税の評価がえに伴って、要は負担調整措置とかいろいろな措置は、時限でここで3年とかってなっているんです。だから、それが法律で切れます。それで、そのまま切れると本則額に急に上がります。そういった関係で延長をかけて、前と同じ形で負担の調整をしますよという形です。ただし、住宅用地の8割限度は廃止したけども、経過措置として平成24年、25年は9割で限度としますよという規定になっております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 報告第7号、南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

地方税法等法律の改定では、住宅用地の固定資産税都市計画税について軽減措置の据え置き特例を2年後に廃止するとしています。居住や零細事業者などの生業のための土地が金融機関等が保有する土地と同じように取引価格で評価され、課税されることで居住権が脅かされる危機が生

まれます。銀行やオフィスビルは高く、一般商店は低く、庶民の住宅用地はさらに低くなるように使用目的に応じて差を設ける方式にすべきだと考えます。土地に対する課税のあり方を改めるべきではないでしょうか。

法律改定の一部の内容に対する理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第6、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 39ページをお開き願います。報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて説明をいたします。

処分理由でございますけれども、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）が公布され、公布の日から施行され、平成24年4月1日から適用されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。40ページでございますけれども、専決処分第7号、専決処分書でございますけれども、平成24年3月31日付で専決処分しております。

次のページをお開き願います。41ページでございますけれども、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。条例第13号でございます。

附則に1項を加えております。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例。先ほど住民税の改正の部分で申し上げましたけども、附則22条の追加。これは、居住用財産の譲渡の特別控除3,000万円を受ける場合に、今までは、被災して居住できなかった年から3年の12月31日までに譲渡した場合には特別控除ができると。特別控除で国保税を課税しますよとなったものを、特例で7年に延長になっております。その7年延長になったために、7年の部分まで国保税も特別控除して課税しますよという改正になっております。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するということです。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号は原案のとおり承認されました。

報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第7、報告第9号、専決処分した事項の報告について、専決第8号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 42ページでございます。報告第9号、専決処分した事項の報告について。

処分理由でございますが、損害賠償の額を定め和解することについて南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号に該当するので、専決処分したものでございます。

44ページをお開きください。損害賠償の額を定め和解することについてでございますが、平成23年12月16日に青森県青森市東造道3丁目3番6号において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定したものでございます。

1、相手方でございますが、青森市内のタイヤ販売会社でございます。

2の和解の内容でございますが、南部町は相手方に対し、損害賠償金として相手方の損害のうち15%、7万9,578円を負担し、相手方は南部町に対し、損害賠償金として南部町の損害のうち85%、27万1,776円を負担する。

なお、本件示談のほか、当事者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

事故の概要でございますけども、発生日時は平成23年12月16日、午後6時15分ごろ、場所は、青森県青森市東造道3丁目3番6号。状況でございますが、上記日時、場所において、交差点を直進した南部町所有の車両と、右折してきた相手方所有の車両が衝突し、車両の一部が損壊したものでございます。

基本的には、当町の公用車が同交差点を青信号で直進しているところに、相手方の対向車線から来た車両がまず、Uターンをしたいというふうに思ったそうでございます。それで、交差点の中に入ってきて、そのまま止まらないで当町の車両に衝突したと。過失割合85対15ということで、もう少し9対1とかそういうふうにならないのかなというふうに思いましたが、どうしてもUターン禁止場所ではなかったということもありまして、85対15ということで示談したという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第9号を終わります。

.....

報告第10号の上程、説明、質疑

○議長(坂本正紀君) 日程第8、報告第10号、平成23年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小笠原覚君) それでは、45ページでございます。報告第10号、平成23年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

報告理由でございますが、平成23年度南部町一般会計予算の地上デジタル放送受信対策事業、保健衛生施設改修事業、農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。平成23年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、地上デジタル放送受信対策事業でございますが、町内5地区の地上デジタル放送受信対策事業を進めるものでございます。翌年度繰越額は、6,608万1,000円でございます。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生施設改修事業でございますが、先ほど補正の第10号の際にご説明したとおりでございます。ゆとりあの灯油漏れに係る土砂の焼却処分費でございます。翌年度繰越額は、222万円でございます。

それから、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費でございますが、この1項2項とも先ほどご説明したとおりでございます。1項のほうは、農地ほか計12件の災害復旧を進めるもの。2項のほうは、町道ほか計13件の災害復旧事業を進めるものでございます。農林水産業施設災害復旧費のほうの繰越額は、6,504万5,000円でございます。公共土木施設災害復旧費のほうの繰越額は、4,098万1,000円。合計、翌年度繰越額の合計額1億7,432万7,000円でございます。

これに充てる財源の内訳でございますが、国庫支出金が8,311万1,000円、地方債が1,300万円、その他が5,425万2,000円。このその他は、難視対策事業の助成金でございます。

なお、一般財源は、2,396万4,000円というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第10号を終わります。

報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第9、報告第11号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 47ページをお開きください。報告第11号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書が調製されましたので、これを報告するものです。

報告理由、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計予算の公共下水道事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものです。

次の48ページをお開きください。2款の1項下水道建設費の公共下水道事業、7,200万円を平成24年度へ繰り越すものです。

財源の内訳といたしましては、国庫支出金が3,567万5,000円、地方債が3,560万円、一般財源が72万5,000円となります。7,200万円の内容は、委託料が2,490万円、工事費が4,710万円となっております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第11号を終わります。

.....

報告第12号の上程、説明、質疑

○議長(坂本正紀君) 日程第10、報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(福田修君) 49ページをお願いいたします。報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。地方自治法の規定とは、普通地方公共団体が出資している法人ということであります。

提案理由といたしまして、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、地方自治法施行令第173条第1項に規定された書類、すなわち、当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類をもって報告するものです。

それでは、皆さんのお手元のところにご配布してあります、南部町健康増進公社の経営状況についてごらんいただいて、中身を説明したいと思います。それでは、一枚めくっていただきまして、まず、概要でございますけれども、事業報告といたしましては健康教室・水中運動・水泳教室等。それから、講師派遣事業等の事業を行っております。その他の事業としては、里山あるきから10の事業を行っております。

利用状況といたしまして、(1)バーデハウスふくち、利用者数は21万1,425人。前年比で9,620人の減です。内訳は、全館利用者が6万4,620人、銭湯利用者が14万4,984人、その他1,821人。(2)のアヴァンセふくちでございますけれども、利用者数4,939人。前年比で923人の増でございます。内訳は省略させていただきます。(3)のふくち屋外プール、利用者数として1,500人です。前年比として182人の減ということです。それから、(4)のふくちアイスアリーナ、利用者数3

万7,876人。前年比4,325人の増となっております。

収入状況でございます。バーデハウスふくち、平成23年度の収入 1 億3,134万4,000円、支出 1 億3,713万4,000円、差引、マイナスの579万円。アヴァンセふくち、収入が2,618万1,000円、支出が2,913万9,000円、差引、マイナスの295万8,000円。ふくち屋外プール、収入が340万3,000円、支出が352万4,000円、差引、マイナスの12万1,000円。ふくちアイスアリーナ、収入が4,220万7,000円、支出が4,002万3,000円、差引、218万4,000円。レストラン、途中からレストランは直営になりましたので、収入が1,713万円、支出1,741万8,000円、差引、マイナスの28万8,000円。合計では、収入 2 億2,026万5,000円、支出 2 億2,723万8,000円、差引、トータルでマイナスの697万3,000円でございます。

次、2 ページへお願いいたします。事業報告になります。 の組織及び運営状況については割愛させていただきます。

の事業の実施状況です。1 番、温泉保養館「バーデハウスふくち」の管理運営状況でございますけども、(1)の公益事業といたしまして、水泳指導事業及び健康指導等の事業を行っております。全体で35件でございます。そのうち、町民対象事業が9教室、それから地域住民対象事業26教室となっております。3 ページ目の(2)の公益事業(講師派遣事業)ですけども、7 件の事業を行っております。続きまして4 ページ、その他の公益事業でございますけども、ほとんど例年と同じですけども、 の温泉療法医健康相談、これは以前やっておりましたけれども、原田先生が体調不良ということで一時休止しておりましたけれども、平成23年度からまた、途中から復活しております。それから、(4)の文化事業。これは例年どおり実施しております。(5)の町高齢者温泉利用事業の利用状況は例年どおりやっておりますけども、利用者数が、2 万1,563名ということで3,331名ほど前年よりふえております。これは、以前は月 1 回の縛りがありまして、月が限定されておりましたけれども、その部分を取り払ったことでいつでも使えるということにしましたら、利用者がふえたということでございます。それから、町内循環バス運行状況でございますけれども、運行期間は4 月から 3 月、1 年間を通しております。(7)の保養施設利用契約団体及び利用状況ですけども、今まで契約してもらっている三つの団体です。それから(8)その他の事業等といたしましては、夏まつりを初めとして事業を実施しているところです。利用者の状況でございます。5 ページです。利用者数21万1,425名、そのうち、全館利用者が6 万4,620名、銭湯利用者が14万4,984名、その他の入館者1,821名。(10)の収支の状況ですけども、1 億3,134万3,635円。前年比でマイナスの870万7,357円です。それから支出、1 億3,713万3,976円、前年比で315万9,308円の増です。差引でマイナスの579万341円。

2 番目の交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営状況です。利用者数は4,939名、内訳、一般の大人が2,360名、一般小人が492名、宿泊企画で2,087名。それから、宴会・会合ですけども2,189名です。これは、対前年比で632名ほど利用者が減っているという状況です。それから(2)として主な大会の宿泊及び県外からの合宿団体の受け入れ状況。合宿といたしましては、岩手県アイスホッケー連盟から始まりまして、東京都の国土館大学アイスホッケー部等の合宿を受け入れております。保養施設利用契約団体の宿泊利用状況でございますけども、青森県市町村職員共済組合では60名、それから日本私立学校振興共済事業団では15名、ひとり親リフレッシュ支援事業、青森県ですけども31名という形になっております。収支の状況です。 収入2,618万1,337円、支出2,913万9,331円、差引、マイナスの295万7,994円となっております。

次、6 ページをお願いいたします。ふくち屋外プールの管理運営状況です。営業期間は7月16日から8月28日まで44日間ということです。営業内訳です。終日営業が42日、定期休業で2日休んでいるということです。事業の実施状況ですけども、町内小学校の授業開放が30回、その内訳ですけども福田小学校11回、福地小学校8回、名久井小学校6回、剣吉小学校5回。この名川地区の小学校につきましては、B & Gのプールが改修工事のため使用できなかったということで、バーデのほうを使っております。それから(4)として利用者の状況ですけども、利用者数は1,500名です。前年比で182名の減です。(5)の利用料の状況です。利用料収入は4万300円、前年比で1万650円の減です。それから管理委託料の状況は割愛させていただいて、(7)の収支の状況です。収入340万3,037円、支出352万3,598円、マイナスの12万561円。

ふくちアイスアリーナの管理運営状況です。(1)の営業期間は、夏期営業として5月28日から8月24日まで78日間。冬期間の営業として10月9日から3月31日まで167日間を営業しております。事業の実施状況ですけども、小学校のスケート教室、それから第10回長ぐつアイスホッケー大会等をやっております。それから、共催事業といたしまして第12回バーデパーク杯争奪青森県チビッコアイスホッケー大会を共催しております。後援事業といたしましては、第17回公社理事長杯争奪青森県社会人アイスホッケー大会からチビッコアイスホッケーチーム育成補助のところまで実施しております。利用者の状況です。利用者数は3万7,876名、対前年比で4,325名の増です。内訳といたしまして、ローラスケートが1,281名、アイススケートが3万6,595名、対前年比で4,080名の増ということです。あとは、スケートの貸靴とかをやっております。(5)利用料収入の状況です。利用料収入1,763万3,100円、内訳、夏期が24万9,450円、冬期1,738万3,650円となっております。続きまして8 ページですけども、利用料金の減免状況でございます。あかね幼稚園から始まりまして、福地保育園までやっておりますけども、3 番目の青森県チビッコアイ

スホッケークラブチーム連絡協議会。ここの利用料については34%減免しておりますけども、これは第12回バーデパーク杯争奪青森県チビッコアイスホッケー大会、12月に開催しておりますけどもこの大会に出る人たちは全員、アヴァンセふくちまたはチェリウスに宿泊することを条件に減免しておりますので、ほとんどの選手の方々が泊まっております。それから(7)として管理委託料の状況は割愛させていただいて、(8)の収支の状況です。収入4,220万7,110円、支出4,002万2,715円、差引218万4,395円の黒字となっております。

続きまして、9ページのレストランの運営状況です。これは、テナントとして入ってありました株式会社八戸プラザホテルが9月30日に撤退したことによりまして、直営営業を始めております。(1)の営業期間、レストランは11月1日から。宿泊部門については10月22日から。宴会部門については11月1日からという形で、これはレストランの飲食提供が延べ4,289名、他の部門との重複もございますけども。それから宿泊の食事提供が延べ3,724食、宴会飲食の提供が59件、それから子ども会、老人クラブ等への提供が51件ということです。収支の状況です。収入1,699万7,630円、支出1,741万8,585円、差引28万8,155円のマイナスとなっております。

続きまして、決算の報告になります。11ページをお願いいたします。貸借対照表です。、資産の部、流動資産合計3,536万6,337円、それから2番、固定資産のその他の固定資産合計4,964万3,832円、固定資産の合計が5,964万3,832円、資産合計では9,501万169円。

負債の部です。流動負債の合計といたしまして3,252万1,335円、固定負債の合計といたしまして9,776万6,000円、負債合計が1億3,028万7,335円。

正味財産の2番の一般正味財産、マイナスの4,527万7,166円、正味財産合計ではマイナスの3,527万7,166円、対前年比ではマイナスの697万2,656円となっております。

続きまして、正味財産増減計算書です。12ページをお願いいたします。一般正味財産増減の部、経営収益計、当年度のところと増減のところを申し上げます。2億2,026万5,549円、増減で1,231万63円。それから(2)の経常費用のところですけども、主なところを説明いたします。レストランの仕入高、直営になりましたので、当年度として9,493万189円、それから給与の部分で増減で182万8,000円ほどマイナスになっておりますけども、年度途中で職員2名が退職しておりますので減っております。その変わりとは何ですけども、賃金のところで逆に減った分、今度は臨時職員を頼んでおりますので2,148万1,216円で、増減で650万5,039円ほどふえております。これは、バーデの職員が2名退職した部分の臨時職員と、あとはレストランが直営になりましたので、その部分の職員が臨時職員の対照として賃金で支払っておりますのでふえております。それから、電気、ガス、水道のところですけども、ここで3,776万5,705円、前年比で431万852円ほどふえて

おります。この主なところは、電気の使用量は約1万6,000キロワット減らしてはおりますけども、東北電力のほうから燃料調整額と太陽光発電促進付加金というのがかけられておりまして、これは一般家庭にも付加されておりますけども、その部分で240万円強ほどふえております。それから、レストランが直営になっておりますので、電気、ガス、水道を合わせまして130万強ふえていると。それから屋外プールに関しましても水の使用がふえているということでございます。それから次、委託料のところですけども、2,529万3,501円。前年比で254万705円減っておりますけども、これはタイボイラーの管理、それから灰の処理、これは産廃扱いされている灰になりますのでその処理。それから管内清掃、ごみ処理等の入札により減ったという形になってございます。それから、租税公課のところでは463万5,300円。148万9,000円、600円ほどふえておりますけども、これは消費税分でございます。それから一つ飛んで、燃料費でございます。2,913万416円、前年比で669万358円ほどふえております。これは、暖房冷房は重油ボイラーを使って動かしておりますので、特に去年の夏は暑く冬は寒かったということで、A重油の使用料がふえております。それと、単価が年平均でA重油が12円66銭、22.2%上がっております。その分で増になっているということです。経常費用計のところでは、2億2,723万8,205円。増減では2,331万2,527円の増ということになっております。当期経常増減額ではマイナスの697万2,656円ということで、一番下の正味財産期末残高、マイナスの3,527万7,166円で、増減がマイナスの697万2,656円となっております。

財産目録につきましては、貸借対照表の明細ということですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、19ページの後ろのページをごらんください。A4の横のやつです。各事業部門収支明細書ということでございます。ここは、公益事業分と収益事業分を分けております。事業収入等の収入合計でございますけども、バーデハウスにつきましては5,014万4,790円、アイスアリーナが4,220万7,110円、それから屋外プールが340万3,037円、公益の合計では9,575万4,937円。

それで、収益部門のバーデにつきましては8,412万6,845円、アヴァンセふくちにつきましては2,325万3,337円、レストラン部門では1,713万430円、収益の合計では1億2,451万612円。法人合計では2億2,026万5,549円。

売上原価等につきましては、公益部門はございません。収益部門のバーデハウスところは37万5,562円、アヴァンセふくちは22万624円、レストランは949万3,189円。収益合計では1,008万9,375円。法人合計も同額です。

それから、事業経費等のところで、人件費計でございます。公益のところではバーデハウス2,294万

628円、アイスアリーナが1,990万7,925円、屋外プールが158万306円。公益合計の人件費が4,442万8,859円。収益部門では、バーデハウスが2,181万1,068円、アヴァンセふくち1,193万3,869円、レストラン560万937円、収益合計では3,934万5,874円、法人合計では8,377万4,733円。

続きまして、下のほうですけれども事業費の計といたしまして、真ん中の公益の合計ですけれども4,664万3,237円、収益の合計では8,672万840円、法人合計では1億3,336万4,077円。

支出合計でございますけれども、公益合計が9,107万2,096円、収益合計のところでは1億3,616万6,109円、法人合計が2億2,723万8,205円。

差引利益金額でございますけれども、公益の部分では468万2,841円、収益の部門では、マイナスの1,165万5,497円、法人合計では、マイナスの697万2,656円となっております。

次のページからは、参考資料といたしましてバーデハウスふくちの入館状況、開業当時からですけれども。それから、アヴァンセふくちの利用状況、ふくち屋外プールの利用状況、ふくちアイスアリーナの利用状況がしておりますのでごらんください。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 少しトイレ休憩の時間をとってほしいんですけれども。

○議長（坂本正紀君） それでは、ここで11時35分まで休憩いたします。

（午前11時26分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

○議長（坂本正紀君） 質疑ございませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 大変詳しいご説明、ご苦労さまでございました。

ところで、このこれからのバーデパークといいますか、南部町健康増進公社の経営、以下によ

っては大変厳しい状況を迎えられると思いますが、さまざまな改善方法も取り組まれていると考えておりますが、その改善努力が認められる状況になってきているのか。また、この2ページに書いてあります組織及び運営状況についての組織についてであります。役員の就退任とか、あとは理事会の開催状況などは書いてあるんですが、実際、現在はどういう方が理事長で、理事になられている方がおられるのか。また、その理事会の案件は書いてありますが、これからどのように運営されているかというような話し合いは持たれているのでしょうか。お伺いいたします。

工藤久夫君 着席

○議長（坂本正紀君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 申し訳ありません。今慌てていました。課長はことし変わったばかりで、まだその辺まで把握してないと思いますので、私のほうから申し上げます。

まず、理事でございますが、役場のほうからは町長、それから私でございます。そのほかに、課長が入っておりまして、健康福祉課長、それから財政課長でございます。ほかに議員のほうからも入っていただいております。工藤久夫議員、それから中村善一議員でございます。それから一般のほうからでありますけども、名前を申し上げますが西舘隆さん、それから小島邦三さん、松村範明さん、米田和子さん、久保利樹さん、以上の方でございます。

監事につきましては、工藤正孝議員さんと、それからうちのほうの役場の会計管理者でございます。

役員が以上であります。

それから、経営改善の状況ということでありますが、先ほどの職員2名が退職なさっておりますけども、退職の補充はしてございません。臨時職員1名増にして、あとは委託している部分がございますので、そういう形で人の配置をしているところで人件費の費用の削減に努めているところでございます。

もう1点は、バーデハウスでありますけれども、要は機械を動かす費用は、当然、モーターとか電気料はかかるわけでありまして、あとは収入をふやしていかなければならない。ところが、去年の震災の影響を受けて、もろに受けたわけでありまして、一たん減った分については、ことしに入ってもまだ今のところは回復状況にない。若干は戻っておりますけども、全く元の数字には戻っておりませんので、職員と私たちが一生懸命になって利用者の増というのに努めてい

かなければならないと思っております。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） そこで、先ほどの説明では増員というか利用者の増も図られている分野もありますが、どういうところを工夫されて利用者の増を図っていくのか。そういうビジョンっていいですか、考えはございませんでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） バーデパーク全体でいきますと、トータルでは5,000人ほど減っておりますけども、ふえている部分がアイスアリーナの部分が4,000人ほどふえております。これは、素人のホッケーの大会がうちのアイスアリーナを使って開催されております。その分で収益も上がってますし、利用の部分が出ています。実際、バーデハウスの部分では利用者は、先ほど副町長がお答えしたとおり震災の影響によりまして、4月から6月までは激減しました。それで、暑かった7月ごろから大分延びてはきましたけども、トータルでは9,000人弱減るような形になっております。でも、収入に関しては、レストランの直営になった分1,000万円ありますけども、そのほかに1,200万ほど全体でふやしているということです。人が減っても収入をできるだけ得るような形で努力をしていっている姿は見えると思っております。

あとは、先ほど副町長がお答えしたとおり、燃料費とか電気、ガス、水道に関しましては料金が決まってきますので、使用をちょっと抑えただけではどうにもならない部分が出ています。それから、燃料の部分でもA重油のボイラー等は冷暖房に使用しているやつなんですけども、去年みたいに夏がちょっと暑くて冷房を使う。冬は逆に寒過ぎて暖房をたかなきゃならないというふうなことになるって、油の単価が大体先ほど説明しましたように12円強上がってますので、その部分を何とかクリアできていくと黒字経営に向かうのかなとは思いますが、ただ、油に関してはどうにもならない部分があると思います。あとは、先ほどの副町長が答弁したとおり、とにかく利用者をふやす。それが肝要だと思っておりますので、町のほうも公社のほうと一体となって連携を取りながら進めていければと。ふやす方法、方策を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） お伺いしたいのは、商工観光課と健康増進公社とのこれはどういふかわり合いで、いわゆる連携と称したその関係を持っておるのかというところを詳しく聞きたいなと思うんですよ。どういうことかという、以前から私は商工観光課、町当局のほうに対して少々きつめのことも、結果的には批判的なことも話すようなあれがあったんですよ。職員も含めて。そうすると、その言葉が、健康増進公社側のほうにそのまま伝わっているわけですね。何か様子を聞くと。当の課のほうは、カエルのつらに小便みたいな感じで何もあれがないと。「川守田議員がこう言ってた」とかそんなことなんですよ。じゃあ、しからばその責任感、そういう部分を見ると、私は町としての責任感というのはあまり感じたことがないです。指定管理者ですから、預けたら口も出さない、金も出さなくてもいいと私は思うんです。経営の改善も見えてきたようなのでいいと思うんですけれど、何とも都合が悪いほうは一番端っこに持っていくような、何か姑息な態度が見えたりして、これじゃしょうがないだろうなって思うんですよね。ですから、指定管理者としてどのように考えているのか。それで、指定管理者に対して町はどういふような関係を保たなくちゃいけないのかって考えているところをちょっと説明してください。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） まず最初の商工観光課と公社のかかわりという部分でございますけれども、先ほど私、答弁で連携と言いましたけれども今回、今ぼたんまつりが開催されておりますけれども、そこに来たお客様をそれぞれの施設にまた回すような形で、バーデハウス、チェリウスもそうですけれども入浴料金を値引きして300円の入場券で入ってもらうと。要するにぼたん園のお金を払って入場券を買った方には、そういうふうな連携というかお互いに来たお客様を別の施設に回ってもらって利用してもらうと。そういうふうな形を今取らせてもらっています。たまたま商工観光課は、観光協会の部分も事務局としてありますので、いろんなイベント等もございます。その辺も、来たお客様をそのまま帰すのではなくて、先ほど言ったようにそれぞれのバーデばかりではないんですけれどもチェリウスとかそういうふうなところとも寄ってもらえるような形を取っていければと。そういうふうな形で連携をして、とにかくバーデに行ってもらうお客様をふやしていきたいと。そういうことで、連携ということでやらせてもらっています。

あと、指定管理するほうと委託するほうの考え方ですけども、私も今正直申しまして商工観光課に来たばかりで、具体的なものについては、私の頭の中ではまだ整理ができていない状況でございますけども、とりあえず指定管理料を決めて指定管理をお願いしているわけですから、その中で管理をしてもらうというのがベストな状況だと思います。そして、たまたま健康増進公社のほうへ指定管理を指定している部分については、厚生労働省の認定を受けている施設でもございまして、それをなくしたくない部分があって健康増進公社という形に指定管理をお願いしているというふうに思っているところですけども、川守田議員が言うとおり指定管理をさせたら、それまでは口も出さないでみるというようなやり方もあると思いますけども、とりあえず黒字に向かって進む形で、町でもいろいろ指導していける分があるのであればちょっと、指導しながらいければとそういうふうに思っています。それが、要するにいろんなイベントに来た人をそこで帰すのではなくて、バーデの方を使ったり、いろんな施設に回ってもらって利用者をふやし収入もふやすと。そういうふうにつなげていければというふうに私は考えておりますけれども。

○議長（坂本正紀君） ほかに、町長。

○町長（工藤祐直君） ちょっと補足をさせていただきますが、まずバーデの施設は町の所有なわけでございます。そういう部分で当然、修繕等々出てくる。これが町側として行う部分で公社のほうとも連携、担当課が商工観光課と。それから町が100%出資の公社でございますので、当然、指定管理をしておりますので運営については、もう公社のほうでこれはしっかりやっていかなければならないわけでございます。議員おっしゃるとおりでございます。その中で、町の意向、そういう部分も町側としての窓口が商工観光課ということでまず、係りを持ちながら行っているということの形でございます。ただ、本当に大事なのは管理、運営について公社でもってしっかり指定管理料の中で黒字にしていくという部分を公社の職員一丸となってこれはもう考えていかなければならないわけございまして、なかなか、その中でスピード感がどうしても劣る部分も出ております。そういう部分で気づいたことをまた町側としての考え、意見、そういう部分を商工観光課が担当しながらやっているということにもなっておりますので、またご理解もいただきたいこう思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 何というか、指定管理者側と町のほうとの意識のかえりが微妙にあるなって考えるんですよ。それはどういうことかという、先ほど課長も答弁で申しましたけども、町が指導してとかほかの施設からアヴァンセですか宿泊は、そういうところに回してとか、そういった言葉が今始まったことではなくてずっとあるんですよ。こうやって答弁を聞いていると。ただ、そもそも指定管理者を受けるのであれば、「町から指導されなかったら経営できません」ということ自体がおかしいんですよ。それで、あるとき言うことは町側がどういうことを言うかっていうと、民間の知恵でノウハウを生かして云々という、私はこの前もそれ言いましたけども、そういうことを別なところでは言う。そうやって、こういうことって根本的に相反することではないですか。ていうことは、指定管理者側がどうのこうのって言うこと自体、それ以外に町当局のほうのスタンスが定まってないっていうことじゃないのかなって感じるんですよ。何か都合のいいことは町の云々とか、何かそんなところが見えたりして何ともすっきりした気持ちにならんですよ。まあ、ですから達者村のNPO法人ともつながることなんですけれども、ちゃんとかわり合いを決めて、責任の分担をちゃんと決めて、任せるんだったら口を出さないと。まあ指定管理ですから、指定管理料っていうのは幾らかしかお金は普通出すのは当たり前だと思うんですけども、あとは監視を徹底して、だめなら切っちゃうとかそのぐらい血の出るような思いをお互いに意識しないと、それこそなれ合いの関係を続けることになるような気がするんですよ。まあ倦怠期っていいですか、そういったのは普通に来るのは当たり前だと思うんですよ。ですから、そういったことをちょっと考えていただきたいなと思うのが一つ。

それから、前から私は言っているんですけども、ほかの理事のことは差し置いて、理事長が町長になっているというのがまことによろしくないことだと思うんですよ。ですから、町長はとりあえず抜けて、あとのことはあとの理事に任せて、もっとこう第三者的に静観するようなスタンスを取ったらいかがなもんかなと提案するんですが、いかがですか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、現在開設当初から首長が理事長になっている。一つは、恐らく無報酬なもんですから、そういう中で町との連携を持ちながら公益的な事業も取り組んでいるということで、首長が理事長という形になってきたんだろうと私自身勝手にこう思っているわけですが、非常に前にも私、理事会においてもまた議会でもお話しさせていただいたことがあると思います。非常に町の立場になると指定管理料をできるだけ下げて、そういう中で経営し

てほしいという立場。公社におきますと、今度は理事長という立場ですと何とか指定管理料をきちっと安定した分をいただいて、安定運営にしていかなければならない。両方の立場なわけでございます。ですから私も本来、理事長は首長じゃないほうがいいのではないかという話もさせていただいたこともあります。そういう中で、本来はそういう形をとっていけるようになればよろしいんじゃないかなと私も思っております。その中で、理事長になったときに報酬等そういう部分もまた議員の皆さんからも検討していただいて、そういう部分が負担になってもそういう形のほうがいいということにご理解をいただけるようになれば、その方向性というのも私は考えていく必要があると、こう思っております。今、ここの段階でどうという部分は申し上げられない部分もありますけれども、理事会並びに議員の皆様とも公費も出ていますので、当然議員の皆さんとも方向性を検討させていただける。時間等もいただければなとこういうふうに考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第12号を終わります。

議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第11、議案第47号、南部町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 50ページでございます。議案第47号、南部町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、平成24年7月9日から外国人住民も住民基本台帳法の適用となることから、関連する条例の改正を行うものでございます。

来月7月9日、外国人登録法が廃止され、新しい在留管理制度がスタートし、3カ月以上の中

・長期在留者には在留カードが交付され、特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。
そして、居住市町村の住民基本台帳に登載されますと、日本人と同様に住民票の交付が受けられるようになるものでございます。

また、外国人住民の印鑑登録につきましては、氏名のほか、通称名や片仮名での登録が可能になるものでございます。

次のページ、51ページをお開きください。第1条、南部町課設置条例の一部を改正でございますが、外国人登録法が廃止になるため、第2条住民生活課の項第4号、外国人登録に関するものを削るものでございます。同項第5号中「行政相談」を「人権相談」に改め、とございますのは、今回の法改正に伴わない語句の修正でございます。

次に、第2条、南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。第2条は、印鑑の登録を受けることができる者を定めておりますが、第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。とあるのは、外国人登録法の引用箇所を削り、条文の整理を行ったものでございます。

次の第3条は、登録できる印鑑について定めてございますが、外国人登録法の引用箇所、外国人登録原票等の用語の削除のほか、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として通称の記載ができることとなることに伴い、通称を用いた印鑑の登録及び取り扱いに係る改正を行っております。

次に、中段よりやや下に3項を追加してございますが、この項では非漢字圏の外国人住民について、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表われている印鑑の登録を可能にしたものでございます。

次のページ、52ページをお開きください。上から4行目、第4号、外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったときとあるのは、中・長期在留者、特別永住者でなくなったとき印鑑登録を抹消するというものでございます。

中段より上、第3条、南部町手数料徴収条例の一部改正でございます。四角で囲んだ別表13の項、外国人登録法廃止による登録事項に関する証明の交付手数料を削除するものでございます。

附則、第1項、この条例は、平成24年7月9日から施行するものでございます。

次の第2項、第3項は、印鑑登録の経過措置でございます。

第2項では、印鑑登録を受けていた外国人住民が、中・長期在留者、あるいは特別永住者でなくなったとき、職権で登録を抹消し、登録を受けていたものに通知するものでございます。

第3項では、外国人住民の住民票が作成されるものについて、氏名及び通称等に変更が生じた

場合は、施行日において職権で印鑑登録原簿を修正するということでございます。

現在、南部町内には44人の外国人の方が居住されております。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 外国人登録の法律的な詳しいこととか、住民基本台帳法の詳しい条文と
いうのを私は見ていないんですけども、ただ言えることは、この間、中国の大使館の人が不正に
住民票を取得して銀行の口座を開設しているようなスパイのようにだとか、何とかってこの外交
特権を活かしてもう帰ってしまったと。そういう事件があったわけですけども、要するに外国人、
まあ国籍が外国の人で日本で住む、そしてここに登録すると。そういう場合に国の方から何だか
の、この自治体はこういう点をチェックしながら手続きを進めてくださいとか、こういうところ
を気をつけてくださいとか、そういうマニュアル的なものはいろいろ来ているわけですか。まず
それが一つ。

それから、最近感じるんですけども、日本国憲法何か見ても憲法つくったときからすべて外
国の国とか国家っていい人間ばかりだと。いい国ばかりだとそういう前文にうたってやっている
わけですけども、最近こう私ら考えれば、その外国の国の中にはいい国もいい人もいるでしょ
うけども、私ら想像もつかないくらい悪い人も道德観念も全くない。自分さえよければどうでもい
いっていう、国家自体がそういうところもあるし、個人そのものがそういう人間もいっぱいいる
と。それで、その辺を考えると外国人を登録するっていったら、窓口で例えば、南部町の私は日
本人であれば「あーあその家に住んでいるこういう人だ」ってわかるわけですけども、今その
外国からの観光客をいっぱい日本に入れましようってということで、例えば中国人なんかも大分あ
の...例えば沖縄経由で入ったら、何かビザが1年だか2年だかいらないとかそういうのを利用し
て日本に入ってきて、悪く言えば風俗の関係の商売について住所を転々としてとか悪いことをや
りかねない人がいっぱい考えられますよね。そういう場合に、窓口ではどの辺までチェックして、
こういうマニュアルあるからいちいち、その個々にどこに住んでいるとか確認しなくても手続き
を進めていくようにしているのか。その辺のチェックをどういうふうにしているのかっていうの
をやっぱり私らも知っておく必要があると思うし、そういうことでちょっと説明いただきたいと
思います。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 先ほどのマニュアルとかそのチェックでございますけれども、この件に関しましては、入国管理客のほうですべて調査をして、ＯＫが出て在留カードの発行されてくるわけですので、町のほうとすれば在留カードを持ってくれば手続きができるということになりますので、そのチェックについては町にはマニュアルはございません。あくまでも入国管理局のほうで行うということになります。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） それはやっぱり制度がもうちょっとう、何か事が起きれば恐らく役場とすれば「いやー私らも十分チェックしたんですけど、手続上、問題がなかったから手続きをしました」で終わりになると思うんですよ。何かそれだと、ちょっとこの先不安がいっぱい感じることもあるんですね。本当、沖縄に１回来れば何カ月だか２年間だったかのビザをあげますよと。入ってきた、それで不法就労みたいなことをやっても自治体は何も手も足も出せない。責任ももちろん取らなくてもいいのかもわからないですけども、その辺をやっぱり私らはもうちょっとう、これは国の制度を改めるべきことで一地方自治体がどうのこうのっていうことがないにしても、少なくともこの外国人に対しては差別しろっていうことではないんですけども、どこに住んで、確かに外国人なんだから貸家がアパートとかそういうところに入ると思うんで、間違いなくそこに入っているかとかそういう元々のここにいる町民よりは、もうちょっと何と言うんですか、厳重にチェックをしておいて「確かに確認しましたよ」っていうことでやらないと、何か事が起きたときにマニュアルでは問題ありませんよっていうので済ませるっていうのは、ちょっと不安だっていうか制度的な欠陥を感じるんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） ただいまのご指摘の件については、もう少し私どもは勉強させていただきたいと思います。

それからまず、今の住基法の改正の背景でございますが、これまでの外国人登録制度では日本

人の住民台帳制度とか別の管理ってということもございまして、その外国人住民の居住実態とか、世帯情報が十分把握されていないということがあって、今回の日本人と同じく住民登録をするということになった背景でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） そうすれば、外国人であっても私もよくわからないんですよ。この条例案から。住民基本台帳に外国人であっても住民基本台帳に載るということですか。そうすると、その自治体に住所するということですよ。そうすると、日本国民として町民としてその恩恵をあずかれるってということですよ。全然違いますか。じゃあそのところは教えてください。

それで、まだいっぱいあるんですよ。よくわかんないんですよ。じゃあ例えば選挙権はどうなりますか。納税の義務はどうなりますか。例えば、子ども手当じゃないですね今はね。そのたぐいの恩恵にはあずかれますか。その選挙権は言いましたっけか。そういったことってというのがやはり大切だと思うんですよ。地域を守るっていう、この町を守るって。何であえて守るっていうふうな言葉を使うかっていうと、そのどんどん日本だけじゃなくてこういった移民政策っていうこと自体が世界各国で起こっているわけですよ。何かこの前ちょっと見ましたら、アフリカにチャイナタウンだかコリアタウンだかができていると。先ほど、工藤久夫議員も言いましたが、沖縄から入国することに関しては非常に甘い審査になっていると。以前の話ですと対馬、あその島っていうのは非常に韓国人がふえているらしいんですよ。もはやその移住してきた韓国人の意思を無視して選挙は成立しないだろうと。首長選挙ですとか町長選挙ですとか議員選挙は成立しないだろうとそういう時期が間近にくるだろうっていう、そういう勢いがあるんだそうですよ。まあ翻って考えますと、例えば、チベット問題っていうのが取りざたされますけれども、チベットはまさにそういった状態で漢民族を受け入れて、今あのような状態になっているってことですよね。極端かもしれませんが、私はこの件に関しましては同じレベルのことで考えています。ですから、そういったことを前提にして考えると、国の法律が改正されましたからはいはいと、末端自治体の条例までそう簡単に改正してはだめなんじゃないのかなと。何かそんな気がして今こうやって聞いているんですけども、とりあえず、そのさっき伺ったことをお答えいただきますか。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 外国人住民ですから、あくまでも住民基本台帳法が適用になって、住民基本台帳に登録されると。あくまでも外国人住民として登録されることでありますので、日本人ではございません。国籍が日本人ではございません。選挙権もございません。ということではよろしいですか。（「納税は」の声あり）納税については…ちょっと調べておりませんので、あと、健康保険についても加入すれば保険証をもらえるということになります。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 例えば、納税の義務があるかないかはわからないとおっしゃいました。これを採決するかしないか諮る前に、そういうことをちょっと調べてきてもらえませんか。例えば税金も払わないで保険に入ると。保険を使って病院にかかれるわけですね。だれがそれを負担してますかっていうことですね。何か聞くところによると、生活保護ももらえるんだそうですね。ただ、多分、私の勘違いでなければ。生活保護申請の条件に適合すれば、今現在いっぱいもらっているんだそうですね。ちょっとそういうのっておかしくありませんかって思うのは、ただ私だけじゃないと思うんですよ。そういった雑多なことを、ここにいる議員の皆様知っていただいてからこれは採決かけるべきじゃないのかなと思うんですよ。まあ私は反対したいと思っていましたけれども。

議長、どうでしょう。

○議長（坂本正紀君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後0時18分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時20分）

.....
○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 先ほどの税の関係について答弁を申し上げます。

まず、外国人であっても、財産の取得をして法務局に登録すれば、所有権があると固定資産税は課税されると。所得税については、１年以上在住していて所得があれば所得税は課税され、住民税も課税されると。そして、国保に加入していれば課税されると。ただし、生活保護等になれば減免措置があるということでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） よろしいですか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） まあわかりました。ありがとうございます。

しからば、休憩中にも言いましたけどこれは、例えば採決して、町の条例の変更をしなくてはならないことなんですか。私はその辺がちょっとよくわからないので、ちょっと改めて伺いますけれど、慎重にも慎重を期したほうがいい事例だと思うので、私はあえてこのようなことを発言するんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 法律で改正があって条例で定めなければならないという規定があると、そうしないと法律に違反することになりますので、そういう規定が必要になると思います。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 法律の改正でございますので、それに合わせて市町村条例も当然改正しなければならないものと認識しておりますが。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

○15番（川守田稔君） 先ほどの質問でも申し上げましたが、随分と地域を守るという観点からも、ひいては日本国を守るという観点からも非常に重大な、一市町村の一条例に過ぎないことが

もしれませんけれども、こういう件に関しては、慎重過ぎることはないと思います。私を含めまして、多分皆さんもこの件に関してどういった現象がこれから起こるのか。よくわからないんだと思うんですよ。そういう状態で、こういったことに事務的に賛成の意思を表じていいのでしょうか。甚だ、じくじたる思いがあります。

よって、私は反対の意思を表明したいと思います。皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決すること賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第48号、財産の取得について（デジタル移動系携帯型無線機）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第48号、財産の取得についてご説明をいたします。53ページでございます。

提案理由でございますが、デジタル移動系携帯型無線機の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1、物品の表示、（1）品名でございます。デジタル移動系携帯型無線機。このデジタル移動系携帯型無線機は、昨年度も購入いたしておりますが、町内小中学校等に追加配備するため、20台購入するものでございます。（2）納入場所、青森県南部町

役場総務課でございます。2、売買代金、823万2,000円でございます。うち、消費税は39万2,000円でございます。契約の相手方、青森市長島二丁目13番1号、扶桑電通株式会社青森営業所所長、高橋秀仁氏でございます。

入開札一覧表は参考のため配布しておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。入開札一覧表の上から順番に入札業者と入札額を読み上げます。河原木電業1,040万円、協和通信1,080万円、3番、東晴から4番、日本無線青森支店、5番、富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部3社は辞退でございます。扶桑電通青森営業所784万円でございます。最低価格につき落札、98%でございます。

3社の辞退理由でございますけれども、震災により技術者を配置できない。あるいは、震災により非常に業務の受注が多く、結局、会社として対応できないなど、各社ごとにそれぞれ事情があったようでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第13、議案第49号、三戸郡町村会館管理組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 55ページでございます。議案第49号、三戸郡町村会館管理組合規約の変更についてでございます。

提案理由でございます。三戸郡町村会館管理組合の事務所の位置を変更し、解散における事務承継並びに決算の審査及び認定の方法を定めるため、三戸郡町村会館管理組合規約の変更について組合町村と協議する必要が生じたので、議会の議決を求めるのもでございます。

56ページをお開きください。平成25年3月31日、本年度をもって三戸郡町村会館管理組合解散することに伴いまして、規約の変更をするものでございまして、今現在、町村会館が八戸市の鴨ヶ池にございます。住所は、八戸市大字尻内町字鴨ヶ池96番3号にございます。これを、解散するまでの期間を南部町の福寿館に事務所を変えたいということで、そこに場所を改めるということで、事務の場所を三戸郡南部町大字福田字下平35番地1に改めるものでございまして、10条に関しましては組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、組合町村が議会の議決を経てする協議をもって定めるというものを変更するものでございまして、町村会館なくなるわけではないんですが、建物がやはりもう古くなりまして立て直す経費もちろん大変でございますが、これをまた、暖房あるいはかなり傷んでいるようでございまして、それを改築していくにもかなりの経費がかかるということで、この際、建物を壊して更地にして処分していくということになりまして、管理組合のほうは解散すると。それで、町村会館の事務は、各町の持ち回りで総務課に配置されていくというふうになるようでございまして、町村会の事務は今後、各町の役場のほうに平成25年4月1日以降は、事務所がそういうふうに配置されていくと。それまでの間、福寿館に入るといような内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この町村会館は、売却するか何かしてもう売ってしまったんですか。そ

れが一つと。

町村会館の規約はなくする。町村会そのものは存続する。そして、町村会の事務はこの福寿館のところで続けていくから、その、そういうことでいいんでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 建物は今年度中に壊すということが決まっております。それで、町村会そのものは任意団体でございますので、町村会そのものは継続していくと。町村会館管理組合ですので、建物がなくなるとその組合を解散するということで、3月31日までは管理組合はまだありますので、その間だけの事務を福寿館のほうに移動すると、4月1日からの町村会のほうは継続していきますので、各町持ち回りの総務課に配置していくということでございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第14、議案第50号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業

に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 57ページになります。議案第50号です。青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。

提案理由であります。青森県新産業都市建設事業団に委託している桔梗野工業用地の取得及び造成事業の計画に未処分地に関する事項を追加するとともに、八戸北インター工業用地の取得及び造成事業に係る財政計画等を変更するため、事業計画の一部変更について協議するものであります。

次のページをお願いいたします。変更の内容でございますが2点ございます。まず、1点目でございますが、上から三行目になります、別紙「事業計画の内容」の1の7とありますが、この1の7というのは、八戸市が事業団に委託している事業の桔梗野工業用地の部分でございます。その1の7の（6）の次に（7）ということで、未処分地（3号区画から6号区画）について平成24年度から平成53年度までの間に限り、賃貸することができるものとする。これは、工業用地等を売却するのが目的でございます。それを賃貸することができるというふうに追加するものでございます。これは、皆様ご存じのとおりと思いますが、軟弱地盤の部分が6町歩ぐらいございまして、その部分を今現在、八戸市では桔梗野工業用地軟弱地盤活用検討委員会というのがございまして、そこで検討することになっておるそうですけれども、それを一つの例として太陽光の関係の業者に賃貸するというふうな案にあるということですので、その部分をつけ加える部分が一つでございます。

もう一つの部分ですが、別紙「事業計画内容の1の9」とございます。この1の9というのは、これも八戸北インター工業用地の部分でございます。これにつきましては、企業の方が3,000坪ぐらいの用地を求めているということで、この部分について、大体5.3町歩ぐらい3号区画というふうな案があるそうですけれども、その部分、5.3ヘクタールを分割して分譲したいということで、八戸市のほうでこの財政計画を変更するというのでございます。

工事等全部は、平成15年度に終わっているわけですが、これを、平成15年度を平成26年度に改めて事業計画をするということでございます。

なお、この事業は、八戸市と事業団との間でございまして、当町での負担等は一切ございませんので申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第15、議案第51号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第51号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第1号）のご説明をいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,648万円とするものでございます。

歳出から主なものを説明いたします。67ページをお願いいたします。まず、2款総務費、1項6目の企画費でございますが720万円を追加し、7,265万4,000円とするものでございます。19節でございますが、コミュニティ推進事業補助金720万円でございます。財団法人自治総合センタ

ーのコミュニティ助成事業の採択を受けまして、補助するものでございます。内訳ですが、五日市町内会のイベント用品の購入補助が240万円でございます。それから、沢田町内会のコミュニティセンターの建設補助、これは県内で1カ所だけでございます。それが採択されたので480万円でございます。

次、3款民生費、2項1目児童福祉総務費でございますが189万円を追加し、3億4,111万1,000円とするものでございます。13節でございますが、システム改修委託料189万円でございます。児童手当法の改正に伴う児童手当システムの改修を行うものでございまして、全額県の補助金を見込んでおります。

一番下、6款農林水産業費、1項9目達者村モデル事業費でございますが、補正額はございませんけれども、県の市町村元気事業費補助金の採択を受けたことに伴い、8節から次のページの13節まで事業費を組みかえるとともに、財源内訳を補正するものでございます。主として、達者村事業を推進するNPO法人の運営強化を図るため、13節に事業委託料として181万5,000円を計上いたしております。

7款商工費、1項2目観光費でございますが100万円を追加し、2,060万3,000円とするものでございます。13節に観光イベント委託料として85万円を計上いたしております。これは、岩手県山田町の復興支援を図るために、観光協会に対してイベント開催を委託するもので、これも県の市町村元気事業の採択を受け、実施するものでございます。

それから5目の観光促進費でございますが171万6,000円を追加し、251万4,000円とするものでございます。北のフルーツパーラーと伝統芸能を活用し、県外からの新規誘客活動、農産物のPR活動などを展開するものでございます。8節から次のページ18節まで、主としてイベント開催経費でございまして、財団法人地域活性化センターの助成を受けて実施するものでございます。

次、8款土木費、1項1目土木総務費でございますが2万円を追加し、6,067万8,000円とするものでございます。19節には、馬淵川とともに生きる期成同盟会の負担金2万円を計上してございます。

9款消防費、1項2目の非常備消防費でございますが143万1,000円を追加し、1億2,829万8,000円とするものでございます。11節の消耗品費でございますが、消防団の救命胴衣の購入費99万円でございます。18節は消防のホース購入費44万1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが240万円を追加し、268万円とするものでございます。13節には測量設計業務委託料210万円を計上いたしました。これは、町道の凍上災害、いわゆるしみ上がりですね。凍上災害復旧の

申請に向けて査定用の測量設計業務委託料を計上したものでございます。

次に歳入を説明いたします。66ページをお願いいたします。14款県支出金、2項1目総務費県補助金でございますが377万4,000円を追加し、492万4,000円とするものでございます。これは、1節総務費補助金、市町村元気事業補助金377万4,000円でございます。先ほど説明いたしました達者村の事業、それから山田町の復興支援の財源として充てるものでございます。

2目の民生費県補助金189万円を追加し、6,499万2,000円とするものでございます。これも、先ほど説明いたしました児童手当システムの改修に充てる財源でございます。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金64万3,000円でございますが、今回の補正予算に係る一般財源として取り崩しをするものでございます。

19款諸収入、5項3目雑入でございますが1,000万円を追加し、1億4,555万4,000円とするものでございます。説明のところでございますが、コミュニティ助成金800万円でございます。それから、移住・交流による地域活性化支援事業助成金、先ほど説明いたしました北のフルーツパーラー関係でございます。これに充当する200万円ということでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 69ページ、土木費、期成同盟会のこの件に関してちょっと伺いたいのは、今、河道掘削という手段でもって、馬淵川のいわゆる整備に着手したということになるんでしょうか。ですけれど、しからば河道掘削によってどれほどの排水量の増加を図れるものなのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 今現在、排水量については県のほうと協議しながら、聞きとってお答えしたいと思っております。ただ、確率が20年に一度という確率でもってやっている。工事を進めているようです。ただそれだけが、今のところ知り得た情報です。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 多分、排水量とか全然関係ないと思うんですよ。あれでもって、馬淵川の洪水っていうのが解決の何かの足しになるとは私は思えないんですよ。もしかすると、掘った分、その量は水は余計にたまるかもしれません。それにしたって、ちょっと雨が降って川の水がちょっと濁るような水量が出れば、上からどんどん流れてくると思います。掘ったら掘ったらどんどんどんどん埋まってくると思います。ていうことは、あまり関係ないんですね。ですけども、特別な計らいで予算はつけていただきました。いい公共事業にはなっていると思います。そういう意味では大変いいと思っているんですけども。ですけども、結局は川の一番ネックになっている部分ですとかそういったものを広げない限りは排出量というのはふえないわけですよ。かといって、町長もおっしゃるように馬淵川の上流にどこぞにダムを建設する。それもどうやら不可能に近いんだろうという。そうすると、考えてみますと去年の洪水のおかげで公共事業はいただきました。これは随分いいと思います。ですけど、根本的に何の解決にもなってないんじゃないですかと言いたいわけですよ。ですから、言っちゃなんですけれども法師岡のところですか、あの辺をバーンと発破でもかけて倍ぐらいの広さにして、ガーっと下に流れるようにしてもらうのが一番いいわけですよ。まあ、治水は下流からっていいですけども、私に言わせれば治水は上流からです。下の人たちがひどい目に遭わないと、なかなかこういうのは進まないなという、みんな思っていると思いますよ。ですけども、そういうことだと今に至って私は考えているんですよ。ですから、何とか期成同盟会を結成した。これは町長が会長になられているらしいですからこの程度のことで終わらせないで、やはり根本的な対策に向けて協議していただきたいなとお願いするものです。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第16、議案第52号、平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤敏彦君） それでは、議案第52号、平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正に伴います歳入歳出予算の総額に変更はございません。

73ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。業務勘定、1款1項市場管理費、2目一般管理費、補正額はゼロでございます。13節委託料に測量業務委託料として49万4,000円、17節公有財産購入費に市場用地買収費といたしまして660万円をそれぞれ追加し、25節積立金のうち、財政調整基金積立金を709万4,000円減額とする組み替えを行うものでございます。

組み替えの理由でございます。現在、町営市場の用地面積1万7,810平米のうち、1,386平米が借用地といたしまして平成27年3月末まで借地する契約となっております。町営市場卸売場の北東部分に位置しておりますこの借用地、南部町大字大向字中居構1番地1、地権者は1名でございます。1,386平米のうち400平米を買収し、大型車両の通路を確保するため予算を組み替えてこれを取得したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 今の説明から確か南部市場は、今の売場は平成3年から開設されたと記憶しております。いわゆる昭和の時代から恐らく買収計画があって、建設工事があって平成3年にオープンしたと思いますが、なぜ、その1,386平米は賃貸だったのか。確か当初の話の記憶によりますと、当時の南部町は個人の方々と賃貸契約ではないというふうな方向でやったにもか

わらず、大分前にやだということになったのかなというふうに思います。しかしながら、もう21年、ことしは平成24年ですから21年間たって、この間、賃貸の契約27年といえども一向にその買収のお話がなかったものなのか。なぜ、今に至って契約年数がまだあるにもかかわらず、合意に至ったのか。まず、この1,386平米のうちの400平米だけなのかということをお教えください。

○議長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（工藤敏彦君） 今の借用地でございますが、調べましたところ昭和53年から町営市場のほうで、特別会計の方でずっと借用をいたしております。平成3年の時分の買い上げにつきましては、地権者のほうで売らないということだったと私は伺っておりました。それで、今なぜということでございますけれども、つい最近までも時々折に触れて、売っていただけないのかなという交渉はしましたけれども、なかなか首を縦に振っていただけなかったということでございます。最近になりまして、地権者の高齢ということと体調があまり思わしくないということで、相続権者の方とお話をしたところ「譲ってもいいよ」というお話が得られましたので、市場としては今後、借地契約を継続はしない方向で検討させていただくということで、あと予算上の理由もありまして、一番必要な最小限の面積ということで400平米だけを今回、とりあえず取得させていただきたいということで予算を計上した次第でございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ありがとうございます。

当時からそんなに昔の話を、私も今さら聞いた話を言ってもしょうがないんですけども、いわゆる賃貸ではない、要するに売って、市場の用地に売って協力した方々がいます。いわゆる町に売れば税金がかからないらしいとかという部分も含めて。ただ、そこに税にはいろいろからくりといいますが、ありまして、所得をお金をもらった方は非課税ですが、その次の方は息子であるとかがそのお金を使えば、贈与税が発生するとか。そういったさまざまな話があって、売るよりも貸したほうがいいという話がいっぱいあったそうです。私のうちもその地権者の一人でしたので、ただ、南部町発展のためには協力が必要だということで合意に至ったそうですが、ただ、今のうちにこの賃貸が発生した面積が大きくて、南部市場の発展のためには4号線のほうに進出し

たほうがよかったんじゃないのかという話もあったそうです。こういった計画があまりよくなかった賃貸で進まなければならなかったよりだったら、思い切って4号線沿いのほうに、広大な面積を誇る畑を買収して、やったほうがよかったんじゃないのかなと当時から私は伺っていますが、今後、そこで、まだ若干残っていますがこの賃貸の面積は、今後の財政的な部分とか農家の方々の農産物の取り扱い、さまざま仲買人の商売の仕方とかありますが、現在の場所は拡張とか、まだ周りの使うと思えば面積はあるわけですけども、また、4号線からの通路です。当時からあったんですけども、大型トラックが通るには狭いという部分においては、この南部市場の方向性を考えれば、4号線から南部市場までの道路とかの用地、あるいは、現在の市場の周りの用地なんかというものはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（工藤敏彦君） 今、議員おっしゃいましたように、国道4号に出たらよかったんじゃないかというお話は、もうちらほら、従前から伺っております。

ただ、現在残ったところということでございますけれども、市場自体は今の運営形態といいですか、農家も今後ふえるという見込みはほとんどないというような状況でございますので、扱っている荷物にしてもそんなにふえないのではないかという見込みもございますので、敷地とか拡張の計画は今のところ持ってございません。

あとは、利便性をいかに上げていくかということだけだと思いますので、とりあえず道路の拡張とかそういうのに関しましては、これは市場の運営審議会等もございますので、そちらの方でもんでいただいて、必要であれば計画は立てたいと思いますけれども、かなり厳しいものではないのかなと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
-

陳情第4号から陳情第2号の委員長報告

- 議長（坂本正紀君） 日程第17、陳情第4号から日程第21、陳情第2号までは所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員会の報告を求めます。

初めに、教育民生常任委員長の登壇を求めます。川井健雄君。

（教育民生常任委員会委員長 川井健雄君 登壇）

- 教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果をご報告いたします。

昨年12月2日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第4号、国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書。陳情第5号、介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書。陳情第6号、高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書。それに、6月5日の本会議において付託されました陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する陳情書について、同日、本委員会を開催し慎重に審議いたしました。

陳情第4号、陳情第5号及び陳情第6号については、保険料負担の公平さに欠けることや税制改革も含めた安定的、緩急的な財源確保を制度化しなければならないなどの問題があるため、全会一致で不採択といたしました。

陳情第1号については、こころの健康と精神疾患の問題は、国民だれにでも起こり得る重大な問題となっており、こころの健康についての総合的、長期的な施策を保障する「こころの健康基本法」の制定が必要であると認め、全会一致で採択といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。川守田稔君。

（産業建設常任委員会委員長 川守田稔君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（川守田稔君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る6月5日、本会議場において本委員会に付託されました陳情第2号、国の地方出先機関の存続を求める陳情について、6日に本常任委員会を開催し、慎重審議を行いました。

審議の結果は採択であります。採択と決しました主な理由を申し上げます。陳情趣旨によれば、地方出先機関廃止については平成20年12月8日、地方分権改革推進委員会の第二次勧告において、安倍内閣による基本方針2007にうたわれている地方分権、道州制導入、公務員削減推進の具体化を促したとあります。

これを受け、平成22年6月には地域主権戦略大綱を閣議決定、それに平成22年12月28日の閣議決定においてすべての河川、国道を委譲するための協議を完了させた上で、平成22年、通常国会においては関連法案を成立させ、平成26年内に委譲する予定であるというのが一連の流れであります。

しかしながら、今現在に至って、基本方針2007にうたわれる地方分権、道州制導入、公務員削減、それらの具体的な概要ですとか方向性がいまだ示されておりません。そのような状況下の中で、これまで長きにわたって、地方自治体とともに建設行政の一部を担ってきた青森河川国道事務所の廃止を前提にした今後の当町の建設行政のあり方を考えることは、まことに現実的ではなく、さらには、昨年の3.11大震災や馬淵川の洪水時には、馬淵川の洪水時に果たした青森河川国道事務所の役割は大きく、これらを考慮に入れると、その廃止は今後の当町の事業にも支障を来す恐れがあるというものであります。

しかし、陳情趣旨に次のような文章があります。社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法のもとで全国平等の利益を保障するための国の責任と義務をもった事業であります。中間は省略します。馬淵川水系では百年に一度の規模の洪水では、多くの水防活動を必要とする箇所があります。こうした青森県に生活する県民の安全、安心のためにも危険箇所を一日も早く解消することや、全国におくれている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、防災・維持管理に重点配分をする必要がある云々という文章であります。

以上の内容が、青森河川国道事務所の存在理由であり、みずからの役割と自覚おられるのであれば、これまでの周辺自治体とのかかわり方について深く自性を求め、もって、今後のより一層のよき協力関係の構築を希望し、陳情審査の結果報告といたします。

○議長（坂本正紀君） 教育民生常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

陳情第4号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第17、陳情第4号、国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書を不採択としたことに対する討論を行います。

陳情の内容は、だれでも、いつでも、どこでも安心して医療が受けられる制度にするために、市町村国保への国庫負担率を大幅に引き上げることを求めるなど、国保制度存続を訴える内容であり、何ら問題はないと考えます。低取得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保には適切な国保負担が不可欠。これは、かつて政府自身も認めていた国保財政の原則です。全国知事会、全国市長会などの地方6団体も、従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げを一致して要求しています。こういう状況がある中で、国庫負担引き上げに反対では、国保加入者の負担を重くするとともに、当自治体のためにもならないと考えます。

以上の理由を述べ、不採択とした審査結果に反対いたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第18、陳情第5号、介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書、不採択とした結果に対する討論を行います。

国庫負担をふやし、保険料の引き上げを抑えること、並びに利用料の負担軽減を図ること。サービスの保険外しや給付制限をすることなく、必要な介護が受けられる介護制度にすること。介護労働者の賃金、労働条件を改善すること。また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の継続を

図ることなどを求める内容は、住みなれた地域で安心して老後を送りたいと願っている人の思いをかなえることになるのではありませんか。また、福祉でまちづくりができ、雇用の拡大につながります。地域の活性化になり、何ら問題のない内容であり、当自治体にとってもよいことではないでしょうか。

以上の理由を述べ、不採択とした結果に反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第19、陳情第6号、高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書、不採択とした結果に対する討論を行います。

政府は、後期高齢者医療制度にかわって新高齢者医療制度を打ち出しました。しかし、新制度とは名ばかりで、国保に加入させる75歳以上の加入者を別勘定にして、医療費と保険料を連動させる仕組みを新制度案の根幹に据え、保険料の引き上げが嫌なら受診を我慢しろという医療費抑制を押しつける後期高齢者医療制度の悪い部分を温存したものになっています。さらに、新高齢者医療制度は、国保の都道府県単位など国保広域化を盛り込みました。国庫負担の大幅な引き上げが明らかにされないまま、国保広域化が具体化されるなら、都道府県単位の巨大な赤字団体が生まれかねません。

以上の内容は、高齢者の健康を守り、発展させるために必要な措置です。だれもが納得、安心できる医療制度を早急に実現するよう要求するものであります。高齢者の生活を守り、自治体負担を軽減するためにも、国庫負担を求めていかなければなりません。

財源は、無駄使いの一扫と大企業、大金持ち優遇の税制を適正なものに改革することによって、消費税を増税しなくても社会保障の拡充も財政再建も可能であり、財源は生み出せます。

以上の理由を述べ、不採択とした審査結果に対する反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり不採択と決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、陳情第6号は不採択とすることに決しました。

陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第20、陳情第1号、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択とすることに決しました。

陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第21、陳情第2号、国の地方出先機関の存続を求める陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択と決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、陳情第2号は採択とすることに決しました。
-

常任委員会報告

- 議長（坂本正紀君） 日程第22、常任委員会報告を議題といたします。
本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。
-

閉会中の継続調査の件

- 議長（坂本正紀君） 日程第23、閉会中の継続調査の件を議題といたします。
本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。
お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議員派遣の件

- 議長（坂本正紀君） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

日程の追加

- 議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

先ほど審議いたしました陳情に係る意見書案の発議2件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案の発議2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後1時24分）

- 議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時26分）

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、発議第2号、こころの健康基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。川井健雄君の登壇を求めます。川井健雄君。

（9番 川井健雄君 登壇）

○9番（川井健雄君） 発議第2号、こころの健康基本法の制定を求める意見書案についてご説明いたします。

心身の健康は一人一人の基本的権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものであります。しかし、我が国は、国民のこころの健康危機といえる状況にあります。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要であります。

よって、国会及び政府に対し、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象としたこころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法」の制定を強く求めるものであります。

山田賢司君 着席

工藤久夫君 着席

なお、意見書案はお手元に配付のとおりであります。

平成24年6月8日、提出者、南部町議会議員、川井健雄。賛成者、南部町議会議員、工藤幸子、同じく坂本正紀、同じく工藤久夫、同じく河門前正彦、同じく中舘文雄。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（坂本正紀君） 追加日程第2、発議第3号、地方出先機関・青森河川国道事務所の存続を求める意見書案を議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。川守田稔君の登壇を求めます。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

- 15番（川守田稔君） 発議第3号、地方出先機関・青森河川国道事務所の存続を求める意見書案についてご説明いたします。

青森河川国道事務所は、これまでも馬淵川流域の住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈である国道4号線及び国道104号線の改築、維持、修繕など地域と密着した行政機関として業務を行ってきたところであります。全国でもおこなっている青森県内の社会資本整備の推進と、事業費の確保をするとともに、防災、維持管理に重点的に予算配分する必要があります。

よって、関係機関に対し、引き続き青森河川国道事務所を存続するよう求めるものであります。

なお、意見書案はお手元に配布のとおりであります。

平成24年6月8日、提出者、南部町議会議員、川守田稔。賛成者、南部町議会議員、東寿一、同じく沼畑俊一、同じく夏堀文孝、同じく工藤正孝。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第44回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月5日から本日までの4日間の日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の折、ご出席をいただきまことにありがとうございました。

本定例会に提案いたしました全議案とも慎重審議いただき、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

また、一般質問等でのご意見、ご助言等につきましても真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、現在開園中のぼたんまつりについてであります。開園日の5月30日から6月6日までの平日の6日間、八戸市庁前を発着するシャトルバスを運行したわけですが、予約受付日から申し込みが殺到し、全便とも満員での運行となりました。入園者数も6月6日現在で8,000人と、ほぼ平年並みとなり、来園した多くの方はぼたんの苗木を手に園地を後にしておりました。

また、あしたとあさっての2日間、三戸町を主会場に三戸郡総合体育大会が開催されます。参加町村は当然優勝を狙っているわけですが、昨年優勝した当町の選手には、2連覇を目指して頑張ってもらいたいと思うものでございます。

さて、おくれていた田植え作業はほぼ終わり、サクランボを初めとする果樹の作柄など一部心配はございますが、スポーツに限らず、あらゆる分野において頑張っている方々を応援し続ける町でありたいと思っておりますので、議員各位におかれましてもこれまで以上のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たってお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、閉会に当たり私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議事の進行に大変時間がかかりまして、昼食もとらずに審議いただきまして大変申し訳ございませんでした。心からお詫びを申し上げます。今後は、時間の調整にきちっと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、今期定例会は、6月5日から本日まで4日間でありましたが、円滑な議事運営にご協力をいただき、まことにありがとうございました。議員各位には終始熱心にご審議を賜り、また、町長初め、理事者各位におかれましては、議案の説明にご協力をいただき、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。閉会のあいさつといたします。大変、どうもありがとうございました。

これをもって、第44回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後1時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 工 藤 幸 子

署 名 議 員 馬 場 又 彦